

官報 号外

平成二十七年五月十三日

○第百八十九回 参議院会議録第十六号

平成二十七年五月十三日(水曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第十六号

平成二十七年五月十三日

午前十時開議

- 第一 緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 文部科学省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 水防法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 一、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、
持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

平成二十七年五月十三日 参議院会議録第十六号

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。厚生労働大臣塩崎恭久君。

〔国務大臣塩崎恭久君登壇、拍手〕

○国務大臣(塩崎恭久君) ただいま議題となりました持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

我が国は、誰もが安心して医療を受けることができる世界に誇るべき国民皆保険を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。しかしながら、急速な少子高齢化など大きな環境変化に直面している中、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとし、国民皆保険を堅持していくためには、ためめ制度改革が必要であります。

これを踏まえ、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険の財政支援の拡充や財政運営責任の都道府県への移行等による医療保険制度の財政基盤の安定化、被用者保険者に係る後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入、医療費適正化の推進を行うほか、患者申出療養の創設の措置を講ずることとし、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、国民皆保険を支える重要な基盤であります国民健康保険制度の安定的な運営が可能となるよう、国民健康保険への財政支援の拡充を行う

ことにより、財政基盤を強化することとしております。また、都道府県が、市町村とともに国民健康保険の運営を担い、国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定化を図ることとしております。

第二に、後期高齢者支援金について、より負担能力に応じた負担とし、被用者保険者相互の支え合いを強化するため、被用者保険者の後期高齢者支援金の額の全てを標準報酬総額に応じた負担とするともに、高齢者医療への拠出金負担の重い保険者の負担を軽減する措置を拡充することとしております。

第三に、医療費適正化の取組を実効的に推進するため、医療費適正化計画において、医療に要する費用についての目標を定めるとともに、毎年度の進捗状況を公表し、目標と実績に差がある場合には、その要因を分析し、必要な対策を講ずることとしております。

第四に、困難な病気と闘う患者からの申出を起点として、安全性及び有効性を確認しつつ、高度な医療技術を用いた医療を迅速に保険診療と併用して行うことができるよう、新たな保険外併用療養費制度として患者申出療養を創設することとしております。

以上のほか、全国健康保険協会に対する国庫補助率の安定化、入院時食事療養費の見直し等を行うこととしております。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、平成三十年四月一日としております。

以上がこの法律案の趣旨でございますが、平成二十七年四月一日から施行することとしており、また改正規定につきましては、衆議院において、公布の日から施行することとする修正がなされております。(拍手)

○議長(山崎正昭君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。福岡資麿君。

〔福岡資麿君登壇、拍手〕

○福岡資麿君 自由民主党の福岡資麿です。

私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました国民健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに厚生労働大臣に伺います。

我が国の医療保険制度は、大正十一年の健康保険法に始まり、昭和三十六年には全ての国民が公的な医療保険に加入する国民皆保険が実現しました。以来、今日まで五十年以上にわたり、誰でも、どこでも、いつでも保険を使って必要な医療を受けられるという、世界に誇る制度が維持されております。

本法案では、この国民皆保険を守るため、多岐にわたる改革が予定されておりますが、まずは大きな柱である国保の改革について伺います。

国民皆保険を支える最後のとりでである国保への財政支援については、毎年約千七百億円、平成二十九年年度以降は毎年三千四百億円が予定されております。これまでにない大規模な財政支援ですが、地方自治体の一般会計繰入れの肩代わりに終わったり、国保の財政規律が緩んだりすることがないよう、効果的、効率的な支援とすることが必要と考えます。総理の御見解をお聞かせください。

本法案には、平成三十年度から都道府県が国保の財政運営の責任主体となることも盛り込まれております。六十年を超える国保の歴史の中で画期的な見直しですが、財政支援の拡充に比べて、都道府県が参加することのメリットは十分理解されていないように思います。例えば、都道府県が関与することによって山間部の小さな町や村の国保がどう良くなるのか、総理より分かりやすい説明をお聞かせください。また、都道府県、市町村がそれぞれの役割を十分果たせるよう、国としてどの

ように支援をしていくつもりでしょうか、併せてお聞かせください。

次に、今回の改革が健保組合などの被用者保険者に与える影響について伺います。

後期高齢者医療への各保険者の支援金は、平成二十九年年度から全て総報酬割となります。各保険者の負担能力に応じて負担するというのは、被用者保険者の支え合いを強化し、国民皆保険を守る観点からやむを得ないものと考えます。

しかしながら、高齢化の進展により、高齢者医療への拠出が増える中で、被用者保険者の負担軽減を求める意見もあります。今回の改革において、被用者保険者にどのような負担軽減措置を講ずることとしているのか、厚生労働大臣より具体的にお答えください。また、こうした負担軽減策が、その時々々の財政事情はあるとしても、今後とも十分確保されることが大切と考えますが、併せて御見解を伺います。

高齢化によつて医療費が増える中でも、現役世代の負担をできるだけ増やさないよう医療費の適正化を進めることは大切なことです。その際には、一律に医療費総額にキヤップを掛けるようなやり方ではなく、予防や健康づくりに取り組むための支援を行い、それにより医療費の伸びを抑えていくことが重要だと考えます。

しかし、特定健診、保健指導、糖尿病の重症化予防などの取組方には保険者によつて差があるのが実態です。また、せっかく保険者が取組を行つても、加入者が積極的に参加しなければ効果は出ません。さらに、各地域のニーズに合わせた医療提供体制の改革や後発医薬品の使用促進なども必要です。

都道府県、保険者、個人などが、それぞれの立場で予防、健康づくりや医療費適正化に積極的に取り組むよう、どのような対策を講ずるお考えか、厚生労働大臣に伺います。

最後に、患者申出療養の創設について伺いま

す。

これまでの先進医療では六か月程度掛かっていった審査期間を原則六週間に短縮するという画期的な取組ですが、患者団体からは、安全性や有効性がしっかりと審査できるのか、将来的な保険適用につながるのかといった懸念の声が出ています。これらの懸念にどう答えるのか、患者団体の皆様を安心させるためにも、厚生労働大臣の答弁をお願いいたします。

また、限られた病院だけでなく、地方でも身近な医療機関で実施できるようになることが患者の声に応えることになると思いますが、その点の御説明も併せてお願いいたします。

国民皆保険制度は世界に誇るべき制度でありまして。今後も世界に誇るこの制度を持続させ、将来にわたつて国民が安心して医療を受け続けることができるよう、政府とともに一層の努力をしていくことをお誓い申し上げます、私の代表質問といたします。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 福岡資麿議員にお答えをいたします。

国保への財政支援についてお尋ねがありました。

今回の改革では、国保の厳しい財政状況に鑑み、年約三千四百億円の追加的な財政支援を行うなど、財政基盤を大幅に強化することとしています。

その際には、赤字を抱える自治体に対し、赤字額に応じた財政支援を行うのではなく、医療費適正化に取り組み自治体や子供の多い自治体等に対し、地域の実情を踏まえ、効果的、効率的な財政支援を行うこととしています。このように、各自自治体の財政規律が緩むことのないよう、めり張りのある財政支援を行つてまいります。

都道府県が国保の財政運営の責任主体となるこ

となどについてのお尋ねがありました。

今回の改革では、山間部の町村など小規模な保険者が多い国保について、財政運営の責任主体を都道府県とし、高額な医療費等のリスクを都道府県に分散するとともに、医療給付に必要な費用を都道府県が全額市町村に交付することにより、運営の安定化を図ることとしています。また、都道府県が統一的な運営方針を定め、事務の効率化や標準化などを図ることにより、市町村の事務負担の軽減を図つてまいります。

国においては、都道府県が新たに定める運営方針のガイドラインを示す、医療費適正化等に積極的に取り組む自治体に対し財政支援を行うなど、都道府県、市町村がそれぞれの役割を十分発揮できるように必要な支援を行つてまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣塩崎恭久君登壇、拍手〕

○国務大臣(塩崎恭久君) 福岡資麿議員から三點お尋ねを頂戴いたしました。

まず、被用者保険者に対する負担軽減措置についてのお尋ねがございました。

今回の改革におきましては、平成二十九年年度から、約七百億円の追加的な財源により、高齢者医療への拠出金負担の重い被用者保険者の負担軽減を行うこととしております。

今後とも、被用者保険者の状況等を見ながら、必要な負担軽減が行われるよう財源確保に向けた努力をしてまいります。

予防、健康づくりや医療費適正化についてのお尋ねがございました。

医療費適正化につきましては、国はもとより、都道府県、保険者などがそれぞれの立場で主体的に取り組むことが重要でございます。

このため、今回の改正では、都道府県が地域医療構想などを踏まえ、医療費適正化計画に医療費目標を定めるとともに、国保の保険者努力支援制

度を創設するなど、予防、健康づくり等に積極的に取り組む保険者を支援をする、さらに、ヘルスケアポイントの導入など、個人に予防、健康づくりのインセンティブを提供する取組を推進することとしております。

患者申出療養についてのお尋ねがございました。

患者申出療養の安全性、有効性につきましては、臨床研究・中核病院が質の高い実施計画等を提出することにより、先進医療に比べ短期間で審査できると考えていますが、仮に医学的判断が分かれる等の場合には、必ずしも期間を限定することなく必要な審査を行うこととしております。

また、保険収載に向けたロードマップの記載を求めるとともに、少なくとも年に一回は実施状況等を国へ報告するよう求め、必要な科学的根拠を集積し、安全性、有効性の確認を経た上で保険収載につなげてまいりたいと考えております。

患者申出療養の実施に当たっては、患者に身近な医療機関で治療を受けられるようにする予定であり、例えば抗がん剤の適応外使用の場合、全国で四百か所程度のがん診療連携拠点病院等が対象となり得ると考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 西村まさみ君。

〔西村まさみ君登壇、拍手〕

○西村まさみ君 民主党・新緑風会の西村まさみでございます。

ただいま議題となりました持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案について、会派を代表して質問をいたします。

医療保険制度は、現在、超高齢社会への突入などに伴う医療費の増加と支え手である現役世代の減少により、厳しい状況に置かれています。だからこそ、医療保険制度を持続可能なものとし、国

民皆保険制度を堅持する必要性については、各会派の認識はおよそ一致するところであります。

しかし、今回の改革は、言わば取れるところから取ってほかに回すという財政調整のやりくりに終始しているように見えてなりません。確かに、医療保険制度には関係する主体が多く、その影響も広く国民に及ぶため、調整に大変な労力を要するところは理解をいたしますが、直面する状況や将来の見通しに合致する医療保険の理念を掲げ、国民の皆様の理解を得ながら制度を設計していかねければ、当座はしのげたとしても、やはりやがて不満は高まり、制度の崩壊につながっては本末転倒であります。

また、後期高齢者医療制度と国保という本質的に自立が難しい保険者の在り方に手を付けないまま、あくまで相対的に所得が高い保険者の負担を増やし続けていくやり方は、関係者の理解が得られず、持続可能な制度ということには到底ならないと思います。

そこで、伺います。

政府は、医療保険の保険者に対し、自律的な保険者機能の発揮を促していることとしているのか、あるいは他律的な拠出金負担を課すことで再分配の側面を強めていることとしているのか、総理大臣に答弁を求めます。

また、超高齢化に伴う医療費高騰を回避するためには、予防を重視し、健康寿命の延伸が重要です。今の国民皆保険制度は、疾病保険のため、予防に関しては保険の給付の対象となっておりません。

しかし、予防の充実により健康な人を増やすことで、結果として医療費の抑制につながるためには、予防に対する給付等のための新たな仕組みや予算措置等の抜本的な改革が必要であると考えます。このような改革を行わなければ、その場しのぎの改革と言わざるを得ません。総理大臣、財務大臣の見解をお伺いします。

続いて、法案の内容について順次お尋ねします。

まず、後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入について伺います。

本法案は、被用者保険の後期高齢者支援金について、総報酬割部分を段階的に引き上げ、全面的に総報酬割にするとしています。それ自体は大変必要な措置ではありますが、問題は、それによって生じた財源の使い道であります。

安倍政権は、平成三十年度以降、全面総報酬割によって生み出された千七百億円を国保への財政支援に充てる方針です。失業者や非正規雇用で働く人などが加入する国保の財政運営が厳しくならざるを得ないことは理解をいたしますが、国保の効率化が十分とは言えない時点で全面総報酬割で生み出された財源を国保に投入することは、負担が重くなる被用者保険の理解が得られるはずはありません。

被用者保険の保険者、被保険者の方々に對して、国保の効率化をどのように進めていくのか、納得のいく説明をしていただくよう厚生労働大臣に答弁を求めます。

次に、協会けんぽに対する国庫補助の見直しについて伺います。

協会けんぽは、中小零細企業の被用者の方々が多く加入する我が国最大の被用者保険であります。協会けんぽに對しては、その財政基盤の弱さに着目して、以前から国庫補助が行われてまいりました。リーマン・ショック後の急激な経済状況の悪化に対処するために、協会けんぽ自身の保険料率の引上げ努力とともに、国庫補助率を一六・四％に引き上げる暫定措置が続けられてきました。しかし、これは最低限の措置にしすぎません。

協会けんぽの保険料を支払っているのは、経営基盤が弱く、アベノミクスの恩恵をほとんど受けられず、円安による原材料費の高騰などによって

厳しい経営を余儀なくされている中小零細企業の経営者や労働者です。加入者の実態を考えれば、中小零細企業の社会保険料の負担を何らかの形で更に軽減すべきではないかと考えますが、厚生労働大臣の見解を求めます。

次に、国保組合に對する国庫補助の見直しについて伺います。

法案では、各国保組合に對する定率補助について、所得水準に応じて段階を設け、一定の所得水準以上の国保組合の補助率を引き下げることとされています。ただし、国保組合は長い歴史を有し、独自の保険者努力を続けてまいりました。政府は医療保険制度における国保組合の存在をどのように評価しているのか、厚生労働大臣の答弁を求めます。

また、定率補助の引下げの影響を受けた国保組合が赤字となつて解散に至り市町村国保に移ると、公費支出に影響を与えることも想定されます。四月二十一日の厚生労働委員会でもお尋ねをいたしました。所得水準の把握を明確にし、財政に与える影響を試算すべきと考えますが、厚生労働大臣の見解を求めます。

次に、国保には被用者保険では支給される出産手当金等の実績がありません。また、産休、育休中の保険料免除も国保にはありません。しかしながら、当初は自営業や農林水産業者が中心であった国保も、現在では姿を変え、非正規雇用の女性も多く加入しております。国保に加入しているこうした女性について、法改正において全く考慮がされていないと言わざるを得ませんが、女性の活躍推進を掲げる総理大臣に見解を求めます。

次に、医療費適正化及び予防、健康づくりについて伺います。

民主党政権でも医療費適正化を推進しましたが、診療報酬引上げとともにいうことが大前提で、二回連続で診療報酬を引き上げ、医療崩壊に歯止めを掛けました。

一方で、安倍政権が行った平成二十六年年度の診療報酬改定は、実質的にマイナス改定でありました。まさか平成二十八年度の診療報酬改定が更なるマイナスとなることはないと考えますが、診療報酬を引き下げて医療費の適正化を進めれば、かつての医療崩壊の再来となり、国民が必要な医療を受けられなくなるおそれがあると考えます。厚生労働大臣の見解を求めます。

また、来年度、診療報酬改定で実質プラス改定を目指すか、またその決意があるのか、総理大臣及び厚生労働大臣に見解を伺います。

かつての社会保障費の一律カットが産科、小児科、救急医療等の医師不足を生じさせたり、救急搬送のたらい回しなどを生じさせました。地域医療の崩壊につながつたという認識があるのか、また、来年度の予算編成において診療報酬のマイナス改定ありきではないということの確認の答弁を財務大臣に求めます。

本法案では、保険者が行う保健事業に、予防、健康づくりに関する被保険者の自助努力への支援というものが追加されています。

歯と口腔の健康づくりは全身の健康と密接に関係しており、幾つになつても自分の口で食べたいものが食べられるために、また政府が掲げる健康寿命延伸のためにも、生涯を通じて歯科疾患の予防や健診等様々な取組を行うことが重要であり、こうした取組を進める上で、行政のみならず保険者の積極的な参画が重要と考えます。保険者が行う事業に関して、歯科的な視点も取り入れつつ、一層推進していくべきと考えますが、厚生労働大臣の御認識を伺います。

次に、患者の負担引上げについて伺います。

法案では、入院時食事代について、低所得者や指定難病の患者などを除き、食事代を段階的に引き上げることとしています。指定されていない難病等で長期入院が必要な患者さんやその御家族にとつては大変大きな負担であります。

このような負担の引上げについて、当事者、御家族、関係者の声を聞くことは非常に重要なことだと考えておりますが、当事者の方からのヒアリングを行ったのか、行っていないのか、また、行っていないのならば、今後、具体的に、いつ、どのような団体からヒアリングをするのか、また今後もしないのか、厚生労働大臣に明確な答弁を求めます。

次に、今回の改正では、紹介状を持たずに大病院を受診した場合の定額負担を義務化するとされています。外来の機能分化を進めるということは大変必要なことではありますが、この定額負担は五千円から一万円という額の目安が示されているにすぎず、法案からはその具体的な姿が全く読み取れません。例えば、身近に大病院しかない地域、離島や無医村等の住民に対しても同様に定額負担を求めるのか、政府として具体的に想定する定額負担の内容について、厚生労働大臣に説明を求めます。

次に、患者申出療養について伺います。現行の保険外併用療養費制度の中に、保険収載に向けた評価療養として先進医療が位置付けられているにもかかわらず、今回、規制改革会議からの提起によって新たに患者申出療養が提案されました。まず、前提として、今回の患者申出療養の制度は混合診療への道を開くものではないと理解してよいのか、総理大臣にお尋ねします。

また、患者申出療養は保険収載が前提とされていますが、法案のどこで保険収載を担保していることと読み取るのか、厚生労働大臣の見解を求めます。

次に、現行の先進医療が審査に六か月前後掛かるのに比べ、患者申出療養は、初めての医療で原則六週間、前例のある医療では原則二週間と、極めて短い時間で申請から実施にまで至るのが政府の説明です。このような手続で現行の先進医療と同水準の安全性、有効性が担保できるのか、説得

力のある厚生労働大臣の答弁を求めます。

患者申出療養は、患者からの申出を起点として、日本ではまだ承認されていない医薬品や医療技術を保険適用の療養とともに受けられるようにするものです。

患者からの申出を起点とすると簡単に言いますが、患者はどうやって海外で使われている医薬品や医療技術の情報を得るのでしょうか。患者や家族に自分で海外の医療機関や製薬会社などのホームページ等や海外の文献等を調べるといいうのでしょうか。語学の能力や知識を有することなく、ごく限られた人にしか利用できず、知識格差を生み出すのではないのでしょうか。

また、医療法上の臨床研究中核病院は、現在、制度施行直後であり、即座に日本全国津々浦々に整備されるわけではなく、地域間格差が生じる制度と言わざるを得ないこの状況についても、総理大臣にしっかりとした答弁を求めたいと思います。

国内未承認の抗がん剤などは、一か月の医療費が百万円を超えるものも少なくありません。患者の方々の思いに応えるという政府の言葉はむしろ響くばかりで、結局は裕福な方のための制度で、経済格差を助長するばかりであり、全ての国民が恩恵にあずかることができないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。総理大臣の答弁を求めます。

患者申出療養の実施に伴い、安全面で問題が生じた場合、例えば薬害や副反応等、様々な要因で有害事象等が発生した際の責任の所在について伺います。

多くは医師の勧めで制度を利用することが想定されますが、それでも患者からの申出を起点としたと認定されるのか。まさか患者に重い責任がのしかかることはないと考えますが、責任の所在についての厚生労働大臣の答弁を求めます。本法案の審議に当たり、衆議院では、詳細はこ

れから検討してまいりますとの答弁が大変目立ちました。国民の安心、安全な暮らしに大きな影響を与える医療保険制度改革について、重要な事項が知らされないまま手続が進められることは望ましくありません。今後の方針を含めた具体的に真摯な答弁を求めたいと思います。

最後に、国民皆保険制度の下、国民誰もが安心、安全で必要な医療を受けることができるようにするために、また、国民の健康寿命の延伸のために、医療保険制度の抜本的な改革と疾病予防の取組を何より推進するべきであり、ここ参議院では十分かつ慎重な議論、質疑を求め、私の質問を終わりたいと思います。

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 西村まさみ議員にお答えいたします。

医療保険の保険者についてのお尋ねがありましたが、医療保険制度においては、各保険者が健康づくりに十分に積極的な役割を果たしてきており、このことに十分配慮しながら、高齢化の進展等に応じ、保険者間の支え合いを進めていく必要があると考えています。

今回の改革においては、医療保険制度全体の持続可能性を高めるため、国保の財政基盤を強化するとともに、後期高齢者医療への支援金について全面総報酬割を導入し、被用者保険者間の負担の公平を図るなど、保険者間の支え合いを強化することとしています。また、保険者による予防、健康づくりの取組を推進するなど、保険者機能が一層発揮されるよう環境の整備を進めてまいります。

予防対策についてお尋ねがありました。急速な少子高齢化の下、できる限り長い健康寿命を確保するため、予防や健康づくりを積極的に進めていくことは重要な課題と認識しています。

このため、今回の改革では、保険者がレセプトや健診データを活用して、より効果的な予防や健康づくりに取り組むこと、予防、健康づくりに向けた個人の努力について、ヘルスケアポイントなどによりインセンティブを強化することなどを幅広く進めることとしています。

なお、予防について新たな給付の仕組みを設けることは、医療保険制度の目的に関わる重要な変更となり、慎重に検討すべき課題と考えています。

国保における出産手当金等についてお尋ねがありました。

国保制度においては、働く女性を含む低所得者に配慮するための仕組みとして、保険料軽減や収入が著しく減少した方などへの保険料減免などがあります。他方、国保の被保険者に対し、出産手当金の給付、産休、育休中の保険料免除などを行うことについては、財源の確保や被保険者間の公平性などの課題があるものと認識しています。

なお、非正規雇用の方の被用者保険への加入を促進するため、平成二十八年十月から、短時間労働者への被用者保険の適用を拡大することとしています。

診療報酬改定についてお尋ねがありました。平成二十八年度の診療報酬改定の在り方については、物価、賃金の動向、医療機関の経営状況、保険料等の国民負担の在り方などを踏まえながら、平成二十八年度予算編成過程において検討してまいります。

患者申出療養についてお尋ねがありました。

患者申出療養は、先進的な医療について、患者の申出を起点として、安全性、有効性を確認しつつ、身近な医療機関で迅速に受けられるようにするものであります。同時に、保険収載に向けたロードマップの作成等を医療機関に求めることとされています。

このように、患者申出療養は、国において安全

性、有効性を確認するとともに、将来的な保険収
入を担うものであり、いわゆる混合診療を解禁
するものではありません。

今後も、世界に誇る国民皆保険を堅持しつつ、
困難な病状と闘う患者の方々の思いにしっかりと応
えてまいります。

患者申出療養における患者の知識格差について
のお尋ねがありました。

患者申出療養においては、患者が治療内容等を
理解し、納得した上で申出を行うことが重要と考
えます。このため、かかりつけ医等が相談に応じ
て支援を行い、患者がしっかりと理解、納得した
上で申出を行うことができるよう施行に向けて準
備してまいります。

患者申出療養における地域間格差についてのお
尋ねがありました。

患者申出療養においては、できるだけ多くの医
療機関で先進的な医療を受けられるようにするこ
とが重要と考えています。このため、臨床研究
核病院に加えて、都道府県ごとに最低一か所はあ
る特定機能病院や患者に身近な医療機関で先進的
な医療を受けられるようにして、地域間で大きな
差が生じないようにしてまいります。

患者申出療養における経済格差についてのお尋
ねがありました。

患者申出療養においては、保険収載に向けた
ロードマップの作成等を医療機関に求めることと
しています。また、保険収載に向けた状況等を把
握するため、医療機関から国に対し、少なくとも
年に一回は患者申出療養の実施状況等を報告する
こととし、ロードマップどおりに進んでいない場
合は追加的に報告を求めるほか、必要に応じて患
者申出療養から除外することも含めて対応するこ
ととしています。

このような仕組みを通じ、保険収載に必要な科
学的根拠を集積し、安全性、有効性の確認を経た
上で保険適用につなげることににより、広く国民が

医療保険制度の中で先進的な医療を受けられるよ
うにしていきたいと考えています。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁
させます。(拍手)

(国務大臣塩崎恭久君登壇、拍手)

○国務大臣(塩崎恭久君) 西村まさみ議員から八
項目のお尋ねを頂戴いたしました。

まず、後期高齢者支援金の全面総報酬制と国保
の効率化についてのお尋ねでございます。

今回の改革では、後期高齢者支援金の全面総報
酬制で生じる財源を財政状況の厳しい国保への財
政支援と被用者保険者の負担軽減に充てることと
しており、国民皆保険を支える国保の基盤強化に
御理解いただきたいと思っております。

国保改革では、保険者努力支援制度の創設によ
り医療費適正化等に取り組み自治体を支援すると
ともに、保険料の収納対策など事業運営の効率化
を一層進めてまいります。

中小企業の社会保険料の軽減についてのお尋ね
がございました。

協会けんぽの加入者は中小企業の従業員やその
御家族であり、他の被用者保険と財政力に格差が
あるため、給付費の一部を国庫が補助しておりま
す。今回の改革では、財政状況が改善傾向にある
中、国庫補助率を当面の間一六・四％に安定化を
させ、保険料負担の軽減を図ることとしておりま
す。

国保組合についてのお尋ねがございました。

国保組合は、同種同業の保険集団として、加入
者の健康の保持増進に尽力いただいております。今後
とも自主的な運営に基づく保険者機能を発揮して
いただきたいと考えております。また、国庫補助
の見直しに当たっては、所得調査の結果を基に補
助率を決定することから、引き続き国保組合の所
得水準の適切な把握に努めてまいりたいと思いま
す。

組合解散による公費支出への影響については、

加入者の状況等に応じて異なるものであり、試算
は行っておりませんが、今回の見直しに組合の
解散につながることは本意ではなく、五年間を掛
けて段階的に見直すなど、激変緩和を行うことに
しております。

医療費適正化と診療報酬改定についてのお尋ね
がございました。

医療費の適正化については、診療報酬の改定の
状況にかかわらず、医療保険制度を持続可能なも
のとするため重要であり、必要な医療は確保しつ
つ、予防、健康づくりの推進、患者ニーズに対応
する医療提供体制を踏まえた医療費目標を都道府
県ごとに定めること、後発医薬品の使用促進を始
めとする医療の効率的な提供等により進めていき
たいと考えております。

来年度の診療報酬の改定率については、物価
賃金の動向、医療機関の収支状況等を勘案して、
予算編成過程において検討してまいります。

予防、健康づくりの取組についてのお尋ねがご
ざいました。

歯や口腔の健康を保つことは、国民が健康で質
の高い生活を営むために重要であると考えており
ます。現在、医療保険者が実施している保健事業
において、既に効果を上げている歯科保健の取組
もあることから、これらも参考にしながら歯や口
腔の健康づくりを進めてまいります。

入院時の食事代についてのお尋ねがございました。

今回の見直しに当たっては、本年四月に難病団
体の方々からお話をお伺いし、意見交換を行いま
した。今後とも、患者団体を含め、国民の皆様方
に対して、制度改正の趣旨などを丁寧に説明しな
がら理解を求めてまいります。

紹介状のない大病院受診時の定額負担について
のお尋ねがございました。

今回の措置は、紹介状なしで大病院を受診する
方に一定の負担をお願いすることで、かかりつけ

医と大病院に係る外来の機能分化を更に進めるこ
とを目的としております。

今回の制度の目的に照らし、周囲に医療機関が
ない場合などで定額負担を求めることは適当では
ないと考えておりますが、今後、関係者の御意見
を聞きながら、具体的な金額や例外ケースの詰め
を行ってまいります。

患者申出療養についてのお尋ねがございました。

患者申出療養は、法案中の健康保険法の改正規
定において、医療保険の療養の給付の対象とすべ
きか否か評価を行うものとして位置付けておりま
す。

患者申出療養の安全性、有効性については、臨
床研究中核病院が提出する質の高い実施計画等
により、短期間で審査できると考えていますが、仮
に医学的判断が分かれる等の場合には、期間を限
定せず必要な審査を行うことで安全性、有効性を
確保してまいります。

重篤な健康被害が生じた場合の責任などについ
ては、現行の先進医療では、あらかじめ実施医療
機関が患者に説明をし、同意を得た上で決定する
こととしており、患者申出療養でも、このような
対応や、患者を含む関係者の御意見を踏まえ具
体的な詰めを行ってまいります。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 予防に対する保険給付
や予算措置等についてのお尋ねがあつておりま
す。

予防の取組には様々なものがありますのは御存
じのとおりで、国が画一的に保険給付や予算措置
の対象とするよりも、保険者がそれぞれの判断で
有効と考えられる予防の取組を推進していく方が
より有効であると考えております。今般の改正法
案の中でも、こうした考え方の下、保険者の予
防、健康づくりのインセンティブを提供する施策

が盛り込まれているものと認識をいたしておるところであります。

社会保険費の一律カットと地域医療の関係についてお尋ねがっております。

社会保険費の伸びを毎年一定額抑制するという小泉政権における方針は、社会保険費が増大していく中、制度の持続可能性の確保のため、何とか制度を合理化していこうという試みであったと認識しております。

こうした社会保険費の抑制方法については様々な議論があるということを承知をいたしております。産科、小児科における医師不足、救急搬送のたらい回しなどの過去に指摘をされた問題につきましては、医療資源の配置、配分のゆがみなどを含め、その要因は複合的なものであったと考えております。

診療報酬改定についてのお尋ねもあつております。

診療報酬の改定の在り方につきましては、物価、賃金の動向、また医療機関の経営状況、保険財政や国の財政に係る状況、窓口負担、保険料負担、税負担などを通じて国民負担の在り方、そして社会保障制度改革をめぐる議論の状況などを主に踏まえながら、平成二十八年度予算の編成過程において検討してまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 佐々木さやか君。

〔佐々木さやか君登壇、拍手〕

○佐々木さやか君 公明党の佐々木さやかです。ただいま議題となりました持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案について、公明党を代表し、質問いたします。

我が国の医療保険制度は、昭和三十六年に被用者保険の対象とならない国民を加入者とする国民健康保険事業が開始され、これにより、国民全員

が公的な医療保険に加入する国民皆保険が実現しました。誰もが命と健康を守るために必要な医療を保険を使ってひとしく受けることができる、五十年以上にわたり維持されてきた我が国が誇るべき制度であります。

しかし、近年、急速な高齢化や医療の高度化等により、医療費は毎年約一兆円増加しており、保険者の財政状況は大変厳しいものとなっております。これから少子高齢化が更に進む中でも、国民の命と健康を守る基盤となる国民皆保険制度は維持されなければならないと考えますが、総理に、国民皆保険をこれからも維持し守っていく決意と、そのための取組について伺います。

市町村を保険者とする国民健康保険には、全国民の三割に当たる約三千五百万人が加入しています。言わば医療保険のセーフティーネットとして、国民皆保険において重要な役割を果たしています。

しかし、市町村国保は、一人当たりの医療費が被用者保険等と比べて高く、所得水準は低いという構造の問題を抱えています。無職者や被用者保険の対象とならない非正規雇用の労働者が加入者の多くを占めており、年金生活者の加入が増えるに伴って年齢構成も高くなっています。そのため、市町村国保は、毎年三千億円規模の赤字が生じ、それを補填するため、市町村の一般会計からの法定外繰入れ等が常態化しています。小規模な保険者が多く、市町村間での医療費や保険料の格差が大きいことも制度の安定性、公平性の面から問題があります。

国民皆保険の維持のためには、国保の安定、財政基盤の強化が重要です。そのために、今回の法改正は、平成二十七年から順次公費の拡充を行い、平成二十九年度からは毎年約三千四百億円の大規模な公費の投入を行うこととしています。平成二十六年には、消費税増収分を活用し、低所得者向けの保険料軽減措置の拡充を行いました。

たが、それに加えて行う今回の公費の投入は、国保の財政基盤を強化し、加入者の負担する保険料の伸び幅を抑制するものと考えます。

約三千四百億円の公費の投入の効果について、塩崎厚生労働大臣に伺います。

改正のもう一つの大きなポイントは、国保の財政運営の主体が市町村から都道府県に移管するという点です。これまで国保は市町村が運営してきましたが、平成三十年度からは都道府県が市町村とともに国保を運営する体制となります。

小規模保険者は財政運営が不安定となるリスクも高くなりますが、この点については、これまで、同じ都道府県内の各市町村が拠出金を出し合って医療費支出のリスクを分散させる保険財政共同安定化事業、高額医療費共同事業が実施されてきました。

今回の改正は、こうした広域化にとどまらず、都道府県を国保の財政運営の主体とするものです。その狙いとは何なのか、塩崎厚生労働大臣に伺います。

国保への財政支援を拡充し、低所得者対策の強化などを行う一方で、今回の法案では、所得に応じた負担、負担の公平化が盛り込まれています。所得水準の高い国保組合の国庫補助について補助率を見直し、健康保険の保険料算定の基礎となる標準報酬月額の上限額の引上げも行います。入院時の食事代については、低所得者や難病、小児慢性特定疾患患者を除き、現在の一食二百六十円から段階的に引き上げ、平成三十年度には四百六十円となります。また、紹介状なしに大病院を受診する際の定額負担の義務化も行われます。

高齢化等に伴い、国民医療費の総額は毎年一兆円程度増え続けています。医療保険制度を持続可能なものとし、誰もが質の高い医療を受けられる国民皆保険を維持するためにはやむを得ない改正と考えますが、負担については十分な説明が必要です。

これらの負担増はなぜ必要なのか、塩崎厚生労働大臣に説明を求めます。

国民の疾病予防、健康づくりの推進は、個人の健康を守るだけでなく、医療費の増大を抑制することにもつながります。若いうちから予防、健康づくりをしつかりと行い、健康寿命を延ばし、結果として医療費の伸びが抑えられていくことが重要です。

本法律案では、個人や保険者による予防、健康づくりの促進が盛り込まれていますが、例えば、健康診断を受けることでポイントがもらえといったヘルスケアポイントについて、もっと広く周知するなど、国としても積極的に取り組むべきと考えますが、今回の改正で、予防、健康づくりの推進についてどのような対策を行うのか、塩崎厚生労働大臣に伺います。

最後に、患者申出療養について質問します。国内で未承認の医薬品等を保険外併用療養として速やかに使用したいという困難な病氣と闘う患者の方々の思いに応えるため、患者からの申出に基づき、安全性、有効性の審査を原則六週間に短縮するという患者申出療養制度が創設されます。この制度では、希望に応じて先進的な医療を迅速に受けられるというメリットがありますが、安全性、有効性をしっかりと確保するとともに、医学的な知識を持たない患者に対して十分なインフォームド・コンセントが行われる必要があります。

この制度の創設は日本再興戦略改訂二〇一四にも盛り込まれていますが、患者申出療養制度の創設の目的と、短期間での審査でどのように安全性、有効性を確保するのかについて総理に伺い、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 佐々木さやか議員にお答えをいたします。
国民皆保険についてお尋ねがありました。

我が国では、誰もが安心して必要な医療を受けられる国民皆保険の下、世界最高レベルの健康寿命の長さや乳幼児の死亡率の低さを達成してきたところです。少子高齢化が進展する中でも、世界に冠たるこの国民皆保険をしっかりと次世代に引き渡していく必要があると考えています。

今回の法案においては、給付と負担のバランスの取れた持続可能な医療保険制度としていくため、国保について、財政運営の責任主体を都道府県とした上で、財政基盤の強化を図るほか、後期高齢者医療への支援金や入院時の食事代について負担の公平化を図る、予防、健康づくりの促進により医療費適正化を推進するなど、必要な改革を進めてまいります。

また、低所得の方々に対してしっかりと目配りすることとし、平成二十六年度には、国保、後期高齢者医療における低所得者の保険料軽減の拡充、高額療養費について所得が低い方の自己負担限度額の引下げなどを実施したところですが、先ほど申し上げたとおり、平成二十七年には低所得者が多い国保の財政基盤の強化などを行うこととしていきます。

患者申出療養についてお尋ねがありました。患者申出療養は、困難な病状と闘う患者の方々の未承認薬等を迅速に使用したいという思いに添えるため、先進的な医療について、患者の申出を起点として、安全性、有効性を確認しつつ、身近な医療機関で迅速に受けられるようにするものです。同時に、保険収載に向けたロードマップの作成等を医療機関に求めることとしています。

安全性、有効性の審査については、国際水準の臨床研究等で中心的な役割を担う臨床研究センターが質の高い実施計画や客観的データ等を提出することとしており、これにより、現行の先進医療に比べ短期間で行うことができるものと考えています。

なお、医学的判断が分かれる等の場合には、必

ずしも期間を限定することなく必要な審査を行うこととしており、安全性、有効性をしっかりと確保してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣塩崎恭久君登壇 拍手)

○国務大臣(塩崎恭久君) 佐々木さやか議員から四点お尋ねを頂戴いたしました。

まず、国保への公費投入の効果についてのお尋ねでございます。

国保は、様々な構造的な課題を抱え、厳しい財政状況にあることから、今回の改革において、毎年約三千四百億円の追加的な財政支援を行います。これは、被保険者一人当たり約一万円に相当する規模となります。

自治体の実情を踏まえ、医療費適正化に取り組んだ保険者などに対して支援を行うことにより、国保の財政基盤の強化を図るとともに、保険料の伸びの抑制など被保険者の負担軽減につながるものと考えております。

都道府県を国保の財政運営の主体とする狙いについてのお尋ねがございました。

今回の国保改革により、都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、多様なリスクが都道府県全体で分散されます。また、効率的な事業運営の確保等、国保の運営面でも都道府県が中心的な役割を担い、国保制度の安定化が実現することとなります。

さらに、地域医療構想の策定等の主体である都道府県を国保の財政運営の責任主体とすることにより、都道府県が医療保険と医療提供体制の両面を見ながら地域の医療の充実を図り、効率的かつ質の高い医療を提供できるよう取り組んでいただきますと考えております。

負担の見直しについてのお尋ねがございました。高齢化の進展等により医療費が増大する中、給

付と負担のバランスの取れた持続的な制度としていく必要がございます。

このため、今回の改革においては、国保組合への国庫補助や健康保険保険料の標準報酬月額の上限について負担能力に応じた負担とする観点からの見直し、入院時の食事代について在宅との公平を図るための見直し、外来の機能分化を図るため、紹介状なしで大病院を受診する場合の定額負担の導入などを行うこととしております。

予防、健康づくりの取組についてのお尋ねがございました。

今後とも医療費の増大が見込まれる中で、予防、健康づくりを推進し、医療費の適正化につなげることは重要でございます。

このため、今回の改正において、ヘルスケアポイントの導入など、個人に予防、健康づくりのインセンティブを提供する取組を推進するとともに、国保の保険者努力支援制度を創設するなど、予防、健康づくり等に積極的に取り組む保険者自治体を支援することとしております。

以上でございます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 川田龍平君。

(川田龍平君登壇 拍手)

○川田龍平君 維新の党の川田龍平です。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案について、会派を代表し、質問いたします。

最初に、医療費抑制策について伺います。

一九八三年の医療費増大論以来、政府は今まですべて、医療費を抑制しなければ国がもたないという主張してきました。では、その実態はどうだったのでしょうか。あれから三十年以上たち、世界的に高齢化が進み、諸外国が医療費を増やしている中で比較しても、日本は医療の質を高く維持したまま医療費を低く抑えています。確かに医療費は増えていますが、その最大の原因は、日本医師会の

横倉会長もおっしゃっているように、高齢化によりむしろ医療技術の進歩と高額な新薬のせいであることが明らかになっていきます。

私自身、難病患者として、年々高額な新薬が発売されることを実感として知っております。医療技術の進歩と高額な新薬、今回の法案がこの二つを低く抑えるために適切な内容となっているかどうか、難病患者の一人としてもじっくり検証してみたい上、幾つか質問をさせていただきます。

今回の法案を見ると、患者の負担を増やすことで医療費抑制をする内容になっていきます。例えば、難病患者の確定診断前の入院や風邪などによる入院、難病指定されていない希少疾患患者の負担が重くなります。さらに、一般患者も、紹介状なしで大病院を受診する場合、自己負担が重くなります。ですが、これは、先ほど申し上げました医療費が増えている主な原因を考えても、本末転倒ではないでしょうか。

政府は、近年、早期発見、早期治療という言葉を使っていますが、企業メタボ健診やうつ病予防の企業カウンセリングなどを呼びかけていますが、その流れからいっても、患者負担を増やせば、受診が抑制され、重症化することでかえって国の医療費は増えることは明らかです。この点について総理はどのようにお考えでしょうか。

世界の事例を見ても明らかのように、医療費抑制の最も重要な方策は予防に尽きるところです。政府は、予防や健康づくりの取組として被保険者にヘルスポイントを与えるとのことですが、医療費抑制策としては不十分だと言わざるを得ません。

低い医療費と長寿という二つの実績を維持する長野県では、佐久総合病院の色平哲郎医師がその理由をこう説明しています。特殊な高度医療よりも、健診などの予防医療や、訪問・在宅医療、介護予防、そして減塩・カロリー計算など食生活の

改善を柱にした、地域医療と福祉、介護の組合せを実現しているからだ。

患者の自己負担を上げて重症化させるより、長野県で医療費抑制と長寿の実績を上げている、医療と地域コミュニティを組み合わせる共助で支え合う仕組みを整備することの方が医療費抑制策としては現実的ではないでしょうか。

今、総理が掲げる地方創生とも重なるこの仕組みを行政が主導し、全国に広げていくことこそ必要な政策ではないでしょうか。総理の見解をお聞かせください。

医療費抑制を考える際、もう一つ繰り返し指摘される課題として、薬の出し過ぎがあります。

認知症の高齢者に十数種類の薬を処方し、飲み残しが出ている実態こそまさに医療費の無駄遣いです。政府の規制改革会議は、かかりつけ薬局制度の導入を提言するようですが、薬の飲み残し問題を薬局薬剤師だけに丸投げするのではなく、不要な向精神薬の処方量を減らすべきだという指摘がされています。こちらの取組は、厚生労働大臣、いかがでしょうか。

国内の精神病入院患者は三十万人、何と世界全体の二割を占めるだけでなく、我が国の精神病入院患者は長期入院率も非自発的入院の割合も高く、しかも、近年、身体拘束率も倍増している異常事態が明らかにされています。これらの事態は、病院内で司法や警察並みの絶対的権限を持つ精神保健指定医が主導する形で生み出されていますが、今回、聖マリアンナ大学において、二十人もの医師が虚偽申請で資格を取り、強制入院や隔離、身体拘束を指示していたことが明らかになりました。

塩崎大臣は、重大な事案であり、厳正に対応するとしか答弁していませんが、様々な国際人権条約に違反する今回の事態について、我が国としてどのように対応するべきか、総理大臣の見解をお聞かせください。

そうした医療現場での人権侵害を始め、医の倫理についても、昨今、様々な課題が明るみに出ています。

肝臓の腹腔鏡手術を受けた患者八人が死亡した事件で、群馬大学病院は特定機能病院指定を取り消されましたが、同大の調査報告書では、倫理審査を受けるべきだったと書かれています。倫理審査なしで実験的治療を行ったこと自体が臨床研究に関する倫理指針への重大な違反です。

しかし、厚労省は、医療法や健康保険法に基づく調査で幕引きしようとしています。医療法に基づく事後の立入調査と、未確立の治療技術の事前審査義務違反に対する調査は全く異なります。世界医師会によるヘルシンキ宣言第三十七条は、実験的治療をいつまでも続けるべきでなく、研究計画として倫理審査を受けるべきとしています。

グローバルな医療外交を展開するとおっしゃっている総理に伺います。ヘルシンキ宣言を無視した厚労省の姿勢は極めて問題であり、国際的な立ち位置を考慮しても、指針違反を認め、しっかりと対応が求められるべきですが、総理の見解をお聞かせください。

医療倫理そのものについては、皆様御存じのよう、この国には歴史的に未解決の案件があります。関東軍七三一部隊の人体実験は、歴史的検証がされないまま、この研究データを米国に提供することと引換えに事実隠蔽されました。医学者たちは罪を問われず、薬害エイズ事件のミドリ十字や、同意なき臨床試験をして裁判となった金沢大学医学部、さらにはデジオバン事件を起こした京都府立医科大学に再就職するなど、何事もなかったかのように医学界の重要な地位に就いていました。

しかしながら、昨今、ようやくこうした流れが変わり始めました。戦争末期、九州帝国大学医学部で行われた米国人捕虜に対する生体解剖事件の資料が九州大学医学部医学歴史館に展示されまし

た。世界の先進国がそうしているように、我が国でも戦時中の人体実験の史実を反省の上で公式に認められたことを高く評価すべきです。我が国も、七十年の節目に過去をしっかりと検証し、医の倫理と被験者保護を確立し、グローバルな国際社会に誇れる医療技術開発を行っていく、その決意を、総理大臣、お聞かせください。

次に、今回の国保法等改正の中の患者申出療養制度について伺います。

私は、一月にもこの本会議でこの制度についての懸念を総理に伺ったところ、患者申出療養は保険収載に向けた仕組みであって、国民皆保険制度は堅持するとの答弁でした。しかし、この制度には幾つもの懸念事項があります。

未承認新薬を自己負担で使うことを希望する患者は、臨床研究中核病院若しくは特定機能病院でその薬の安全性や有効性について説明を受け、納得した上で同意署名することですが、臨床研究中核病院が法的にはこの四月に発足したばかりで、いまだに一つも指定されていません。もう一つの特定機能病院の方は、つい二週間前に東京女子医大と群馬大学病院の二つが指定を取り消され、残りの八十余りについての安全管理体制検査を厚労大臣が指示したばかり、その検査スケジュールさえ決まっていない状態です。

そもそも、治験も審査もされていない未承認薬の安全性、有効性に関する説明能力を持っている病院が一体この国のどこにあるのでしょうか。病院が説明する際、最も懸念される製薬企業の不適切な関与を規制するルールさえありません。患者をどうやって守るのでしょうか。厚生労働大臣に伺います。

そして、薬害被害者の一人として私が何よりも懸念することは、万一の健康被害、副作用などが発生したときの責任の取り方、補償の在り方です。

当然、治験薬における補償と同じように法的に

担保されるべきですが、患者申出療養における補償の在り方についてはまだ何も決まっています。これは、万が一有害事象が起きたとき、申し出た患者が責任を取らされるリスクが残ります。私自身、身にしみて経験しましたが、保証がない中で裁判をしなければならぬときの本人や家族への精神的、経済的負担は非常に大きく、つらいものです。一番肝腎な患者への補償の在り方をはっきり決めてから法案の審議に入ることが現実的だと考えますが、厚労大臣の見解をお聞かせください。

ほかにも、短期間の審査で安全性をどう確保するか、情報の非対称性がある中で、医師や製薬会社が主導すべき研究を患者が希望したと責任転嫁することをいかにして防ぐのか、先進医療の大半が保険収載に入らない現状が改善されないままに、保険収載を視野に入れると言いつつながら拙速に導入するリスクなど、患者申出療養にはまだまだ議論すべき点が山積みです。

患者のためと言いますが、患者団体の願いは安全性が担保された薬を公的保険で使うことです。この患者申出療養制度は、患者のために言いながら、そうした患者の声に全く耳を傾けず、強引に法案化を進めました。難病患者の一人として、そうしたやり方には非常に強い憤りを感じます。国民の命と健康をないがしろにする一方で、一体誰のための制度創設なのか、大いに疑問を持ちます。この後、委員会ですっかり十分に時間を取って質疑したいと思います。

最後に、先週、私は、アメリカのオレゴン州の大学で講演した際、その教授にこんなふうに言われました。日本がアメリカから輸入すべきでない最大のものは医療制度だ。日本は、国際水準の研究管理体制を整備することで安全性と有効性を評価された医療技術を生み出し、世界的に優秀な医療者を派遣できます。そして、WHOや諸外国が称賛する国民皆保険制度を高年齢化社会のモデル

ケースとして紹介していくことで立派な国際貢献ができると思いますが、総理、いかがでしょう。見解をお聞かせください。

今、この国の国民皆保険制度は危機に瀕しております。持続可能なものとして維持していくために細かい改善は必要ですが、混合診療を全面解禁してしまえば、貧富の差によって受けられる医療に格差ができることになり、社会保障である日本の医療は崩れてしまいます。

薬の安全性と社会保障としての皆保険制度は、この国が世界に誇るものとして国を挙げて守るべきものです。そしてまた、この二つの恩恵を直接受ける難病患者の一人として、命を守るために全力を尽くすことを改めてお約束し、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 川田龍平議員にお答えをいたします。

医療費適正化についてのお尋ねがありました。医療保険制度を給付と負担のバランスの取れた持続可能なものとしていくため、医療費の適正化を進めることは重要な課題です。

今回の改革では、全ての関係者が一体となって予防や健康づくりを進めるため、ヘルスケアポイントなど個人へのインセンティブを高める取組、国保においてデータに基づく医療費適正化への積極的な取組に対する国の財政支援を手厚くするなど、保険者による取組の促進、後期高齢者医療における栄養指導など、高齢者の特性に応じた保健事業などを進めてまいります。

なお、患者負担については、入院と在宅の公平や医療機関の機能分化を進める観点から見直すこととし、その際、低所得の方には適切に配慮することとしています。

聖マリアンナ医科大学病院における不正事案についてお尋ねがありました。

精神保健指定医は、患者の人權を尊重し、個人の尊厳に配慮した医療を提供する上で重要な役割を担うものであります。今回の事案は、精神保健指定医制度の根幹に関わる重大なものであり、大変遺憾であるとともに、厳正な対応が必要と考えています。

今後、厚生労働省において、同様の不適切な事例が他に発生しないかどうか調査を行うとともに、更なるチェック体制の強化を図るなど、再発防止対策を徹底し、精神保健指定医制度に対する国民の信頼を回復できるよう努めてまいります。

群馬大学病院における死亡事案についてお尋ねがありました。

群馬大学病院において重大な医療安全管理上の問題が発生したことは大変遺憾であります。この病院については、審議会において特定機能病院の承認の取消しが相当とされたことを踏まえ、現在、厚生労働省において所要の手続を進めているところであります。

政府としては、この事案も踏まえ、難度の高い医療技術の導入プロセスなどについて検討を進め、患者に対し優れた医療を安全に提供できるよう取り組んでまいります。

なお、現時点では、この事案について、研究目的として実施されたものとは確認されていないと承知しています。

医の倫理と被験者保護についてのお尋ねがありました。

御指摘の事案は、九州大学の認定のとおりであったとすれば極めて遺憾なことであり、この九州大学の件と現在の臨床研究は全く異なる次元のものであります。我が国においては、臨床研究に関する倫理指針により、研究者等に対し被験者の尊厳と人權の保護を求めているところであります。

今後とも、臨床研究の実施に当たっては、被験

者保護に十分な配慮を求めながら、国際水準の医療技術開発を推進してまいります。

医療に関する国際貢献についてお尋ねがありました。

我が国は、世界に冠たる国民皆保険の下、世界最高レベルの健康寿命と保健医療水準を達成してきたところであり、この経験を諸外国と共有してまいります。また、国際水準の高い臨床研究を進めていくため、本年四月、臨床研究中核病院制度をスタートさせたところです。このような研究を通じて創出される我が国発の優れた医療技術を通じて、更なる国際貢献を進めてまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣塩崎恭久君登壇、拍手〕

○国務大臣(塩崎恭久君) 川田龍平議員から三点お尋ねを頂戴いたしました。

向精神薬の処方についてのお尋ねでございます。

我が国では、諸外国に比して多種類の向精神薬が大量に投与されていると指摘されており、副作用のおそれが増すという観点から、問題意識を持つて対応してまいりました。

このため、向精神薬の処方実態に関する継続的な調査を行うとともに、平成二十六年診療報酬改定において、向精神薬の多剤投与を行った場合の報酬の減額を強化したほか、かかりつけ医等を対象に抗うつ薬の使い方の研修を行うなどの取組を進めてきており、今後も適切な処方を促進してまいりたいと思っております。

患者申出療養における安全確保についてのお尋ねがございました。

臨床研究中核病院については、本年四月より医療法に位置付けられており、今後、社会保障審議会医療分科会の審議を経て、基準を満たした病院を承認していくこととしております。また、特定機能病院については、大学附属病院における医療

安全に関する重大事案を踏まえ、特定機能病院に對する集中検査等を実施し、医療安全管理体制を確保していくこととしております。

このように、医療安全管理体制についてしっかりと担保した上で、患者申出療養については、患者が治療内容等を理解をし、納得した上で申出を行うことが必要であり、国への申請に当たり、患者の申出によることを明らかにする書類の添付を求めるなど、丁寧に準備を進めてまいります。

患者申出療養における補償等についてのお尋ねがございました。

現行の先進医療では、重篤な健康被害の可能性、責任と補償の内容などについて、あらかじめ先進医療の実施医療機関が患者に説明をし、同意を得た上で決定することとされており、患者申出療養における責任と補償の在り方については、このような対応や患者の方々を含む関係者の御意見を踏まえ、具体的な詰めを行ってまいります。

以上でございます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 小池晃君。

〔小池晃君登壇、拍手〕

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

私は、会派を代表して、たたいま議題となりました国民健康保険法等の一部を改正する法律案について質問します。

本法案には、国民健康保険制度の財政運営を市町村から都道府県に移管するという、一九六一年の制度創設以来、最大の改革が含まれています。しかし、衆議院での審議は二十二時間足らずにすぎませんでした。参議院では、賛否を超えて徹底的な審議を行うことを強く求めます。

を取り上げられた世帯は百四十万を超え、生活困窮者への無慈悲な差押えも横行しています。

全日本民主医療機関連合会が、加盟する医療機関で行った調査によれば、保険証の取上げなど経済的な理由で病院にかかれず死亡した人が、昨年、五十六人に上ります。これは氷山の一角だと思えます。

国民皆保険制度を支える国保制度に重大な危機が進行しつつあります。総理には、国民皆保険制度が空洞化しつつあるという認識はありますか。

国保料の異常な高騰は、一九八四年に国保財政の五〇％だった国庫負担を二三％にまで抑制したことが原因です。それが深刻な財政悪化をもたらし、加入世帯の貧困化と相まって、保険料高騰と収納率低下の悪循環を生じさせました。

国保の改革、基盤強化というなら、こうした事態の抜本的解決のため、国保財政への定率国庫負担の引上げが不可欠ではないでしょうか。総理の答弁を求めます。

本法案により、市町村が国民健康保険料を決める際には、都道府県が示す標準保険料を参照し、他の市町村と平準化を図ることが求められます。衆院での答弁で、政府は、これらが国保料引上げや徴収強化の圧力となることを否定しませんでした。これでは、保険料高騰や滞納者の増加、低所得者の受診抑制は一層拡大するではありませんか。厚生労働大臣の答弁を求めます。

政府は、今回の制度改定に対応して、三千四百億円の財政支援を行うとしています。現在、国保財政に対して市町村が三千五百億円を一般会計から繰り入れています。今回、一旦国費を投入すれば、国保財政の危機は解決しません。しかも、今後も高齢化や医療技術の進歩で医療給付費は確実に増大していきます。市町村による一般会計繰入れ分を補填するだけで、定率国庫負担を増やさなければ、更なる保険料高騰は避けられ

ません。これでは結局、国保への公費負担を現行水準に抑えたまま、今後の給付費増については、保険料の引上げが医療費抑制かという選択を市町村に迫っていくことになるのではないのでしょうか。

法案には、都道府県が策定する医療費適正化計画の強化も盛り込まれ、そこには今後目指すべき医療給付費の目標総額が明記されます。それを医療・介護総合法で導入した地域医療構想による病床機能の再編、削減とリンクさせて、給付費の伸びを抑制する仕組みです。

適正化計画による医療費抑制、地域医療構想による病床削減、そして国保運営方針による財政管理など、全ての権限が都道府県に集中し、国保の給付費抑制が強力に推進されることになってしまいます。これは、日本経団連など財界が要求し、経済財政諮問会議が導入を主張してきた医療給付費の総額管理、いわゆるキャップ制の事実上の導入にほかならないのではないのでしょうか。

本法案には、入院食費の負担増、紹介状なしの大病院受診時の五千円から一万円の定額負担義務化など、患者負担増も盛り込まれています。ヨーロッパやカナダでは、公的医療制度の窓口負担は原則無料か少額の定額制であり、現役世代は三割、高齢者は一から三割という日本の窓口負担は国際的に見ても異常な高さです。入院食費の引上げは、一日六百元、一月一万八千円もの負担増となり、高額療養費制度による負担軽減の対象にもなりません。このような負担増が横行されれば、受診抑制は一層深刻化するのではありませんか。大臣は、衆議院の審議で、入院食費の負担増について、受診抑制をするということは、結果として医療費が増えるということ、それはあり得ると答弁しましたが、医療保険財政から見ても逆行ではありませんか。

以上、厚生労働大臣の答弁を求めます。混合診療の全面解禁に道を開く患者申出療養の導入について聞きます。

総理は、難病に苦しむ患者のためと言いますが、日本最大の難病患者団体である日本難病・疾病団体協議会、JPAは、安全性の不確かな治療が横行し、高額な保険外負担が温存されかねないことに懸念の声を上げています。総理はこの声にどう応えるのでしょうか。

国立がん研究センターの調査では、患者申出療養の対象とされる国内未承認がん剤の多くは、一か月当たりの薬剤費が百万円を超えており、新制度を活用できるのは裕福な患者に限られる可能性が指摘されています。これでは、自費負担ができない多くの患者は置き去りにされてしまうのではないのでしょうか。有効で安全な治療は速やかに保険適用することに全力を挙げるべきではないでしょうか。

安倍政権は、日本再興戦略改訂二〇一四で、医療・介護などの健康関連分野を成長市場に変えていく方針を打ち出し、その一環として保険外併用療養費制度の大幅拡大を提言しています。戦略特区に指定された地域からは、医療産業の開発拠点の誘致や医療ツーリズムの推進を視野に、混合診療の解禁、医療への株式会社参入などを求める要望も出されています。

しかし、国民皆保険を守ることとは、単に国民が保険証を持つていただけではなく、公的医療給付の範囲を将来にわたり維持すること、混合診療を全面解禁しないこと、営利企業を医療機関経営に参入させない、これが日本医師会を始め医療界の一致した認識です。総理はこの見解を是認されますか。

保険外併用療養の大幅拡大や医療への多様な経営主体の参画を推進する安倍政権の路線は、国民皆保険に大穴を空け、土台から崩れていくものであり、断じて容認できません。日本医師会、小泉政権時代の医療政策について、給付費抑制による国庫負担の軽減、保険料

窓口負担の両面による家計負担の増加、官による医療費コントロール手法の導入、民間企業への利益誘導という四点から、厳しく批判しました。安倍政権が今進めようとしている医療政策も、その基本方向は全く同じではないのでしょうか。

財務省は、今後の社会保障の自然増のうち、高齢化に伴う増加である五千億円以上は認めないとしています。毎年八千億円から一兆円に上る自然増を五千億円しか認めないとなれば、削減額は三千から五千億円となります。これは、小泉政権が行った社会保障削減と同じシリングではありませんか。しかも、当時の削減額二千二百億円をはるかに超える改悪を繰り返せば、国民の暮らしも健康も壊滅的な被害を受けるのではありませんか。

以上、総理の明確な答弁を求めます。

国民皆保険とフリーアクセスを崩壊の危機にさらし、公的医療保障を破壊する医療政策では、国民の命も健康も守ることはできません。

日本共産党は、憲法二十五条の生存権を保障するために、国民皆保険制度の根幹である国民健康保険制度に対する国の財政責任を果たす真の改革を実現する決意を述べて、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 小池晃議員にお答えいたします。

国保制度に対する認識についてお尋ねがありま

した。国保は、他の医療保険制度に加入していない方を受け入れており、国民皆保険を支える重要な基盤ですが、低所得者が多く加入するなど構造的な問題があります。このため、低所得者の保険料軽減措置等を講じるとともに、滞納者に対しては、納付相談などを通じ、個々の実情に応じた対応を行っています。今回の改革では、国保の厳しい財政状況に鑑

み、追加的な財政支援を行うなど財政基盤を大幅に強化するとともに、財政運営の責任主体を都道府県とし、高額な医療費等のリスクを都道府県に分散するなど、国保制度の安定化を図ることとしています。こうした改革を通じて、今後とも国民皆保険を支える国保制度を堅持してまいります。

国保への定率国庫負担の引上げについてお尋ねがありました。

国保は、高齢の加入者が多く所得水準が低いなど、厳しい財政状況にあることから、保険給付費に対する五割の公費負担を維持するとともに、低所得者が多い自治体への財政支援を行うなど、これまでも累次の財政支援策を講じてまいりました。

今回の改革では、年約三千四百億円の追加的な財政支援を行うなど、財政基盤を大幅に強化することとしています。その際には、単に定率の国庫負担を増額するのではなく、医療費適正化に取り組む自治体や低所得者の多い自治体等に対し、地域の実情を踏まえ、効果的、効率的な財政支援を行うこととしており、これにより国民皆保険を支える国保の安定化を図ってまいります。

患者申出療養についてお尋ねがありました。

患者申出療養は、先進的な医療について、患者の申出を起点として、安全性、有効性を確認しつつ、身近な医療機関で迅速に受けられるようにするものであります。同時に、保険収載に向けたロードマップの作成等を医療機関に求めることとしています。

患者団体からは、安全性、有効性や先進的な医療が保険外にとどまることへの懸念が示された経緯もあり、これらにしっかりと配慮する必要があると考えています。このため、医療機関から実施状況等の報告を定期的に求めることなどにより、保険収載に必要な科学的根拠を集積し、安全性、有効性の確認を経た上で保険適用につなげ、広く国民が医療保険制度の中で先進的な医療を受けられるようにしていきたいと考えています。

国民皆保険制度についてお尋ねがありました。

全ての国民が一定の自己負担でどこでも安心して必要な医療を受けられる我が国の国民皆保険は、世界に冠たる制度であり、次世代にしっかりと引き渡していかなければならないと考えています。今後とも、給付と負担のバランスに配慮しつつ、必要な医療については、医療保険制度により適切に提供してまいります。

また、保険の対象となっていない医療技術等については、安全性、有効性が確認されれば、保険外併用療養費制度により保険診療と併用できるところとされており、今後とも適切に運用してまいります。

株式会社医療機関経営への参入については、患者が必要とする医療と株式会社利益を最大化する医療とが一致せず、必ずしも患者に適正な医療が提供されないおそれがあることから、原則として認められておりません。引き続き、こうした非営利性の原則を踏まえながら、質が高く、効率的な医療の提供に向けた改革に取り組んでまいります。

医療政策の基本方向についてお尋ねがありました。

我が国の医療政策の基本は、国民皆保険にあります。急速な少子高齢化が進む中、将来にわたって国民皆保険を堅持していくためには、保険財政基盤の安定化のほか、保険料に関する国民の負担の公平、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等に取り組むことが必要です。

政府としては、不断の改革を通じて、国民が安心して必要な医療を受けられるように力を尽くしてまいります。

社会保障の自然増についてお尋ねがありました。

社会保障関係費の伸びについては、過去三年間、経済雇用情勢の改善等の効果と制度改革の効果

果が相まって、消費税増収分を活用した社会保障の充実等を除き、年平均〇・五兆円程度と、高齢化による伸び相当の範囲内となっています。

今後、団塊の世代が後期高齢者になり始める二〇二〇年初頭までに受益と負担の均衡の取れた社会保障制度を構築する必要があります。このため、引き続き、社会保障費の削減額を機械的に定めるやり方ではなく、国民皆保険を維持するための制度改革に取り組み、経済再生に向けた取組と併せ、社会保障制度を持続可能なものとする努力を続けていく必要があると考えます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣塩崎恭久君登壇、拍手)

○国務大臣塩崎恭久君 小池議員から四点お尋ねを頂戴をいたしました。

まず、国保の保険料率などについてのお尋ねでございます。

今回の改革では、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を示すとともに、各市町村がそれを参考に保険料率を定めることとしております。今回の財政支援の拡充により、保険料の伸びの抑制などの負担軽減が図られるものと考えており、標準保険料率の仕組みの下で、市町村には保険料の適切な設定などに取り組んでいただきたいと考えております。

受診抑制に関する御指摘につきまして、特別の事情がなく一年以上保険料を滞納している方には資格証明書の交付を行います。これは納付相談の機会を確保するためのものであり、個々の滞納者の実情を把握した上で適切に対応されるべきものと考えております。

国保への財政支援の在り方についてのお尋ねがございました。

今回の改革において、国保への毎年約三千四百億円の追加的な財政支援を行います。赤字額に

まえた効果的、効率的な財政支援を行うこととしております。こうした規模の財政支援により、一般会計からの繰入れの必要性は相当程度解消し、国保の財政基盤の強化が図られるものと考えています。各市町村においては、今後とも、医療費適正化の取組を行うとともに、保険料の適切な設定に取り組んでいただきたいと考えております。

医療費適正化についてのお尋ねがございました。

医療保険制度を将来にわたって持続可能なものとしていくためには、医療費の適正化を進めていくことは重要な課題であると考えております。

今回の改革では、都道府県が策定する医療費適正化計画は、将来のあるべき医療提供体制を定める地域医療構想を踏まえて医療費目標を定めるものであり、また、都道府県が国保運営方針に医療費適正化に関する取組等を定める際には、医療費適正化計画における指標や取組との整合性を求めるものであり、いわゆる医療費のキャップ制を導入するものではありません。

受診抑制の懸念についてのお尋ねがございました。

紹介状なしで大病院を受診する場合の定額負担の導入は、フリーアクセスの基本は守りつつ、大病院の外来は紹介患者を中心とするよう、外来の機能分化を更に進めることを目的としております。

入院時の食事代の見直しは、在宅との公平を図るためのものですが、必要な受診が抑制されないよう、低所得者の負担を据え置くなどの配慮を行ってまいります。したがって、これらの措置により、重症化や医療費の増加を招くとの御指摘は当たらないと考えております。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山崎正昭君) 日程第一 緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案 内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長片山さつき君。

○議長(山崎正昭君) 日程第一 緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案 内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長片山さつき君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔片山さつき君登壇、拍手〕

○片山さつき君 たいま議題となりました法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本法律案は、開発途上国による温室効果ガスの削減と気候変動への適応を支援する緑の気候基金に対する我が国からの拠出及びこれに伴う措置について定めるものであります。

委員会におきましては、我が国の拠出の意義と国際的評価、気候変動分野における他の基金とのすみ分け、基金による具体的な支援案件と対象国、気候変動対策の新たな枠組み合意に向けた我が国の取組状況等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。
質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。
議員(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十四
賛成 二百三十三
反対 一

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第二 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長古川俊治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔古川俊治君登壇、拍手〕

○古川俊治君 たいま議題となりました法律案につきまして、委員会での審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
本法律案は、株式会社日本政策投資銀行の完全民営化の方針を維持しつつ、危機対応及び成長資金の供給に対し同銀行の投融资機能を活用するため、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、日本政策投資銀行の完全民営化に向けた道筋、危機対応業務を義務付ける意義と役割分担の在り方、同銀行が成長資金を供給することによる民業圧迫の懸念等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大門実紀史委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。
討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。
議員(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。
議員(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十三
賛成 百九十七
反対 三十六

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第三 文部科学省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長水落敏栄君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔水落敏栄君登壇、拍手〕

○水落敏栄君 たいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本法律案は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツに関する基本的な政策の

企画及び立案並びに推進に関する事務等を文部科学省の所掌事務に追加するとともに、文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置しようとするものであります。

委員会におきましては、スポーツ庁を文部科学省の外局として設置する理由、スポーツ庁と他省庁のスポーツ施策の連携の具体策、競技力向上と選手強化の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。
議員(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十四
賛成 二百三十四
反対 〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第四 水防法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長 長広田一君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔広田一君登壇、拍手〕

○広田一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、多発する浸水被害に対処することにも、下水道管理をより適切なものとするため、浸水想定区域制度の拡充、雨水貯留施設に係る管理協定制度の創設、下水道施設の適切な維持管理の推進、日本下水道事業団による下水道管理者の権限代行制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、高知県への委員派遣を実施するとともに、下水道事業の運営体制や地方自治体への財政支援の在り方及び下水道施設の老朽化対策、内水ハザードマップ等の作成支援と周知に向けた取組の必要性、地下街等における浸水対策、民間雨水貯留施設の設置に係る支援等について質疑がなされましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

ます。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よつて、

本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十二分散会

出席者は左のとおり。

議長	副議長	議員
山崎 正昭君	興石 東君	吉良よし子君
		石川 博崇君
		辰巳孝太郎君
		河野 義博君
		倉林 明子君
		矢倉 克夫君
		宮本 周司君
		紙 智子君
		新妻 秀規君
		若林 健太君
		仁比 聡平君
		若松 謙維君
		横山 信一君
		中原 八一君
		井上 哲士君
		浜田 昌良君
		山本 博司君

北川 イッセイ君	山下 芳生君	山口 那津男君	西田 実仁君	世耕 弘成君	山谷 えり子君	長谷川 岳君	吉川 ゆうみ君	山下 雄平君	渡邊 美樹君	三宅 伸吾君	舞立 昇治君	馬場 成志君	井原 巧君	石田 昌宏君	大野 泰正君	古賀 友一郎君	中西 祐介君	磯崎 仁彦君	石井 浩郎君	山田 俊男君	小泉 昭男君	岡田 直樹君	野村 哲郎君	末松 信介君	有村 治子君	金子 原二郎君	鶴保 庸介君	岩城 光英君	高階 恵美子君	糸数 慶子君	阿達 雅志君	荒井 広幸君	谷 亮子君	二之湯 武史君	中泉 松司君	堂故 茂君	上月 良祐君	市田 忠義君	荒木 清寛君	魚住 裕一郎君	長沢 広明君	衛藤 晟一君	赤池 誠章君	大家 敏志君	森屋 宏君	山田 修路君	堀内 恒夫君	堀井 亨君	堀田 猛之君	石井 正弘君	太田 房江君	北村 経夫君	牧野 たかお君	熊谷 大君	上野 通子君	赤石 清美君	野上 浩太郎君	二之湯 智君	松村 祥史君	愛知 治郎君	中川 雅治君	岡田 広君	脇 雅史君	関口 昌一君	伊達 忠一君	平野 達男君	山本 太郎君	青木 一彦君	主濱 了君	羽生 俊君	長峯 誠君	豊田 俊郎君	大沼 みずほ君	酒井 庸行君	島田 三郎君	高野 光二郎君	滝沢 求君	丸山 和也君	森 まさこ君	西田 昌司君	石井 みどり君	松山 政司君	山本 順三君	松下 新平君	片山 さつき君	柳本 卓治君	武見 敬三君	橋本 聖子君	木村 義雄君	鴻池 祥肇君	磯崎 哲史君	安井 美沙子君	小西 洋之君	大野 元裕君	柘植 芳文君	徳永 エリ君	難波 奨二君	滝波 宏文君	金子 洋一君	牧山 ひろえ君	相原 久美子君	佐藤 正久君	藤末 健三君	大久保 勉君	足立 信也君	島尻 安伊子君	芝 博一君	小林 正夫君	大塚 耕平君	山東 昭子君	中曽根 弘文君	田中 直紀君	島村 大君	高橋 克法君	石井 準一君	古川 俊治君	丸川 珠代君	塚田 一郎君	吉田 博美君	水落 敏栄君	猪口 邦子君	福岡 資麿君	溝手 顕正君	岸 宏一君	山崎 力君	山本 一太君	小坂 憲次君	森本 真治君	石上 俊雄君	浜野 喜史君	石橋 通宏君	西村 まさみ君	斎藤 嘉隆君	田城 郁君	江崎 孝君	野田 国義君	吉川 沙織君	風間 直樹君	林 久美子君	広田 一君	尾立 源幸君	白 眞勲君	藤本 祐司君	佐藤 信秋君	柳澤 光美君	藤田 幸久君	那谷 屋正義君	尾辻 秀久君	神本 美恵子君	羽田 雄一郎君
----------	--------	---------	--------	--------	---------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	-------	---------	--------	-------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	---------	-------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	--------	---------	--------	--------	---------	-------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	---------	-------	--------	--------	--------	---------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	---------	---------

議長の報告事項

去る四月二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員

辞任

補欠

経済産業委員

辞任

補欠

国土交通委員

辞任

補欠

大野 泰正君

有村 治子君

山下 雄平君

林 芳正君

有村 治子君

大野 泰正君

林 芳正君

山下 雄平君

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

補欠

中山 恭子君

和田 政宗君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

電気通信事業法等の一部を改正する法律案(閣法第六六号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

競馬法の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

政府見解等における「植民地支配と侵略」の定義に関する質問主意書(和田政宗君提出(第一一七号))

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員糸数慶子君提出沖繩における米軍用機からの部品落下に関する質問に対する答弁書(第一一〇六号)

参議院議員山田太郎君提出改正児童ポルノ禁止法施行に関する質問に対する答弁書(第一〇七号)

参議院議員小見山幸治君提出補助金を受領した企業からの政治献金に関する質問に対する答弁書(第一〇八号)

参議院議員浜田和幸君提出同性カップルに係る法整備に関する質問に対する答弁書(第一〇九号)

参議院議員大久保勉君提出インターネット検索サービスに関する質問に対する答弁書(第一一〇号)

参議院議員大久保勉君提出国の電子データのクラウド上における管理に関する質問に対する答弁書(第一一一号)

参議院議員櫻井充君提出社会福祉法人における内部留保及び介護保険制度に関する再質問に対する答弁書(第一一二号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

競馬法の一部を改正する法律案

同日内閣から、中小企業基本法第十一条第一項の規定に基づく「平成二十六年度中小企業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十七年中小企業施策」についての文書を受領した。

同日内閣から、小規模企業振興基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成二十六年度小規模企業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十七年小規模企業施策」についての文書を受領した。

去る四月二十七日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任

補欠

和田 政宗君

中山 恭子君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案(岸本周平君外三名提出(衆第一九号))

同日議員から次の質問主意書が提出された。

道路標識に関する質問主意書(江口克彦君提出(第一一八号))

違憲無効の解釈改憲に基づく安倍総理の訪米外交を中止すべきことに関する質問主意書(小西洋之君提出(第一一九号))

同日議長は、ネパール連邦民主共和国中部において四月二十五日発生した地震による被害に対し、スバス・チャンドラ・ネムワン同国制憲会議議長宛見舞状を発送した。

去る四月二十八日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案(閣法第一五号)

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案(閣法第一六号)

国務大臣

内閣総理大臣 安倍 晋三君

財務大臣 麻生 太郎君

外務大臣 岸田 文雄君

文部科学大臣 下村 博文君

厚生労働大臣 塩崎 恭久君

国土交通大臣 太田 昭宏君

内閣官房副長官 世耕 弘成君

内閣官房副長官 永岡 桂子君

副大臣 厚生労働副大臣 永岡 桂子君

郡司 彰君

和田 政宗君

田中 茂君

松沢 成文君

行田 邦子君

東 徹君

中西 健治君

藤巻 健史君

大島九州男君

水野 賢一君

儀間 光男君

水岡 俊一君

江口 克彦君

松田 公太君

真山 勇一君

小見山幸治君

福山 哲郎君

小川 敏夫君

小野 次郎君

前川 清成君

小川 勝也君

北澤 俊美君

前田 武志君

片山虎之助君

榛葉賀津也君

渡辺美知太郎君

清水 貴之君

薬師寺みちよ君

山口 和之君

有田 芳生君

井上 義行君

蓮 舫君

中野 正志君

山田 太郎君

柴田 巧君

津田弥太郎君

中山 恭子君

アントニオ猪木君

川田 龍平君

増子 輝彦君

櫻井 充君

長浜 博行君

室井 邦彦君

加藤 敏幸君

直嶋 正行君

柳田 稔君

江田 五月君

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第二八号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

ドロロンに関する再質問主意書(大久保勉君提出)(第一二〇号)

福島第一原発の十一万倍ものトリチウムが六ヶ所再処理工場から海洋へ放出されたことに関する再質問主意書(川田龍平君提出)(第一二二号)

六ヶ所・東海両再処理工場の重大事故防止と核燃料施設の新規制基準適合性審査の強化等に関する再質問主意書(川田龍平君提出)(第一二二二号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員大久保勉君提出国債の繰上償還可能性についての券面記載事項に関する質問に対する答弁書(第一二三号)

参議院議員吉田忠智君提出国鉄共済年金に係る附帯決議の履行等に関する質問に対する答弁書(第一二四号)

参議院議員吉田忠智君提出後方支援を行う自衛隊員に対する戦時国際法適用の有無に関する質問に対する答弁書(第一一五号)

参議院議員福島みずほ君提出外国人人事労働者の受入れに関する質問に対する答弁書(第一一六号)

去る四月三十日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(細田博之君外九名提出)(衆第二一〇号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

健康増進法改正による健康増進に資する機器やサービスの許可又は承認に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一二四号)

養子縁組に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第一二五号)

国債金利リスクに関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第一二六号)

去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交防衛委員
辞任
小坂 憲次君
島村 大君
補欠

厚生労働委員
辞任
島村 大君
小坂 憲次君
補欠

同日議員から次の質問主意書が提出された。

難民認定の申請状況に関する質問主意書(小見山幸治君提出)(第一二七号)

去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交防衛委員
辞任
島村 大君
小坂 憲次君
補欠

厚生労働委員
辞任
小坂 憲次君
島村 大君
補欠

同日委員長から次の報告書が提出された。

緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案(閣法第一二二二号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

限定的な集団的自衛権行使を法理として認めた政府見解等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一二八号)

道路標識に関する質問主意書(江口克彦君提出)(第一二八号)

連憲無効の解釈改憲に基づく安倍総理の訪米外交を中止すべきことに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一一九号)

ドロロンに関する再質問主意書(大久保勉君提出)(第一二〇号)

福島第一原発の十一万倍ものトリチウムが六ヶ所再処理工場から海洋へ放出されたことに関する再質問主意書(川田龍平君提出)(第一二二二号)

六ヶ所・東海両再処理工場の重大事故防止と核燃料施設の新規制基準適合性審査の強化等に関する再質問主意書(川田龍平君提出)(第一二二二二号)

再処理工場における高レベル放射性廃液の危険性と六ヶ所再処理工場のアクティブ試験の審査に関する再質問主意書(川田龍平君提出)(第一二三号)

健康増進法改正による健康増進に資する機器やサービスの許可又は承認に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一二四号)

養子縁組に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第一二五号)

国債金利リスクに関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第一二六号)

去る八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員
辞任
井上 義行君
山口 和之君
補欠

決算委員
辞任
磯崎 仁彦君
西田 昌司君
補欠

同日次郎の質問主意書を内閣に転送した。

政府見解等における「植民地支配と侵略」の定義に関する質問主意書(和田政宗君提出)(第一二七号)

議院運営委員

新妻 秀規君
補欠

同日議員から次の質問主意書が提出された。

「新たな援護法制定及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の適用に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第一二九号)

同日内閣を経由して郵政民営化推進本部長から、郵政民営化法第十一条第二項の規定に基づく郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見についての報告を受領した。

同日議長は、ピオ・ガルシア・エスクデロ・マルケス・スペイン上院議長より、フランス共和国南部において三月二十四日発生したドイツ航空機墜落による被害に際し発送した見舞状に対する礼状を接受した。

同日議長は、四月二十三日のビエール・C・ノラン・カナダ上院議長の逝去に際し、レオ・フサカス同国上院議長代行宛弔意表明の書簡を発送した。

同日議長は、四日のレオ・フサカス・カナダ上院議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

一昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員
辞任
石上 俊雄君
尾立 源幸君
補欠

外交防衛委員
辞任
宇都 隆史君
中泉 松司君
補欠

財政金融委員
辞任
尾立 源幸君
石上 俊雄君
補欠

文教科学委員

辞任

補欠

藤井 基之君
(国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による
もの)

高橋 克法君
(国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの)

農林水産委員

辞任

補欠

経済産業委員

辞任

補欠

林 芳正君
(国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による
もの)

山田 修路君
(国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの)

予算委員

辞任

補欠

決算委員

辞任

補欠

行政監視委員

辞任

補欠

議院運営委員

辞任

補欠

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員
会に付託した。
電気通信事業法等の一部を改正する法律案(閣
法第六六号)
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣
法第二一七号)

法務委員会に付託

法務委員会に付託

経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との
間の協定の締結について承認を求めるの件(閣
条第一号)

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正
する議定書の締結について承認を求めるの件
(閣条第二号)

東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調
査事務局を設立する協定の締結について承認を
求めるの件(閣条第三号)

二千七年の国際コーヒー協定の締結について承
認を求めるの件(閣条第七号)

株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用
保険法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
難民認定の申請状況に関する質問主意書(小見
山幸治君提出(第一二七号))
限定的な集団的自衛権行使を法理として認めた
政府見解等に関する質問主意書(小西洋之君提
出(第一二八号))

昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員

辞任
尾立 源幸君
補欠
石上 俊雄君

厚生労働委員

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

経済産業委員

辞任

補欠

国土交通委員

辞任

補欠

予算委員

辞任

補欠

行政監視委員

辞任

補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。
東日本大震災復興及び原子力問題特別委員

辞任
宇都 隆史君
補欠
北村 経夫君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員
会に付託した。
国の統治機構に関する調査会委員
の調査会委員

辞任
浜野 喜史君
補欠
森本 真治君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
水銀に関する水俣条約の締結について承認を求
めるの件(閣条第四号)

同日委員長から次の報告書が提出された。
株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する
法律案(閣法第一三三号)審査報告書

文部科学省設置法の一部を改正する法律案(閣
法第一四号)審査報告書

水防法等の一部を改正する法律案(閣法第一八
号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。
対馬市文化財盗難品の返還実現に関する質問主
意書(藤末健三君提出(第一三〇号))

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員和田政宗君提出政府見解等における
「植民地支配と侵略」の定義に関する質問に対す
る答弁書(第一一七号)

参議院議員江口克彦君提出道路標識に関する質
問に対する答弁書(第一一八号)

参議院議員小西洋之君提出違憲無効の解釈改憲
に基づく安倍総理の訪米外交を中止すべきこと
に関する質問に対する答弁書(第一一九号)

参議院議員藤末健三君提出健康増進法改正による健康増進に資する機器やサービスの許可又は承認に関する質問に対する答弁書(第一二四号) 参議院議員浜田和幸君提出養子縁組に関する質問に対する答弁書(第一二五号) 参議院議員浜田和幸君提出国債金利リスクに関する質問に対する答弁書(第一二六号)

審査報告書

緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年五月七日

外交防衛委員長 片山さつき

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、気候変動に関する国際連合枠組条約の資金供与の制度の運営を委託された緑の気候基金に対する我が国からの拠出及びこれに伴う措置について定めるものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴う緑の気候基金への拠出限度額は約千五百四十億二千八百六十六万円であり、全額拠出国債により払い込むこととしている。

緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年五月十三日 参議院会議録第十六号

平成二十七年四月十四日 衆議院議長 町村 信孝 参議院議長 山崎 正昭殿

緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案 緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、気候変動に関する国際連合枠組条約の資金供与の制度の運営を委託された緑の気候基金(以下「基金」という。)に拠出するために必要な措置を講じ、及び同条約の円滑な履行を確保することを目的とする。

(拠出)

第二条 政府は、基金に対し、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により拠出することができ、

(国債による拠出)

第三条 政府は、前条の規定により基金に拠出する本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で拠出することができる。

2 前項の規定により拠出するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第百九十一号)第十条第三項から第七項まで(国債の発行条件、償還等)の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の規定により銀行に出資した」とあるのは「緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律(平成二十七年法律第 号)第三条第一項の規定により緑の気候基金(同法第一条に規定する緑の気候基金をいう。次項において同じ。)に拠出した」と、「基金」とあるのは「銀行」と、第六条中「基金」とあるのは「銀行」とあるのは「基金」と

とあるのは、「緑の気候基金(緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律(平成二十七年法律第 号)第一条に規定する緑の気候基金をいう。次条において同じ。)」と、第六条中「基金」とあるのは「緑の気候基金」と、同条第四項中「第一項の規定により銀行に出資した」とあるのは「緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律第三条第一項の規定により緑の気候基金に拠出した」と、「銀行から」とあるのは「緑の気候基金から」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律第三条第一項及び第二項並びに前三項」と読み替えるものとする。

(寄託所の指定)

第四条 日本銀行は、日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第四十三条第一項(他業の禁止)の規定にかかわらず、基金の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日又は平成二十七年四月一日のいずれか遅い日から施行する。

審査報告書

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年五月十二日

財政金融委員長 古川 俊治

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等の危機時において必要な資金供給を確保するとともに、地域の特性を生かした事業

活動の活性化又は我が国の企業の競争力の強化及びこれらのための金融機関等による資金供給の促進に資する成長資金の供給を集中的に実施するため、株式会社日本政策投資銀行が危機対応業務及び特定投資業務を適確に実施するための措置を講ずるとともに、これらの業務の適確な実施を確保する観点から政府による株式の保有に関する措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴い、平成二十七年年度特別会計予算において、財政投融資特別会計に株式会社日本政策投資銀行に対する出資金として、六百五十億円が計上されている。また、平成二十七年年度一般会計予算において、株式会社日本政策投資銀行に交付した国債の償還財源として、九億円が計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 今般の法改正の趣旨を踏まえ、株式会社日本政策投資銀行による危機対応業務の適確な実施、地域活性化及び我が国企業の競争力強化等に資する成長資金供給について、それぞれ万全を期すこと。その際は、民間金融機関との協調に留意し、いたずらに民衆に批判を招かないよう留意すること。

一 我が国企業の国際競争力の強化の重要性に鑑み、日本政策投資銀行及び株式会社国際協力銀行において、競争力のある人材の育成や確保を始めるとする体制整備が図られるよう、適切な措置を講ずること。

一 特定投資業務の実施に当たっては、地域の企業の発展等を通じて地域活性化に積極的に貢献するとともに、民間の成長資金供給を促すよう、適切な運用に努めること。その際、同業務

緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案

は民間による資金供給が充足するまでの過渡的な対応であり、その固定化を防ぐ適切な措置を講ずること。

一 日本政策投資銀行の株式の処分方法等の検討に当たっては、その業務運営・資産状況等を踏まえ、公共性の確保、日本政策投資銀行の目的遂行のために必要な株主構成の中立性・安定性の確保等に留意して検討を行い、長期的企業価値が毀損されることのないよう適切な措置を講ずること。

一 日本政策投資銀行の完全民営化に向け民間金融機関による危機対応業務への参入を促すため、これまでの危機対応業務に基づく貸付債権の状況等の開示を促すこと。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十七年四月十四日

衆議院議長 町村 信孝
参議院議長 山崎 正昭殿

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「ついで、」の下に「会社の目的の達成に与える影響及び」を加え、「平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、」を「できる限り早期に」に改める。

附則第二条の六の次に次の二十五条を加える。

(会社が危機対応業務を行う責務)

第二条の七 会社は、その目的を達成するため、当分の間、株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する被害に対処するための資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されるよう、附則第二条の十、第二条の十一、第二条の二十二及び第二条の二十四から第二条の三十までに定めるところにより、危機対応業務を行う責務を有する。

(危機対応業務に係る株式の政府保有)

第二条の八 政府は、当分の間、会社による危機対応業務の適確な実施を確保する観点から、会社の発行済株式(株主総会において決議をすることができない事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。附則第二条の十三において同じ。)の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならない。

(危機対応業務に係る政府の出資)

第二条の九 政府は、当分の間、会社による危機対応業務の適確な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

(危機対応業務の実施)

第二条の十 会社は、本店その他の財務大臣が指定する営業所(次項及び附則第二条の三十一第一項第一号において「指定営業所」という。)において危機対応業務を行うものとする。

2 会社は、財務省令で定めるところにより、天災その他のやむを得ない理由により指定営業所において臨時に危機対応業務の全部又は一部を休止する場合を除き、指定営業所において危機対応業務を休止し、又は廃止してはならない。

(危機対応業務に係る事業計画の特則等)

第二条の十一 会社は、財務省令で定めるところにより、第十七条の事業計画に危機対応業務の実施方針を記載しなければならない。

2 会社は、財務省令で定めるところにより、第

二十一条の事業報告書に前項の実施方針に基づく危機対応業務の実施状況を記載しなければならない。

3 会社の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、危機対応業務の適確な実施に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

(特定投資業務)

第二条の十二 会社は、その目的を達成するため、この条並びに附則第二条の十五から第二条の二十まで及び第二条の二十三から第二条の三十までに定めるところにより、特定投資業務を行うものとする。

2 この条から附則第二条の二十まで並びに附則第二条の二十三、第二条の二十五、第二条の二十七及び第二条の三十一において「特定投資業務」とは、特定事業活動に対する投資業務のうち、地域経済の自立的発展に資する地域の特性を生かした事業活動の活性化又は我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に資する我が国の企業の競争力の強化並びに特定事業活動に対する金融機関その他の者による資金供給の促進に特に寄与すると認められるものであつて、附則第二条の十七第一項の認可を受けた日から平成三十三年三月三十一日までに当該投資業務による資金供給の対象となる事業者及び当該資金供給の内容を決定するものと並びにこれに附帯する業務(同年四月一日以後に行うものを含む。)をいう。

3 前項の「特定事業活動」とは、次に掲げる事業活動をいう。

一 我が国の事業者が、その有する十分に活用されていない経営資源を有効に活用し、新たな事業の開拓を行うこと又はその行う事業の分野と事業の分野を異にする事業者と有機的に連携し、経営資源を有効に組み合わせることとを主とする経営の革新を行うことにより、

その生産性又は収益性を向上させることを目指して行う事業活動

二 前号に掲げる事業活動に対し資金供給を行う事業活動

4 第二項の「投資業務」とは、次に掲げる資金供給の業務をいう。

一 劣後特約付金銭消費貸借(元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、財務省令で定めるものをいう。)による資金の貸付けを行うこと。

(特定投資業務に係る株式の政府保有)

第二条の十三 政府は、会社が特定投資業務を完了するまでの間、会社による特定投資業務の適確な実施を確保する観点から、会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

(特定投資業務に係る政府の出資等)

第二条の十四 政府は、平成三十三年三月三十一日までの間、会社による特定投資業務の適確な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

2 会社は、前項の規定による出資により払い込まれた金銭を特定投資業務のための資金以外の資金に充ててはならない。

(特定投資業務における一般の金融機関が行う金融等の補充又は奨励)

第二条の十五 会社は、特定投資業務を行うに当たっては、一般の金融機関が行う金融及び民間

の投資を補充し、又は奨励することを旨とするものとする。

(特定投資指針)

第二条の十六 財務大臣は、会社が特定投資業務を行うに当たつて従うべき指針(次項及び次条第一項において「特定投資指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

2 特定投資指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定投資業務による資金供給の対象となる事業者及び当該資金供給の内容を決定するに当たつて従うべき基準

二 特定投資業務に関する財務の適正な管理に関する事項

三 会社と他の事業者との間の適正な競争関係の確保に関する事項

四 特定投資業務の実施状況について評価及び監視を行うための体制に関する事項

五 財務大臣に対する特定投資業務の実施状況の報告に関する事項

六 その他特定投資業務の適確な実施を確保するために必要な事項

(特定投資業務規程)

第二条の十七 会社は、財務省令で定める特定投資業務の実施に関する事項について、特定投資指針に即して、特定投資業務に関する規程(次項において「特定投資業務規程」という。)を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 財務大臣は、前項の規定により認可をした特定投資業務規程が会社による特定投資業務の適確な実施上不適当となつたと認めるときは、会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(特定投資業務に係る事業計画の特則等)

第二条の十八 会社は、財務省令で定めるところにより、特定投資業務を完了するまでの間、第

十七条の事業計画に特定投資業務の実施方針を記載しなければならない。

2 会社は、財務省令で定めるところにより、特定投資業務を完了した日を含む事業年度までの各事業年度に係る第二十一条の事業報告書に前項の実施方針に基づく特定投資業務の実施状況を記載しなければならない。

3 会社の定款には、特定投資業務を完了するまでの間、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、特定投資業務の適確な実施に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

(特定投資業務等に係る収支の状況)

第二条の十九 会社は、事業年度ごとに、財務省令で定めるところにより、特定投資業務を完了した日を含む事業年度までの各事業年度に係る次に掲げる業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を財務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

一 特定投資業務

二 前号に掲げる業務以外の業務

(特定投資業務の完了)

第二条の二十 会社は、経済情勢、特定投資業務による資金供給の対象となつた事業者の事業の状況その他の事情を考慮しつつ、平成三十八年三月三十一日までに、特定投資業務において保有する全ての有価証券(金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。)及び債権の譲渡その他の処分を行い、特定投資業務を完了するように努めなければならない。

2 会社は、特定投資業務を完了したときは、速やかに、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

3 財務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公表するものとする。

(適正な競争関係の確保)

第二条の二十一 会社は、当分の間、その業務を

行うに当たつては、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

2 会社は、財務省令で定めるところにより、当分の間、第十七条の事業計画に他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る方針を記載しなければならない。

3 会社は、財務省令で定めるところにより、当分の間、第二十一条の事業報告書に前項の方針に基づく業務の実施状況を記載しなければならない。

(危機対応準備金)

第二条の二十二 会社は、危機対応準備金を設け、附則第二条の九の規定により政府が出資した金額をもつてこれに充てるものとする。

2 会社は、附則第二条の九の規定による政府の出資があつたときは、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、附則第二条の九の規定により出資された額の全額を危機対応準備金の額として計上するものとする。この場合において、同法第四百四十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)」とする。

(特定投資準備金及び特定投資剰余金)

第二条の二十三 会社は、特定投資準備金を設け、附則第二条の十四第一項の規定により政府が出資した金額、第三項の規定により資本金又は準備金の額を減少した金額及び第四項の規定により剰余金の額を減少した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 会社は、附則第二条の十四第一項の規定による政府の出資があつたときは、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、附則第二条の十四第一項の規定により出資された額の全額を特定投資準備金の額として計上するものとする。この場合において、同法第四百四十五条第

一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)」とする。

3 会社は、特定投資業務を適確に実施するため必要があると認める場合には、資本金又は準備金の額を減少して、特定投資準備金の額を増加することができる。この場合における会社法第四百四十七条から第四百四十九条までの規定の適用については、同法第四百四十七条第一項第二号中「準備金」とあるのは、「準備金又は株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二十三第一項の特定投資準備金(以下この号、次条第一項第二号及び第四百四十九条第一項において「特定投資準備金」という。)とするとき」と、「準備金」とあるのは、「準備金又は特定投資準備金とする額」と、同法第四百四十八条第一項第二号中「資本金」とあるのは、「資本金又は特定投資準備金」と、同法第四百四十九条第一項中「資本金」とあるのは、「資本金又は特定投資準備金」とするものとする。

4 会社は、特定投資業務を適確に実施するため必要があると認める場合には、剰余金の額を減少して、特定投資準備金の額を増加することができる。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少する剰余金の額

二 特定投資準備金の額の増加がその効力を生ずる日

5 前項各号に掲げる事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。

6 第四項第一号の額は、同項第二号の日における剰余金の額を超えてはならない。

7 会社は、特定投資剰余金を設け、財務省令で定めるところにより、毎事業年度の特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失の金額を計上するものとする。

(受信限度額及び与信限度額の特則)

第二条の二十四 危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額が計上されている場合における第十四条の規定の適用については、当該計上されている額の合計額を資本金及び準備金の額に算入するものとする。

(剰余金の額等)

第二十五条 会社は、剰余金の額の計算上、最終事業年度(会社法第二条第二十四号に規定する最終事業年度をいう。次項において同じ。)の末日における危機対応準備金、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額の合計額を、資本金及び準備金の額の合計額に算入するものとする。

2 会社は、剰余金の額の計算上、第一号から第三号までに掲げる額の合計額を会社法第四百四十六号第一号から第六号までに掲げる額の合計額に、第四号から第六号までに掲げる額の合計額を同条第五号から第七号までに掲げる額の合計額に、それぞれ算入するものとする。

一 最終事業年度の末日後に危機対応準備金の額の減少をした場合における当該減少額(附則第二条の二十七第四項第一号の特定投資準備金の額のうち国庫に納付した金額を除く。)

二 最終事業年度の末日後に特定投資準備金の額の減少をした場合における当該減少額(附則第二条の二十七第四項第一号の特定投資準備金の額のうち国庫に納付した金額を除く。)

三 最終事業年度の末日後に特定投資剰余金の額の減少をした場合における当該減少額(附則第二条の二十七第四項第一号の特定投資剰余金の額のうち国庫に納付した金額を除く。)

四 最終事業年度の末日後に資本金又は準備金の額を減少して特定投資準備金の額を増加した場合における当該減少額

五 最終事業年度の末日後に剰余金の額を減少して特定投資準備金の額を増加した場合にお

ける当該減少額

六 前二号に掲げるもののほか、財務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額

3 会社は、会社法第四百六十一条第二項に規定する分配可能額(附則第二条の二十七第六項において「分配可能額」という。)の計算に当たっては、同法第四百四十一条第一項に規定する臨時計算書類につき同条第四項の承認(同項ただし書に規定する場合にあつては、同条第三項の承認を受けた場合における同条第一項第二号の期間の特定投資業務に係る利益の額として各勘定科目に計上した額その他の財務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額を同法第四百六十一条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合計額から減するものとする。

(欠損の填補を行う場合の危機対応準備金等の額の減少)

第二条の二十六 会社は、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となつたときは、危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額(特定投資剰余金の額にあつては、当該額が零を超えている場合に限る。)を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少する危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額

二 危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の減少がその効力を生ずる日

2 前項の決議は、財務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 第一項第一号の危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額は、それぞれ同項第二号の日における危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を超えてはならない。

4 第一項第一号の危機対応準備金の額、特定投資準備金の額及び特定投資剰余金の額の合計額は、同項の株主総会の日における欠損の額として財務省令で定める方法により算定される額を超えてはならない。

5 特定投資剰余金の額が零以下である場合には、第一項第二号の特定投資準備金の額は、特定投資準備金の額を減少することができる額として財務省令で定める方法により算定される額を超えてはならない。

6 会社は、第一項の規定により危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を減少した後において会社の剰余金の額が零を超えることとなつたときは、その超える部分の額に相当する金額により、この項の規定による危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の増加額の累計額がそれぞれ当該減少した額の累計額に達するまで、財務省令で定めるところにより、危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を増加しなければならない。

(国庫納付金)

第二条の二十七 会社は、危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至つたと認める場合には、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとする。この場合において、会社は、当該国庫に納付する金額に相当する額により危機対応準備金を減少するものとする。

2 会社は、特定投資業務の実施状況及び財務状況を勘案し、特定投資業務を適確に実施するために必要がないと認める場合には、特定投資準備金の額の全部又は一部を減少することができる。この場合においては、当該減少額のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として特定投資準備金の額に占める附則第二条の十四第一項の規定により政府が出資した金額の割合を基礎

として財務省令で定めるところにより算定した額を国庫に納付するものとする。

3 会社は、特定投資剰余金の額が零を超えている場合において、特定投資業務の実施状況及び財務状況を勘案し、特定投資業務を適確に実施するために必要がないと認めるときは、特定投資剰余金の額の全部又は一部を減少することができる。この場合においては、当該減少額のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として特定投資準備金の額に占める附則第二条の十四第一項の規定により政府が出資した金額の割合を基礎として財務省令で定めるところにより算定した額を国庫に納付するものとする。

4 前三項の場合においては、株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少する危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額

二 危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の減少がその効力を生ずる日

5 前項の決議は、財務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

6 第一項から第三項までの規定により納付する金額の合計額は、第四項第二号の日における分配可能額を超えてはならない。

第二条の二十八 会社は、清算をする場合においては、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、清算の日における危機対応準備金の額(附則第二条の二十六第一項の規定により危機対応準備金の額を減少した後において、同条第六項の規定による危機対応準備金の額の増加額の累計額が当該減少した額の累計額に満たない場合には、その不足額を加えた額)並びに同日における特定投資準備金及び特定投資剰余金の額の合計額(同条第一項の規定により特定投資準備金の額を減少した後において、同条第六項

の規定による特定投資準備金の額の増加額の累計額が当該減少した額の累計額に満たない場合又は同条第一項の規定により特定投資剰余金の額を減少した後において、同条第六項の規定による特定投資剰余金の額の増加額の累計額が当該減少した額の累計額に満たない場合には、それぞれ不足額を加えた額)のうち国庫に帰属すべき額に相当する額として特定投資準備金の額に占める附則第二条の十四第一項の規定により政府が出資した金額の割合を基礎として財務省令で定めるところにより算定した額の合計額(当該残余財産の額が当該危機対応準備金の額及び当該算定した額の合計額を下回っているときは、当該残余財産の額)に相当する金額を国庫に納付するものとする。

2 前項の規定による納付金の納付は、株主に対する残余財産の分配に先立って行われるものとする。

3 前条第一項から第三項まで及び第一項の規定による納付金に關し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

(法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の特例)

第二条の二十九 会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第一条の規定にかかわらず、附則第二条の九の規定による出資又は附則第二条の十四第一項の規定による出資に対する利益又は剰余金の配当又は分配については、前二条に定めるところによるものとする。

(会社法の準用)

第二十条の三十 会社法第四百四十九条第六項第一号に係る部分に限る。及び第七項並びに第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。の規定は、附則第二条の二十六第一項の規定により危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を減少する場合について準用する。この場合において

て、同法第四百四十九条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二十六第一項の規定による危機対応準備金(同法附則第二条の二十二第二項の危機対応準備金をいう。第八百二十八条第一項第五号において同じ。の額、特定投資準備金(同法附則第二条の二十三第一項の特定投資準備金をいう。同号において同じ。の額又は特定投資剰余金(同法附則第二条の二十三第七項の特定投資剰余金をいう。同号において同じ。)」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同法附則第二条の二十六第一項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号中「おける資本金」とあるのは「おける株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十六第一項の規定による危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の減少」と、同条第二項第五号中「破産管財人又は資本金の額の減少について承認をしなかつた債権者」とあるのは「又は破産管財人」と読み替えるものとする。

2 会社法第四百四十九条(第一項ただし書及び第六項第二号を除く。及び第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。の規定は、附則第二条の二十七第一項の規定により危機対応準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第一項本文中「資本金又は準備金以下この条において「資本金等」という。）」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二十七第一項の規定により危機対応準備金(同法附則第二条の二十二第二項の危機対応準備金をいう。以下この条並びに第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号において同じ。)」と、「場合(減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）」とあるのは「場合」と、「資本金等」とあるのは「特定投資準備金」と、同条第二項第一

号中「資本金等」とあるのは「特定投資準備金」と、同条第四項及び第五項ただし書中「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第一項の規定による危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の減少」と、同条第二項第五号中「破産管財人又は資本金の額の減少について承認をしなかつた債権者」とあるのは「又は破産管財人」と読み替えるものとする。

準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）」とあるのは「場合」と、「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「財務省令」と、同条第四項及び第五項ただし書中「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第一項の規定による危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の減少」と、同条第二項第五号中「破産管財人又は資本金の額の減少について承認をしなかつた債権者」とあるのは「又は破産管財人」と読み替えるものとする。

3 会社法第四百四十九条(第一項ただし書及び第六項第二号を除く。及び第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。の規定は、附則第二条の二十七第二項の規定により特定投資準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第一項本文中「資本金又は準備金以下この条において「資本金等」という。）」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二十七第二項の規定により特定投資準備金(同法附則第二条の二十三第三項の特定投資準備金をいう。以下この条並びに第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号において同じ。)」と、「場合(減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）」とあるのは「場合」と、「資本金等」とあるのは「特定投資準備金」と、同条第二項第一

号中「資本金等」とあるのは「特定投資準備金」と、同条第四項及び第五項ただし書中「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第一項の規定による危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の減少」と、同条第二項第五号中「破産管財人又は資本金の額の減少について承認をしなかつた債権者」とあるのは「又は破産管財人」と読み替えるものとする。

準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）」とあるのは「場合」と、「資本金等」とあるのは「特定投資準備金」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「特定投資準備金」と、同条第四項及び第五項ただし書中「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第一項の規定による危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の減少」と、同条第二項第五号中「破産管財人又は資本金の額の減少について承認をしなかつた債権者」とあるのは「又は破産管財人」と読み替えるものとする。

号中「資本金等」とあるのは「特定投資準備金」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「財務省令」と、同条第四項及び第五項ただし書中「資本金等」とあるのは「特定投資準備金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第二項の規定による特定投資準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同条第四項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号中「おける資本金」とあるのは「おける株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第二項の規定による特定投資準備金」と、「資本金の額の減少」とあるのは「当該特定投資準備金の額の減少」と、同条第二項第五号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第二項の規定による特定投資準備金」と読み替えるものとする。

4 会社法第四百四十九条(第一項ただし書及び第六項第二号を除く。及び第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。の規定は、附則第二条の二十七第三項の規定により特定投資剰余金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第一項本文中「資本金又は準備金以下この条において「資本金等」という。）」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二十七第三項の規定により特定投資剰余金(同法附則第二条の二十三第七項の特定投資剰余金をいう。以下この条並びに第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号において同じ。)」と、「場合(減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）」とあるのは「場合」と、「資本金等」とあるのは「特定投資剰余金」と、同条第二項第一

号中「資本金等」とあるのは「特定投資剰余金」と、同条第四項及び第五項ただし書中「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第一項の規定による危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の減少」と、同条第二項第五号中「破産管財人又は資本金の額の減少について承認をしなかつた債権者」とあるのは「又は破産管財人」と読み替えるものとする。

準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）」とあるのは「場合」と、「資本金等」とあるのは「特定投資剰余金」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「特定投資剰余金」と、同条第四項及び第五項ただし書中「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第一項の規定による危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の減少」と、同条第二項第五号中「破産管財人又は資本金の額の減少について承認をしなかつた債権者」とあるのは「又は破産管財人」と読み替えるものとする。

本金等」とあるのは「特定投資剰余金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第三項の規定による特定投資剰余金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同条第四項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号中「おける資本金」とあるのは「おける株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第三項の規定による特定投資剰余金」と、「資本金の額の減少」とあるのは「当該特定投資剰余金の額の減少」と、同条第二項第五号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第三項の規定による特定投資剰余金」と読み替えるものとする。

(罰則)

第二条の三十一 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 附則第二条の十第二項の規定に違反して、指定営業所において危機対応業務を休止し、又は廃止したとき。

二 附則第二条の十四第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による出資により払い込まれた金銭を特定投資業務のための資金以外の資金に充てたとき。

三 附則第二条の十七第二項の規定による命令に違反したとき。

四 附則第二条の十九の規定に違反して、同条各号に掲げる業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を提出せず、若しくは公表せず、又は虚偽の記載をしたものを提出し、若しくは公表したとき。

五 附則第二条の二十第二項の規定に違反して、特定投資業務を完了した旨の届出を行わなかったとき。

2 附則第二条の二十四の規定の適用がある場合における第三十四条第八号の規定の適用については、同号中「限度額」とあるのは、「附則第二条の二十四の規定により危機対応準備金、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額の合計額を資本金及び準備金の額に算入して計算した限度額」とする。

3 附則第二条の十一第一項、第二条の十八第一項又は第二条の二十一第二項の規定の適用がある場合における第三十四条第十号の規定の適用については、同号中「第十七条」とあるのは、「第十七条又は附則第二条の十一第一項、第二条の十八第一項若しくは第二条の二十一第二項」とする。

4 附則第二条の十一第二項、第二条の十八第二項又は第二条の二十一第三項の規定の適用がある場合における第三十四条第十三号の規定の適用については、同号中「第二十一条」とあるのは、「第二十一条又は附則第二条の十一第二項、第二条の十八第二項若しくは第二条の二十一第三項」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(危機対応準備金に関する経過措置)

第二条 株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)は、この法律の施行後遅滞なく、次に掲げる額の合計額により資本金の額を減少し、危機対応準備金(この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法(以下「新法」という。))

附則第二条の二十二第一項の危機対応準備金をいう。附則第四条第二項において同じ。)として計上するものとする。この場合における新法附則第二条の二十二第一項の規定の適用については、同項中「金額」とあるのは、「金額及び株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)附則第二条第一

項の規定により資本金の額を減少した金額」とする。

一 この法律による改正前の株式会社日本政策投資銀行法(以下「旧法」という。)附則第二条の二(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第三十六条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により政府が会社による危機対応業務(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。)

附則第四条第一項並びに第九条第一項及び第三項において同じ。)の円滑な実施のために会社に出資した額の累計額

二 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに旧法附則第二条の四第二項の規定により政府が償還をした国債の額の累計額

2 前項の規定による資本金の額の減少についての会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十七条の規定の適用については、同条第一項第二号中「準備金」とあるのは「準備金又は株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二十二第一項の危機対応準備金(以下この号において「危機対応準備金」という。))とすると」と、「準備金とする額」とあるのは「準備金又は危機対応準備金とする額」とする。

(国債の返還に関する経過措置)

第三条 旧法附則第二条の三第二項の規定により交付された国債の返還については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十六条の規定により読み替えて適用する新法附則第二条の五第一項の規定にかかわらず、別に法律で定める。

(国債の償還等に関する経過措置)

第四条 会社は、新法附則第二条の四第一項(東

日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十六条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当分の間、危機対応業務(施行日が平成二十七年四月一日後である場合には、同日以後施行日の前日までに会社が行うものを含む。)に係る資産の増加に応じて必要となる資本の額として財務省令で定めるところにより計算した金額を限り、旧法附則第二条の三第二項の規定により交付された国債の償還を請求することができ

2 会社は、新法附則第二条の四第三項の規定にかかわらず、施行日以後に同条第二項の規定により償還された額を危機対応準備金の額として計上するものとする。この場合における新法附則第二条の二十二第一項及び第二条の二十九の規定の適用については、同項中「附則第二条の九」とあるのは「附則第二条の四第二項の規定により償還を受けた金額及び附則第二条の九」と、同条中「附則第二条の九」とあるのは「附則第二条の四第二項の規定による国債の償還による出資、附則第二条の九」とする。

3 前二項の規定の適用がある場合における新法附則第二条の四第五項の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「第二項並びに株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)附則第四条第一項及び第二項」とする。

(特定投資業務規程等に関する経過措置)

第五条 会社は、この法律の施行後遅滞なく、新法附則第二条の十七第一項に規定する特定投資業務規程を定め、財務大臣の認可を受けるものとする。

2 会社は、この法律の施行後遅滞なく、新法第十七条の事業計画を新法附則第二条の十一第一項、第二条の十八第一項及び第二条の二十一第二項の規定に適合するように変更し、財務大臣の認可を受けるものとする。

3 会社は、この法律の施行後遅滞なく、その定款を新法附則第二条の十一第三項及び第二条の十八第三項の規定に適合するように変更し、財務大臣の認可を受けるものとする。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第七条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「ついでに、」の下に「これらの機関の業務を承継する機関の目的の達成に与える影響及び」を加え、「平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、」を「できる限り早期に」に改める。

(調整規定)

第八条 施行日が株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号。次項において「商中法等改正法」という。)の施行の日前となる場合には、同日の前日までの間における前条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第六条第二項の規定の適用については、同項中「商工組合中央金庫及び」とあるのは「商工組合中央金庫に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとし、」と、「これらの機関の」とあるのは「その」とする。

2 施行日が商中法等改正法の施行の日後となる場合には、前条の規定は、適用しない。

第九条 政府は、この法律の施行後適当な時期に(危機対応業務に関する検討)

平成二十七年五月十三日 参議院会議録第十六号

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案

において、指定金融機関(株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項に規定する指定金融機関をいう。)に係る制度の運用の状況、会社による危機対応業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する被害に対処するための資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されることを確保する観点から、会社による危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

3 政府は、第一項の検討の結果、政府による会社の株式の保有に関する義務に係る措置その他の会社による危機対応業務の適確な実施を確保するための措置を継続する必要があると認めるときは、速やかに、当該措置を廃止するために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(特定投資業務に関する検討)

第十条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、会社による特定投資業務(新法附則第二条の十二第二項に規定する特定投資業務をいう。以下この項において同じ。)の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、我が国経済の持続的な成長に資する長期資金その他の資金の供給の一層の促進を図る観点から、会社による特定投資業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

審査報告書

文部科学省設置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年五月十二日

文教科学委員長 水落 敏榮
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務等を文部科学省の所掌事務に追加するとともに、文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、平成二十七年年度一般会計予算(文部科学省所管)に、約六億円が計上されている。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、スポーツ基本法の理念を踏まえ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、スポーツ施策が縦割り行政に陥ることなく、総合的、一体的に推進されるよう、スポーツ庁は関係府省の司令塔的機能を十分に果たすこと。その際、行政改革の推進の観点から、組織の肥大化につながらないよう十分留意すること。

二、スポーツ庁が、教育を所管する文部科学省の外局として設置されることに鑑み、今後のスポーツ施策が競技スポーツ分野に偏ることのないよう特に留意するとともに、学校体育及び運動部活動における外部指導者の活用や教職員の

負担軽減等に十分配慮すること。

三、スポーツ庁長官の登用に当たっては、その職務の重要性に鑑み、スポーツへの造詣、ガバナンス能力、情報発信力等の観点を十分考慮し、民間も含め、人材を広く各界に求めること。

四、新設されるスポーツ審議会においては、審議事項が競技スポーツ分野に偏ることのないよう配慮するとともに、学校体育等の教育上の観点にも留意しつつ、スポーツの幅広い分野について、長期的な視野に立つた審議を行うこと。また、委員の選任に当たっては、国民及び関係者の声が広く反映されるよう、出身分野及び男女比等に十分配慮すること。

五、全ての人がスポーツに参加することができる真のバリアフリー社会の実現に貢献する観点から、障害に対する国民の理解を促進し、障害者の積極的な社会参加に寄与するため、障害者スポーツの環境整備を推進すること。

六、各スポーツ団体の自主性を尊重し、スポーツ団体の組織運営体制の在り方に関するガイドラインの策定等を通じ、ガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組を支援するとともに、スポーツ紛争の予防及び迅速な解決の観点から、スポーツ団体・アスリート等の仲裁・調停に関する理解増進等の取組を支援すること。

七、国際競技連盟等における日本人役員の増員を図ることにより、国際スポーツ界における我が国の発言力を高め、国際的な競技大会等において日本人選手が十分に力を発揮できるよう支援すること。

八、競技スポーツの推進・強化のため、指導者等の資質・能力の向上を図るとともに、競技者が引退後の生活に不安を感じることなく、競技力向上に邁進できるよう支援すること。

右決議する。

文部科学省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十七年四月二十一日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山崎 正昭殿

文部科学省設置法の一部を改正する法律案
文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二十條」を削り、「第二十一條」

第二十四條を「第九條—第十二條」に、

第四
第四
第四

第一章 削除
一節 設置並びに任務及び所掌事務
第二款 設置並びに任務及び所掌事務(第二十六條)
第二款 設置並びに任務及び所掌事務(第二十七條、第二十八條、第二十九條、第三十條、第三十一條、第三十二條)
特別の機関(第三十三條)

「第四章 外局」
第一節 設置(第十三條)
第二節 スポーツ庁(第十四條、第十五條)
第三節 文化庁
第一款 任務及び所掌事務(第十七條、第十八條、第十九條、第二十條、第二十一條、第二十二條、第二十三條)
第二款 審議会等(第二十四條、第二十五條、第二十六條、第二十七條、第二十八條、第二十九條、第三十條、第三十一條、第三十二條)
特別の機関(第三十三條)

六條
に、「第三十三條」を「第二十四條」
條第十九條
に改める。

第三條中「スポーツ」を削り、「並びに科学技術」、「科学技術」に改め、「総合的な振興」の下に「並びにスポーツに関する施策の総合的な推進」を加える。

第四條中第四十三號を削り、第四十四號を第四十三號とし、第四十五號を第四十四號とし、第四十六號を第四十五號とし、第四十七號を削り、第四十八號を第四十六號とし、第四十九號から第六十九號までを二號ずつ繰り上げ、第七十號を第六十八號とし、同號の次に次の二號を加える。

六十九 スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
七十 スポーツに関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
第四條中第七十一號から第七十五號までを削り、第七十六號を第七十一號とし、第七十七號を第七十二號とし、同號の次に次の一號を加える。

七十三 心身の健康の保持増進に資するスポーツの機會の確保に関すること。
第四條中第七十八號を第七十四號とし、第七十九號を第七十五號とし、第八十號を第七十六號とし、同條第八十一號中「第八十七號」を「第八十三號」に、「第八十四號」を「第八十號」に改め、同號を同條第七十七號とし、同條中第八十二號から第九十七號までを四號ずつ繰り上げる。

第九條から第二十條までを削り、第三章第三節中第二十一條を第九條とし、第二十二條を第十條とし、第二十三條を第十一條とする。

第三章第四節の節名、第四章の章名、同章第一節の節名、同節第一款及び第二款の款名並びに同章第二款及び第三節の節名を削る。

第二十四條を第十二條とし、同條の次に次の章名、二節、節名、款名及び一號を加える。

第四章 外局
第一節 設置
第十三條 国家行政組織法第三條第二項の規定に基づいて、文部科学省に、次の外局を置く。

スポーツ庁
文化庁
第二節 スポーツ庁
第十四條 スポーツ庁の長は、スポーツ庁長官と

する。
(任務)
第十五條 スポーツ庁は、スポーツの振興その他のスポーツに関する施策の総合的な推進を図ることを任務とする。

(所掌事務)
第十六條 スポーツ庁は、前條の任務を達成するため、第四條第三號、第五號、第三十號、第三十八號、第三十九號、第六十九號から第七十六號まで、第八十六號(スポーツの振興に係るものに限り)、第八十七號及び第八十九號から第九十三號までに掲げる事務並びに学校における体育及び保健教育の基準の設定に関する事務をつかさどる。

第三節 文化庁
第一款 任務及び所掌事務
第十七條 文化庁の長は、文化庁長官とする。

第二十五條及び第二十六條を削り、第二十七條を第十八條とする。
第二十八條中「第八十一號から第八十九號まで、第九十號」を「第七十七號から第八十五號まで、第八十六號」に、「第九十一號及び第九十三號から第九十七號まで」を「第八十七號及び第八十九號から第九十三號まで」に改め、同條を第十九條とし、第二十九條を第二十條とし、同條の前に次の款名を付する。

第二款 審議会等
第三十條を第二十一條とし、第三十一條を第二十二條とし、第三十二條を第二十三條とし、同條の前に次の款名を付する。

第三款 特別の機関
第五章中第三十三條を第二十四條とする。
附則第三項中「第三十條」を「第二十一條」に改める。

附 則
(施行期日)
1 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。

(国家行政組織法の一部改正)
2 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。
別表第一文部科学省の項中「文化庁」を「スポーツ庁」に改める。

水防法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成二十七年五月十二日
国土交通委員長 広田 一
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、多発する浸水被害に対処するとともに、下水道管理をより適切なものとするため、浸水想定区域制度の拡充、雨水貯留施設の管理協定制の創設、下水道施設の適切な維持管理の推進、日本下水道事業団による下水道管理者の権限代行制度の創設等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用
本法律施行のため、平成二十七年年度一般会計予算(国土交通省所管)に、浸水被害対策区域において管理協定を締結した民間雨水貯留施設の整備費に対する補助として下水道防災事業費補助二億円が計上されている。また、日本下水道事業団が地方公共団体に代わつて行う下水道工事の費用に対する補助として下水道事業費補助十億六千二百万円の一部が充てられる。

水防法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年四月二十一日
衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山崎 正昭殿

水防法等の一部を改正する法律案
水防法等の一部を改正する法律
(水防法の一部改正)

第一条 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。
第一条中「洪水」の下に「雨水出水」を加える。

第二条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「当該指定都市の長の下に並びに下水道管理者(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七條第四項において同じ。)」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「消防団を「消防団」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。
第三条の二中「洪水」の下に「雨水出水」を加える。
第七条中第六項を第七項とし、第五項を第六

項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体の行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

第十三条の見出し中「行」の下に「洪水に係る」を加え、同条第一項及び第二項中「特別警戒水位」を「洪水特別警戒水位」に改める。

第十三条の二中「前条第一項」を「第十三条第一項」に、「若しくは前条第二項」を「第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条」に改め、同条を第十三条の四とし、第十三条の次に次の二条を加える。
(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等(下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。)の排水施設等(排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第十四条の二第一項において同じ。)で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したもののついて、雨水出水特別警戒水位(雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位(公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。))をいう。

次項において同じ。を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

第十四条の見出しを「洪水浸水想定区域」に改め、同条第一項中「当該河川の洪水防衛に関する計画の基本となる降雨」を「想定最大規模降雨(想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。次条第一項において同じ。)」に、「浸水想定区域」を「洪水浸水想定区域」に改め、同条第二項中「区域及び」を「区域」に改め、「水深」の下に「その他の国土交通省令で定める事項」を加え、同条第三項中「指定の区域及び浸水した場合に想定される水深」を「前項の国土交通省令で定める

なければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したもののついて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したもののついて、高潮特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

第十四条の見出しを「洪水浸水想定区域」に改め、同条第一項中「当該河川の洪水防衛に関する計画の基本となる降雨」を「想定最大規模降雨(想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。次条第一項において同じ。)」に、「浸水想定区域」を「洪水浸水想定区域」に改め、同条第二項中「区域及び」を「区域」に改め、「水深」の下に「その他の国土交通省令で定める事項」を加え、同条第三項中「指定の区域及び浸水した場合に想定される水深」を「前項の国土交通省令で定める

事項」に改め、同条の次に次の二条を加える。
(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、第十三条の二第一項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第二項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該指定に係る排水施設(当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。
(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、第十三条の三の規定により指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものによ

り当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

第十五条第一項中「前条第一項の規定により浸水想定区域」を「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域」に、「当該浸水想定区域」を「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」に改め、同項ただし書中「第三号ハ」を「第四号ハ」に改め、同項第一号中「第十三条第一項若しくは第二項の下に、第十三条の二若しくは第十三条の三を加え、若しくは都道府県知事が」を、「都道府県知事若しくは市町村長が」に、「以下」を「次項において」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

第十五条第一項第三号中「浸水想定区域」の下に「(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。)」を加え、同号イ中「施設」の下に「(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用する」と見込まれるものを含む。)」を、「の洪水時」

の下に「雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）を加え、「及び洪水時」を「及び洪水時等」に改め、同号口中「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に」を「社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として」に、「洪水時」を「洪水時等」に改め、同号八中「洪水時」を「洪水時等」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

第十五条第一項に次の一号を加える。

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

第十五条第二項中「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同項第一号中「前項第三号イ」を「前項第四号イ」に改め、「掲げる施設の下に（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）」を加え、「次条第七項」を「次条第九項」に改め、同項第二号中「前項第三号ロ」を「前項第四号ロ」に改め、同項第三号中「前項第三号ハ」を「前項第四号ハ」に改め、同条第三項中「住民」の下に、「滞在者その他の者」を加える。

第十五条の二第二項中「洪水時」を「洪水時等」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「洪水時」を「洪水時等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第一項の地下街等」の下に「(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「洪水時」を「洪水時等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「洪水時」を「洪水時等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「洪水時」を「洪水時等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一

項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

第十五条の二 第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

第十五条の三第一項及び第十五条の四第二項中「洪水時」を「洪水時等」に改める。

第十五条の五中「及び第三項」を「及び第五項」に改める。

第二十八条第一項中「運搬用機器」の下に「若しくは排水用機器」を加える。

第二十九条及び第三十二条第一項中「洪水」の下に、「雨水出水」を加える。

第三十二条第四項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

(下水道法の一部改正)
第二条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)

の一部を次のように改正する。

「第二章 公共下水道」を
「第一章 公共下水道」を

第二節 浸水被害対策区域における
条第二十五条の二―第二十五条の
特別の措置(第二十五条の二―第二十五条の

に、「第二十五条の二―第二十五条の十」を「第二十五条の十一―第二十五条の十八」に改め九」

る。

第二条第二号中「屎尿浄化槽」を「屎尿浄化槽」に改め、「ポンプ施設」の下に「貯留施設」を加え、同条に次の一号を加える。

九 浸水被害 排水区域において、一時的に大量の降雨が生じた場合において排水施設に当該雨水を排除できないこと又は排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる浸水により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることをいう。

第二章中第三条の前に次の節名を付する。

第一節 公共下水道の管理等

第十二条の二第二項中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改める。

第十四条第一項中「第二十五条の七第二項」を「第二十五条の十五第二項」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。
(災害時維持修繕協定の締結)

第十五条の二 公共下水道管理者は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質

に重大な影響が及ぶことを防止するため災害の発生時において公共下水道管理者以外の者

が公共下水道の施設の特定維持又は修繕に
関する工事を行うことができることをあらか

じめ定めておく必要があると認めるときは、その管理する公共下水道について、公共下水

道の施設の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者(第二号

において「災害時維持修繕実施者」ということ

(以下「災害時維持修繕協定」という)を締結
 することができる。

災害時維持修繕協定の目的となる公共下水道の施設（以下「協定下水道施設」という。）

二 災害時維持修繕実施者が公共下水道の施

2 前項の規定による管理協定については、予定雨水貯留施設所有者等の全員の合意がなければならぬ。

(管理協定の内容)

第二十五条の五 第二十五条の三第一項又は前条第一項の規定による管理協定(以下単に「管理協定」という。)には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 管理協定の目的となる雨水貯留施設(以下「協定雨水貯留施設」という。)
- 二 協定雨水貯留施設の管理の方法に関する事項
- 三 管理協定の有効期間
- 四 管理協定に違反した場合の措置

2 管理協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 協定施設(協定雨水貯留施設又はその属する施設をいう。以下同じ。)の利用を不当に制限するものでないこと。
- 二 前項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(管理協定の縦覧等)

第二十五条の六 公共下水道管理者は、管理協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、公共下水道管理者に意見書を提出することができる。

(管理協定の公示等)

第二十五条の七 公共下水道管理者は、管理協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示し、かつ、当該管理協定の写しを当該公共下水道管理者であ

る地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供するとともに、協定施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定施設である旨又は協定施設が当該区域内に存する旨を明示しなければならない。

(管理協定の変更)

第二十五条の八 第二十五条の三第二項、第二十五条の四第二項、第二十五条の五第二項及び前二条の規定は、管理協定において定めた事項の変更について準用する。この場合において、第二十五条の四第二項中「予定雨水貯留施設所有者等」とあるのは、「予定雨水貯留施設所有者等(雨水貯留施設の建設後にあつては、雨水貯留施設所有者等)」と読み替へるものとする。

(管理協定の効力)

第二十五条の九 第二十五条の七(前条において準用する場合を含む。)の規定による公示のあつた管理協定は、その公示のあつた後において当該協定施設の雨水貯留施設所有者等又は予定雨水貯留施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

第三十一条中「まで、第二十三条」の下に「第二十三条の二」を加える。

第三十一条の二第一項中「第二十五条の二第一項を」第二十五条の十第一項に改める。

第三十一条の三の次に次の一条を加える。

(協議会)

第三十一条の四 二以上の公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、それぞれが管理する下水道相互間の広域的な連携による下水道の管理の効率化に関し必要な協議を行うための協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

一 関係地方公共団体

二 下水道の管理の効率化に資する措置を講ずることができる者

三 学識経験を有する者その他の協議会が必要と認める者

3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三十七条の二及び第三十八条第一項第一号中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の十八第一項に改める。

第四十二条第一項中「第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項」を「第二十五条の十第二項、第二十五条の十一第二項」に改める。

第四十六条、第四十六条の二第一項各号、第四十七条の二、第四十九条第一号から第四号まで及び第五十一条中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の十八第一項に改める。

第三条 下水道法の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三 公共下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。

イ 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものである

り、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの

ロ 主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの

第二条第四号ロ中「終末処理場を有するもの」の下に「又は前号ロに該当するもの」を加える。

第四条第三項中「協議」の下に「第二十三条ロに該当する公共下水道(以下「雨水公共下水道」という。))に係るものを除く。」を加え、同条第五項中「ふる届出の下に(雨水公共下水道に係るものを除く。)」を加える。

第五条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「予定処理区域」を「点検の方法及び頻度」に改め、同項第二号中「の配置」を「を設ける場合には、その配置」に改め、「又は流域下水道と接続する位置を削り、同項中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 流域下水道と接続する場合には、その接続する位置

五 予定処理区域(雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水区域。次条第三号において同じ。)

第六条第一号中「土地の用途」を「土地利用の状況」に改め、同条第二号中「基準」の下に「適合し、かつ、排水施設の点検の方法及び頻度が第七条の二第二項の技術上の基準に」を加え、同条第三号中「終末処理場」の下に「(雨水公共下水道に係るものにあつては、排水施設)」を加える。

第七条の次に次の一条を加える。

(公共下水道の維持又は修繕)

第七条の二 公共下水道管理者は、公共下水道を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて公衆衛生上重大な危害が生じ、及び公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことのないように努めなければならない。

2 公共下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、政令で定める。

3 前項の技術上の基準は、公共下水道の修繕を効率的に行うための点検及び災害の発生時において公共下水道の機能を維持するための応急措置の実施に関する基準を含むものではない。

第二十五条の十二第一項第一号中「能力」の下に「並びに点検の方法及び頻度」を加える。

第二十五条の十三第一号中「土地の用途を「土地利用の状況」に改め、同条第二号中「基準」の下に「適合し、かつ、排水施設の点検の方法及び頻度が第二十五条の十八において準用する第七條の二第二項の技術上の基準に」を加え、同条第三号中「に限る。」を削る。

第二十五条の十八中、「第八條」を「から第八條までに改める。

(日本下水道事業団法の一部改正)

第四條 日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 業務(第二十六條―第二十八條)」を

「第四章 業務」
第一節 業務の範囲等(第二十六條―第二十八條)
第二節 特定下水道工事(第二十九條―第三十條)

第二十九條に、「第二十九條―第四十一條」を「第三十六條」に、「第二十九條―第四十一條」を「第三十六條」に

「第三十七條―第四十八條」に、「第四十二條・第四十三條」を「第四十九條・第五十條」に、「第四十四條―第四十六條」を「第五十一條・第五十二條」に、「第四十七條―第四十九條」を「第五十三條―第五十五條」に改める。

第四章中第二十六條の前に次の節名を付する。

第一節 業務の範囲等

第二十六條の見出しを「業務の範囲」に改め、同条第一項中第八号を第十一号とし、第三号から第七号までを三号ずつ繰り下げ、同項第二号中「及びポンプ施設」を「ポンプ施設、管渠及び協定雨水貯留施設(下水道法第二十五条の五第一項第一号に規定する協定雨水貯留施設をいう。）」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 災害時維持修繕協定(下水道法第十五條の二(同法第二十五条の十八及び第三十一

条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)に規定する災害時維持修繕協定をいう。次条第二項において同じ。)に基づき、協定下水道施設(同法第十五條の二第一号に規定する協定下水道施設をいう。)の維持又は修繕に関する工事を行うこと。

第二十六條第一項第一号の次に次の二号を加える。
二 前号に掲げるもののほか、地方公共団体の委託に基づき、次に掲げる管渠の建設を行うこと。

イ 浸水被害(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第九号に規定する浸水被害をいう。)が発生した場合において再度災害を防止するためその建設を特に緊急に行うべきもの
ロ その建設が高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して行うことが適当であると認められるもの

三 次節の規定により特定下水道工事を行うこと。

第二十六條第二項中「(昭和三十三年法律第七十九号)」を削り、「以下」の下に「この項において」を加え、同条第三項中「第一項第八号」を「第一項第十一号」に改める。

第四十九條を第五十五條とする。
第四十八條第四号中「第三十一條」を「第三十九條」に改め、同条第五号中「第三十八條」を「第四十五條」に改め、同条第六号中「第四十二條第二項」を「第四十九條第二項」に改め、同条を第五十四條とする。

第四十七條中「第四十三條第一項」を「第五十條第一項」に改め、同条を第五十三條とし、第七章中第四十六條を第五十二條とし、第四十五條を削り、第四十四條を第五十一條とし、第六章中第四十三條を第五十條とし、第四十二條を

第四十九條とし、第五章中第四十一條を第四十八條とし、第三十六條から第四十條までを七条ずつ繰り下げ、第三十五條を削る。

第三十四條第四項中「先だつて」を「先立つて」に改め、同条を第四十二條とする。
第三十三條第一項中「うめ」を「埋め」に改め、同条を第四十一條とする。

第三十二條中「第三十條」を「第三十八條」に改め、同条を第四十條とし、第二十九條から第三十一條までを八条ずつ繰り下げ、第四章中第二十八條を第二十九條とし、同条の次に次の一節を加える。

第二節 特定下水道工事

(特定下水道工事の代行)

第三十條 事業団は、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者(下水道法第二十七條第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第三十六條において同じ。)である地方公共団体(以下「下水道管理団体」という。から要請があり、かつ、当該下水道管理団体における終末処理場等又は第二十六條第一項第二号イ若しくはロに掲げる管渠(次条及び第三十三條において「特定下水道」という。)の建設に関する工事(以下「特定下水道工事」という。)の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該特定下水道工事を当該下水道管理団体に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合には、同法第三條、第二十五条の十及び第二十六條の規定にかかわらず、これを行うことができる。

2 事業団は、前項の規定により特定下水道工事を行う場合には、政令で定めるところにより、下水道管理団体に代わつてその権限の一部を行うものとする。

3 下水道管理団体が第一項の要請をしようとするときは、あらかじめ、当該下水道管理団体の議会の議決を経なければならない。

4 事業団は、第一項の規定により特定下水道工事を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

5 事業団は、第一項の規定による特定下水道工事の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(事業団の意見の聴取)

第三十一條 下水道管理団体は、前条の規定により事業団が特定下水道工事を行う特定下水道について下水道法第四條第六項の公共下水道の事業計画の変更、同法第二十五条の十一第七項の流域下水道の事業計画の変更又は同法第二十七條第一項の規定による公示事項の変更を行おうとする場合には、あらかじめ、事業団の意見を聴かなければならない。

(特定下水道工事の廃止等)

第三十二條 事業団は、下水道管理団体の同意を得た場合でなければ、特定下水道工事を廃止してはならない。

2 第三十條第五項の規定は、事業団が特定下水道工事を廃止した場合について準用する。

3 事業団が特定下水道工事を廃止したときは、当該特定下水道工事に要した費用の負担については、事業団が下水道管理団体と協議して定めるものとする。

(特定下水道及びその用に供する土地の権利の帰属)

第三十三條 第三十條第五項の規定による特定下水道工事の完了の公告のあつた特定下水道及びその用に供する土地について事業団が取得した権利は、その公告の日の翌日において当該特定下水道を管理する下水道管理団体に帰属するものとする。

(費用の負担又は補助)

定下水道工事を行う場合には、その実施に要する費用の負担及びその費用に関する国の補助については、下水道管理団体が自ら当該特定下水道工事を行うものとみなす。

2 前項の規定により国が当該下水道管理団体に交付すべき負担金又は補助金は、事業団に交付するものとする。

3 前項の場合には、事業団は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定の適用については、同法第二条第三項に規定する補助事業者等とみなす。

4 第一項の下水道管理団体は、同項の費用の額から第二項の負担金又は補助金の額を控除した額を事業団に支払わなければならない。

5 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払の方法その他同項の費用に関し必要な事項は、政令で定める。

(審査請求)

第三十五条 事業団が第三十条第二項の規定により下水道管理団体に代わつてする処分又はその不作為に不服がある者は、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、事業団の上級行政庁とみなす。

(下水道法の適用)

第三十六条 第三十条第二項の規定により公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者に代わつてその権限を行う事業団は、下水道法第五章の規定の適用については、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者とみなす。

第二十六条の二中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改め、「公共下水道管理者の下に(同法第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。以下同じ。)」を、「流域下水道管理者」の下に(同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者をいう。以下同じ。))を加え、同条に次の一項を加える。

2 下水道法第二十二條第二項(同法第二十五条の十八において準用する場合を含む。)の規定は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が事業団と災害時維持修繕協定を締結した場合において、当該災害時維持修繕協定に基づき事業団が公共下水道又は流域下水道の維持管理を行うときは、適用しない。

第二十六条の二を第二十七条とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の水防法(以下この条において「新水防法」という。)第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている洪水浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第二項の規定による雨水出水浸水想定区域

の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号。以下この項において「改正法」という。))の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている洪水浸水想定区域(以下この条において単に「浸水想定区域」という。))と、同項第一号中「第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「この規定」と、「都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。))とあるのは「洪水時」と、「洪水時等」とあるのは「洪水時」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

(下水道法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の下水道法(次項において「第三条改正前下水道法」という。)第四条第一項の規定により定められていた事業計画については、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して三年を経過する日(その日までに第三条の規定による改正後の下水道法(次項において「新下水道法」という。)第四条第六項において準用する同条第一項の規定により変更されたときは、その変更された日)までの間は、なお従前の例による。

従前の例による。

2 第三条の規定の施行の際現に第三条改正前下水道法第二十五条の十一第一項の規定により定められていた事業計画については、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して三年を経過する日(その日までに新下水道法第二十五条の十一第七項において準用する同条第一項の規定により変更されたときは、その変更された日)までの間は、なお従前の例による。

(日本下水道事業団法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の日から行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日の前日までの間における第四条の規定による改正後の日本下水道事業団法第三十五条の規定の適用については、同条中「する処分又はその不作為」とあるのは「した処分」と、「審査請求」とあるのは「行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)による審査請求」とし、同条後段の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第三号中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改める。

(電波法の一部改正)

第八条 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一百三十三条の二十四項第十一号中「第二項第一項」を「第二項第二項」に改める。

(災害対策基本法の一部改正)

第九条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一号中「第五項」を「第六項」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第十条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五百五十号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「激甚災害」を「激甚災害」に、「第二条第一項」を「第二条第二項」に改める。

(河川法の一部改正)

第十一条 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の二中「第二条第五項」を「第二条第六項」に、「第二条第一項」を「第二条第二項」に改める。

(旧市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第十二条 旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第二十五条の三第一項」を「第二十五条の十一第一項」に、「第二十五条の二第二項」を「第二十五条の十第二項」に、「すべて」を「全て」に、「第二十五条の三第七項」を「第二十五条の十一第七項」に改め、同条第三項中「第二十五条の二第二項」を「第二十五条の十第二項」に改める。

(水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の一部改正)

第十三条 次に掲げる法律の規定中「第二十五条

の三第一項」を「第二十五条の十一第一項」に改める。

一 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成六年法律第八号)第六条第一項

二 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

(特定都市河川浸水被害対策法の一部改正)

第十四条 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第二十五条の三第一項」を「第二十五条の十一第一項」に改める。

第三十二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、その区域について、水防法第十四条の二第一項の規定による指定がされているときは、この限りでない。

第三十三条第四項中「浸水想定区域」を「洪水浸水想定区域」に改め、「都市浸水想定区域」の下に「当該特定都市河川流域において同法第十四条の二第一項の規定による指定がされている場合にあつては、当該指定に係る区域を含む。」を加える。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第十五条 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第二十五条の三第一項」を「第二十五条の十一第一項」に、「第二十五条の二第二項」を「第二十五条の十第二項」に、「すべて」を「全て」に、「第二十五条の三第七項」を「第二十五条の十一第七項」に改め、同条第三項中「第二十五条の二第二項」を「第二十五条の十第二項」に改める。

水防法等の一部を改正する法律案 投票者氏名

阿達 雅志君 愛知 治郎君

青木 一彦君 赤池 誠章君

赤石 清美君 有村 治子君

井原 巧君 石井 準一君

石井 浩郎君 石井 正弘君

磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君

猪口 邦子君 岩城 光英君

上野 通子君 江島 潔君

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正)

第十六条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第百十七條第一項中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

(都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正)

第十七条 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第七條第四項第一号中「第二十五条の三第一項」を「第二十五条の十一第一項」に改める。

第四十七條第六項中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の十八第一項」に改め、同条第七項中「第二十五条の九」を「第二十五条の十七」に改める。

投票者氏名

日程第一 緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

阿達 雅志君 愛知 治郎君

青木 一彦君 赤池 誠章君

赤石 清美君 有村 治子君

井原 巧君 石井 準一君

石井 浩郎君 石井 正弘君

磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君

猪口 邦子君 岩城 光英君

上野 通子君 江島 潔君

岡田 直樹君 岡田 広君

片山さつき君 金子原二郎君

木村 義雄君 岸 宏一君

北川イッセイ君 北村 経夫君

熊谷 大君 小泉 昭男君

小坂 憲次君 古賀友一郎君

上月 良祐君 鴻池 祥肇君

佐藤 信秋君 佐藤 正久君

酒井 庸行君 山東 昭子君

島尻安伊子君 島田 三郎君

島村 大君 末松 信介君

世耕 弘成君 関口 昌一君

伊達 忠一君 高階恵美子君

高野光二郎君 高橋 克法君

滝沢 求君 滝波 宏文君

武見 敬三君 柘植 芳文君

塚田 一郎君 鶴保 庸介君

堂故 茂君 豊田 俊郎君

中泉 松司君 中川 雅治君

中曽根弘文君 中西 祐介君

中原 八一君 長峯 誠君

二之湯 智君 二之湯武史君

西田 昌司君 野上浩太郎君

野村 哲郎君 羽生田 俊君

長谷川 岳君 馬場 成志君

橋本 聖子君 福岡 資麿君

藤川 政人君 古川 俊治君

堀井 巖君 堀内 恒夫君

舞立 昇治君 牧野たかお君

松下 新平君 松村 祥史君

松山 政司君 丸川 珠代君

丸山 和也君 三木 亨君

三原じゅん子君 三宅 伸吾君

水落 敏栄君 溝手 顕正君

宮本 周司君 森 まさこ君

森屋 宏君	柳本 卓治君	荒木 清寛君	石川 博崇君	日程第二 株式会社日本政策投資銀行法の一部を 改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	阿達 雅志君	愛知 治郎君	西田 昌司君	野上浩太郎君
山崎 力君	山下 雄平君	魚住裕一郎君	河野 義博君	賛成者氏名	青木 一彦君	赤池 誠章君	野村 哲郎君	羽生田 俊君
山田 修路君	山田 俊男君	佐々木さやか君	杉 久武君	阿達 雅志君	有村 治子君	橋本 聖子君	長谷川 岳君	馬場 成志君
山谷えり子君	山本 一太君	竹谷とし子君	谷合 正明君	阿達 雅志君	石井 準一君	堀井 政人君	堀内 俊治君	古川 資麿君
山本 順三君	吉川ゆうみ君	長沢 広明君	新妻 秀規君	阿達 雅志君	石井 正弘君	堀井 政人君	堀内 俊治君	堀内 恒夫君
吉田 博美君	若林 健太君	西田 実仁君	浜田 昌良君	阿達 雅志君	石田 昌宏君	舞立 昇治君	松平 新平君	牧野たかお君
脇 雅史君	渡辺 猛之君	平木 大作君	矢倉 克夫君	阿達 雅志君	石井 昌宏君	松山 政司君	松山 政司君	松村 祥史君
渡邊 美樹君	足立 信也君	山口那津男君	山本 香苗君	阿達 雅志君	磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君	丸山 和也君	丸川 珠代君
相原久美子君	有田 芳生君	山本 博司君	横山 信一君	阿達 雅志君	磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君	三原じゅん子君	三宅 伸吾君
石上 俊雄君	石橋 通宏君	若松 謙維君	東 徹君	阿達 雅志君	猪口 邦子君	猪口 邦子君	江島 潔君	三宅 伸吾君
磯崎 哲史君	小川 勝也君	小野 次郎君	片山虎之助君	阿達 雅志君	上野 通子君	上野 通子君	尾辻 秀久君	三宅 伸吾君
江田 五月君	小川 勝也君	川田 龍平君	儀間 光男君	阿達 雅志君	衛藤 晟一君	衛藤 晟一君	大沼みずほ君	三宅 伸吾君
小川 敏夫君	尾立 源幸君	大島九州男君	柴田 巧君	阿達 雅志君	大家 敏志君	大家 敏志君	岡田 房江君	三宅 伸吾君
大久保 勉君	大野 元裕君	藤巻 健史君	真山 勇一君	阿達 雅志君	大野 泰正君	大野 泰正君	岡田 房江君	三宅 伸吾君
大塚 耕平君	風間 直樹君	市田 忠義君	紙 哲士君	阿達 雅志君	岡田 直樹君	岡田 直樹君	岡田 房江君	三宅 伸吾君
加藤 敏幸君	神本美恵子君	吉良よし子君	倉林 明子君	阿達 雅志君	片山さつき君	片山さつき君	金子原二郎君	三宅 伸吾君
金子 洋一君	郡司 彰君	小池 晃君	田村 智子君	阿達 雅志君	木村 義雄君	木村 義雄君	岸 宏一君	三宅 伸吾君
北澤 俊美君	小林 正夫君	大門実紀史君	辰巳孝太郎君	阿達 雅志君	北川イツセイ君	北川 経夫君	北村 經夫君	三宅 伸吾君
小西 洋之君	斎藤 嘉隆君	仁比 聡平君	山下 芳生君	阿達 雅志君	熊谷 大君	小泉 昭男君	小泉 昭男君	三宅 伸吾君
小見山幸治君	芝 博一君	アントニオ猪木君	井上 義行君	阿達 雅志君	小坂 憲次君	古賀友一郎君	古賀友一郎君	三宅 伸吾君
櫻井 充君	田城 郁君	行田 邦子君	田中 茂君	阿達 雅志君	上月 良祐君	鴻池 祥肇君	佐藤 正久君	三宅 伸吾君
榛葉賀津也君	津田弥太郎君	松田 公太君	山口 和之君	阿達 雅志君	佐藤 信秋君	酒井 康行君	島尻安伊子君	三宅 伸吾君
田中 直紀君	那谷屋正義君	江口 克彦君	中野 正志君	阿達 雅志君	酒井 康行君	島尻安伊子君	島田 三郎君	三宅 伸吾君
徳永 エリ君	長浜 博行君	中山 恭子君	松沢 成文君	阿達 雅志君	島田 三郎君	末松 信介君	関口 昌一君	三宅 伸吾君
直嶋 正行君	西村まさみ君	和田 政宗君	中西 健治君	阿達 雅志君	伊達 忠一君	高階恵美子君	高階恵美子君	三宅 伸吾君
難波 奨二君	羽田雄一郎君	水野 賢一君	渡辺美知太郎君	阿達 雅志君	高野光二郎君	滝沢 求君	滝沢 求君	三宅 伸吾君
野田 国義君	浜野 喜史君	又市 征治君	主濱 了君	阿達 雅志君	武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	三宅 伸吾君
白 眞勲君	広田 一君	山本 太郎君	平野 達男君	阿達 雅志君	中曾根弘文君	中曾根弘文君	中川 祐介君	三宅 伸吾君
林 久美子君	藤末 健三君	奥石 東君	糸数 慶子君	阿達 雅志君	中川 祐介君	中川 祐介君	長峯 誠君	三宅 伸吾君
福山 哲郎君	藤本 祐司君	反対者氏名	一名	阿達 雅志君	二之湯 智君	二之湯 智君	二之湯 智君	三宅 伸吾君
藤田 幸久君	前田 武志君	山田 太郎君		阿達 雅志君	二之湯 智君	二之湯 智君	二之湯 智君	三宅 伸吾君
前川 清成君	増子 輝彦君			阿達 雅志君	二之湯 智君	二之湯 智君	二之湯 智君	三宅 伸吾君
牧山ひろえ君	森本 真治君			阿達 雅志君	二之湯 智君	二之湯 智君	二之湯 智君	三宅 伸吾君
水岡 俊一君	柳澤 光美君			阿達 雅志君	二之湯 智君	二之湯 智君	二之湯 智君	三宅 伸吾君
安井美沙子君	吉川 沙織君			阿達 雅志君	二之湯 智君	二之湯 智君	二之湯 智君	三宅 伸吾君
柳田 稔君	秋野 公造君			阿達 雅志君	二之湯 智君	二之湯 智君	二之湯 智君	三宅 伸吾君
蓮 舫君				阿達 雅志君	二之湯 智君	二之湯 智君	二之湯 智君	三宅 伸吾君

沖繩における米軍用機からの部品落下に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年四月十五日

糸数 慶子

参議院議長 山崎 正昭殿

沖繩における米軍用機からの部品落下に関する質問主意書

本年三月十六日、米軍普天間飛行場の海兵隊所属のオスプレイからアルミ製部品が、同十二日に落下していたことが明らかになった。報道等によると、米軍側から沖繩防衛局に対して連絡があったのは落下から四日後で、落下場所については明らかにされていないとされているが、これは、平成九年の日米合同委員会合意「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続（以下「通報手続」という。）に違反するもので、沖繩県民の安全を確保するとの観点からも断じて看過することはできない。

また、三月十七日には、米軍嘉手納飛行場に駐留中の空軍所属の電子偵察機 RC135V からの部品落下事故が同十六日に発生していたことも明らかになった。米軍用機の部品落下事故は、昨年は十四件、今年に入つてからは既に六件生じており、幸い県民の身体への被害はなかったものの、この頻度で事故が発生していれば、いずれ大惨事が生じることは否定できない。もはや異常事態といつても過言ではないと考えるが、まず、落下事故の詳細や連絡状況等について事実関係を明らかにする必要がある。

よつて、以下質問する。

一 三月十二日のオスプレイの部品落下事故について、米軍側から沖繩防衛局に対して通報があったのは落下から四日後で、落下場所について

では明らかにされていないとの報道がある。まず、本件落下事故の詳細を明らかにした上で、米軍側から日本政府に対する通報があった日時、落下場所の詳細が通知されたのか否か等、通報状況に係る事実関係を明らかにされたい。

二 通報手続では、事件・事故発生情報を得た後できる限り速やかに通報することとされ、また、その様式には事件・事故の発生場所が含まれている。三月十二日のオスプレイの落下事故に關し、通報が落下から四日後で、落下場所について明らかにされなかったということであれば、通報手続に違反しているのではないか、政府の見解を明らかにされたい。

仮に違反であるということであれば、米軍側に事故そのものも含めて抗議する必要があると考える。既に抗議をしているのであればその内容及び米軍側の対応状況を、抗議をしていないのであれば、その理由と今後の抗議の予定についての政府の方針を明らかにされたい。

また、通報が遅れた理由、落下場所、原因究明などについても米軍側に強く申し入れ、回答を得るよう努力すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

三 昨年から二十件もの事故が連続していることは異常事態といつても過言ではないが、こうした異常事態に対する政府の認識を明らかにされたい。

沖繩県民が真に求めるのは、全面的な米軍用機の飛行停止であるが、それ以前に政府は、沖繩県と連携して、これらの事故の徹底的な原因究明や実効性のある事故防止策の策定を米軍側に強く求め、それらが県民に提示された上で速やかに実施されるよう努めるべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員糸数慶子君提出沖繩における米軍用機からの部品落下に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出沖繩における米軍用機からの部品落下に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

平成二十七年三月十二日に発生したMV-22の部品遺失事案については、同月十六日に、米側から政府に対して、同月十二日にキャンブ・ハンセンで発生した山火事の消火活動を行い普天間飛行場に帰還した同機について、アルミ製の部品を遺失していたことが判明した旨の通報がなされた。

当該通報は、平成九年三月三十一日の日米合同委員会（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第二十五条一の規定に基づき設置された合同委員会をいう。）において合意された在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続に従つて行われたものと認識している。

政府としては、米軍航空機からの落下物は、重大な事故につながりかねないことから、このような事案の発生は遺憾であり、米側に対してその都度その旨を伝えとともに、原因の究明及び再発防止の徹底について申入れを行つていく。

改正児童ポルノ禁止法施行に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年四月十五日

山田 太郎

参議院議長 山崎 正昭殿

改正児童ポルノ禁止法施行に関する質問主意書

昨年六月十八日に参議院本会議において、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正児童ポルノ禁止法」という。）が成立し、同年七月十五日より施行された。

しかし、児童ポルノの性的目的での所持については、従来、所持自体が違法でなかったものが違法となることに鑑み、期間内の廃棄を促す狙いで一年間は罰則の適用が猶予されていると認識している。

国民に対して廃棄を促す一方、改正児童ポルノ禁止法で定める「児童ポルノ」の定義が曖昧であり、一般国民はその廃棄について明確な基準が与えられていないため廃棄の対象範囲が確定できず、困惑しているところである。

これらを踏まえ、以下質問する。

一 改正児童ポルノ禁止法の性的目的所持罪が施行されるに当たり、政府は、児童ポルノの定義及び性的目的所持罪の新設について、国民に対してどのような告知活動を行つていくか。

二 現在のコンピュータグラフィックス（以下「CG」という。）の技術進歩は著しく、ゼロからCGで作られた精巧な画像と実在の児童を撮影した画像とを区別することは極めて困難である。このことから、これらの画像等の媒体だけを見て、そこに写された被写体が実在するかどうかにについて判断するには、被写体の児童が実

際に存在することを証明することが不可欠である。本年二月十三日に閣議決定された「参議院議員山田太郎君提出アマゾンジャパンに対する家宅捜索に関する質問に対する答弁書」(内閣参質一八九第一六号)によれば、「およそ実在しない児童を描写したものであれば、「児童ポルノ」には該当しないと解される」とあり、改正児童ポルノ禁止法による児童ポルノの製造又は性的目的での所持の要件は、被写体の児童の存在を証明することであると理解しているが、そのとおりでよいのか、政府の見解を示されたい。

三 改正児童ポルノ禁止法における「児童ポルノ」の定義は、法的な概念ではあるものの、時代と場所を超越した固定的な概念ではない、すなわち、時と場合によつて、児童ポルノの概念は変化していくと認識しているがそのとおりでよいのか、政府の見解を示されたい。

四 前記三について、児童ポルノの定義が固定的な概念ではないとする場合、社会的環境などの変化に伴い、児童ポルノの定義する範囲が従来よりも広がり、従来処罰の対象ではなかった書籍等が性的目的所持罪の対象となり、捜査機関による捜査・逮捕・送致あるいは起訴が行われる可能性はあるか、政府の見解を示されたい。

五 前記四と関連して、現時点で合法的に一般に流通している書籍等が、社会的環境などの変化に伴い、将来的に捜査などの対象となる可能性は全くないという認識で問題ないか、政府の見解を示されたい。

六 改正児童ポルノ禁止法施行前は児童ポルノの所持については合法である。捜査機関が、所持が合法であつた期間における児童ポルノの入手者リストを別の捜査の過程等で入手した場合、一年間の罰則適用猶予期間経過後、それらのリストを端緒として捜査を実施する可能性は全くないか、政府の見解を示されたい。

七 絵画やデッサンなどに利用されることを目的としたデッサン本、フィギュアスケートの写真

集、未開の部族を特集した雑誌など、一般的にはポルノと見なされていないが、児童の衣服の全部又は一部をつけない姿が描かれている書籍が現在多数流通している。そうした書籍を本来の目的ではなく、自己の性的好奇心を満たす目的で所持した場合、改正児童ポルノ禁止法でいうところの性的目的での所持に該当する可能性はないか、政府の見解を示されたい。

八 十八歳未満の外国人児童の児童ポルノが掲載された写真集を所持していた場合、改正児童ポルノ禁止法により、罰せられるか、罰せられるとした場合、その保護法益は何か、政府の見解を示されたい。

九 改正児童ポルノ禁止法で定める「児童ポルノ」の定義が曖昧であり、分かりづらい原因の一つとして、一般社会で用いられている児童ポルノという用語の意味が、改正児童ポルノ禁止法で定義される「児童ポルノ」と一致していないということが挙げられている。一般論として、一般社会で用いられている児童ポルノという用語が、同法が定義する「児童ポルノ」の範囲とおおむね一致していると考えているか、政府の見解を示されたい。また、一致すると考えているとすれば、その根拠を示されたい。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員山田太郎君提出改正児童ポルノ禁止法施行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山田太郎君提出改正児童ポルノ禁止法施行に関する質問に対する答弁書

一について
政府としては、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の

一部を改正する法律平成二十六年法律第七十九号)の内容について、法務省のホームページに掲載するなどして、広く国民に対し周知を図つてきているところである。

二について
先の答弁書(平成二十七年二月十三日内閣参質一八九第一六号)一について述べたとおり、およそ実在しない児童を描写したものであれば、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号。以下「児童ポルノ禁止法」という。)第二条第三項に規定する「児童ポルノ」には該当しないと解される。

三から八までについて
児童ポルノ禁止法第二条第三項において、「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物であつて、児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態等を視覚により認識することができする方法により描写したものをいう旨が規定されているところ、具体的にいかなる物が「児童ポルノ」に該当し、いかなる行為が児童ポルノ禁止法に規定する罪に該当するかは、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断すべき事柄であることから、一概にお答えすることは困難である。

なお、児童ポルノ禁止法第一条は、「この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性に鑑み、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を規制し、及びこれらの行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的とする。」と規定している。

九について
お尋ねの「一般社会で用いられている児童ポ

ルノ」という用語の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

補助金を受領した企業からの政治献金に関する質問主意書

平成二十七年四月十六日

参議院議長 山崎 正昭殿

小見山幸治

補助金を受領した企業からの政治献金に関する質問主意書

政治資金規正法は、昭和五十年の改正により質的制限が設けられ、国から補助金等の交付決定の通知を受けて一年以内の企業・団体が政治献金を行うことを禁止している。しかし、今国会の予算審議を通じて、こうした企業・団体からの政治献金が相次いで発覚している。そこで以下、質問する。

一 国や地方公共団体からの補助金等を受けた企業からの政治献金について、政治家側が補助金等を受けた事実を知らなければ罪に問われないとするが、いつの時点で知らなければ罪に問われないのか示されたい。

二 補助金等を受けた企業からの政治献金について、返金することにより献金ではないという形を取ることもある。その場合、どのくらいさかのぼって返金することができなのか。

三 前記一や二のようなことを勘案した場合、返金すれば、政治家が罪に問われることはなくなるのではないかと考えられるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員小見山幸治君提出補助金を受領した企業からの政治献金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小見山幸治君提出補助金を受領した企業からの政治献金に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「政治家側が補助金等を受けた事実を知らなければ罪に問われないとする」、「返金することにより献金ではないという形を取る」及び「返金すれば、政治家が罪に問われることはなくなる」との意味するところが必ずしも明らかではないが、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第二十二條の三第六項の規定は、寄附を受ける時点において、当該寄附が同条第一項又は第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反してされるものであることを知りながら、これを受けることを禁止しているものであり、仮に、同条第六項の規定に違反して寄附を受けた場合には、同法第二十六條の二第三号に規定する罰則の適用がある。

同性カップルに係る法整備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

平成二十七年四月十六日

浜田 和幸

参議院議長 山崎 正昭殿

平成二十七年五月十三日 参議院會議録第十六号

同性カップルに係る法整備に関する質問主意書

同性カップルを結婚に準じる関係と認める全国初の条例案が、東京都渋谷区議会にて可決され施行された。二十歳以上の同性カップルが対象で、互いを後見人とする公正証書や同居を証明する資料を提出すれば、「パートナーシップ証明」が発行される。これにより、これまでは同性カップルが入居できなかった賃貸住宅に入居できるほか、入院時の付き添いもできるようになる一方、法的拘束力はないので配偶者控除や相続権はない。住宅ローンや生命保険は民間企業の裁量となる。これに関し、以下質問する。

一 現在、同性婚や同性による事実婚が認められる国・地域は二十一か国、パートナーシップ制度を持つ国・地域は二十五か国に及び、GDPでみると世界全体の五十%以上を占めている。また、先進八か国で同性カップルを認める制度を導入していないのは日本とロシアのみである。宗教上、同性愛に対する意見が対立しやすい欧米各国においても理解が深まる性的マイノリティへの制度導入だが、日本では関連法令の議論すらほとんど行われていない。性同一性障害は生物学的にはほぼ先天性の要因とされているにもかかわらず、偏見や差別に根差した意見も散見される。人権啓発活動の一環として、広報活動を活発に行い国民の理解を深めるべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 国民の理解が深まらない一因に、法の不備があると思われる。本来、条例で定めるテーマではなく国が率先すべきところ、先進的な渋谷区が問題提起をしたとみるべきであり、税制控除や契約事項に同性カップルを認める制度の確立を早急に議論すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 憲法第二十四條「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有すること

を基本として、相互の協力により、維持されなければならない」という条文は、多様化する時代の要請に合わないと考えられる。憲法改正論議に際しては、「両性の合意」の表現を変えるなど、新たにパートナーシップについて言及するが、政府の見解を示されたい。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出同性カップルに係る法整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出同性カップルに係る法整備に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの件については、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成十二年法律第四十七号)第七條の規定に基づき策定された人権教育・啓発に関する基本計画(平成十四年三月十五日閣議決定)に基づき、性的指向や性同一性障害を理由とした偏見や差別の解消を目指して、啓発冊子の配布等の人権啓発活動を実施しているところ、引き続きこうした活動の実施に努めてまいりたい。

二 について
御指摘の「税制控除や契約事項に同性カップルを認める制度の確立」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「同性カップル」を法制度上どのように位置付けるかについては、それぞれの制度の趣旨を踏まえつつ、慎重に検討する必要があると考えている。

三 について
御指摘の「憲法改正論議に際しては」の意味す

るところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「同性カップル」との関係で憲法第二十四條の改正を検討すべきか否かは、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えている。

インターネット検索サービスに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

平成二十七年四月十六日

参議院議長 山崎 正昭殿

大久保 勉

インターネット検索サービスに関する質問主意書

安倍首相は、本年三月二十七日の参議院予算委員会、インターネット検索サービスの国の行政機関による利用について、「要機密情報に当たらない検索ワードやアクセス先等を大量に収集し分析することにより、政府組織の傾向が推定される可能性があることが指摘されていることは承知をしております。情報通信技術が急速に進展している中、情報の適正管理の在り方について不断の見直しを行うことは極めて重要であると認識をしております」と答弁している。この点に関し、以下質問する。

一 インターネットブラウザ及びインターネット検索サービスの利用について、閲覧履歴データの削除等、いわゆる「クッキー」(COOKIE)に対応する取扱規則を、国として作成しているか。もし作成している場合には、その内容の要旨を示されたい。

二 ヤフージャパン及びグーグル等のインターネット検索サービスの利用に際しては、それぞれの利用規約に従うことになる。個人情報や機

密情報保護の観点からすれば、それらの利用規約上、適用される法律が国内法であるか、それとも米国カリフォルニア州法等、国外の法律であるかが大きな違いとなることも予想される。国の行政機関がインターネット検索サービスを利用する場合、利用規約で国内法が適用されると定めるインターネット検索サービスが優先されるのか明らかにされたい。

三 インターネット検索サービスについて、特定会社の市場占有率が極めて高く、事実上一方的な利用規約を受諾せざるを得ない状況について、独占禁止法における優越的地位の濫用と認定されることがあり得るか。例えば、利用規約で個人情報保護が不十分な条件を要される場合はどうか。あるいは、インターネット検索サービスとしての支配的な立場を利用して、ショッピングサイト、動画共有サービス又はソーシャルネットワークキングサービス等、自社が取り扱う他のサービスを検索結果において優先的に表示する等の不当な行為が行われた場合はどうか、政府の見解を示されたい。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員大久保勉君提出インターネット検索サービスに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大久保勉君提出インターネット検索サービスに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねのようなことに対応する取扱規則は作成していない。

二について

国の行政機関におけるインターネット検索

サービスの利用において、お尋ねの「利用規約で国内法が適用されると定めるインターネット検索サービス」を優先する定めはない。

三について

お尋ねのような行為が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二条第九項第五号に規定する優越的地位の濫用に該当するか否かは、個別具体的な事情により判断されることとなり、一概にお答えすることは困難である。

国の電子データのクラウド上における管理に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年四月十六日

大久保 勉

参議院議長 山崎 正昭殿

国の電子データのクラウド上における管理に関する質問主意書

一 国の行政機関(本省のみ)が保管する電子データを、クラウド上で管理することは可能か。また、当該電子データに機密情報又は特定秘密情報が含まれている場合はどうか。法令又は政府基準等による制限の有無を含め、政府の見解を示されたい。

二 前記一に関して、電子データを日本国外のサーバー上のクラウドに保管するなど、国内法が及ばない国外に持ち出すことは可能か。法令又は政府基準等による制限の有無を含め、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員大久保勉君提出国の電子データのクラウド上における管理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大久保勉君提出国の電子データのクラウド上における管理に関する質問に対する答弁書

一及び二について

いわゆるクラウドについて一概に申し上げることは困難であるものの、行政機関の情報の管理を外部委託することは可能な場合もある。お尋ねの「電子データを日本国外のサーバー上のクラウドに保管するなど、国内法が及ばない国外に持ち出すこと」については、政府機関の情報セキュリティを確保するための統一基盤である「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一規範」(平成二十六年五月十九日情報セキュリティ政策会議決定)に基づき「府省庁対策基盤策定のためのガイドライン」(平成二十六年五月十九日内閣官房情報セキュリティセンター決定)においては、「委託業務において使用される情報システムが海外のデータセンターに設置されている場合等においては、保存している情報に対して現地の法令等が適用されるため、国内であれば不適切と判断されるアクセスをされる可能性があることに注意が必要である。」「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成十五年法律第五十八号)で定義する個人情報については、国内法が適用される場所に制限する必要があると考えるため、個人情報を取り扱う委託業務においては、保存された情報等において国内法令が適用されること等を外部委託の際の判断条件としておくべきである。」としている。

他方、特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第八十八号)第三条第一項に規定する特定秘密については、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百三十六号)第十二条第一項に基づいて行政機関の長が定める規程において、特定秘密である情報を記録する電磁的記録は、インターネットに接続していない電子計算機により取り扱うこととされている。また、行政文書の管理に関するガイドライン(平成二十三年四月一日内閣総理大臣決定)に定める極秘文書である電子文書については、インターネットに接続していない電子計算機に保存することとされている。したがって、いずれもインターネット上のいわゆるクラウドで取り扱い又は保存することはできない。

社会福祉法人における内部留保及び介護保険制度に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年四月十六日

櫻井 充

参議院議長 山崎 正昭殿

社会福祉法人における内部留保及び介護保険制度に関する再質問主意書

先日提出した「社会福祉法人における内部留保及び介護保険制度に関する質問主意書」(第百八十九回国会質問第三〇号)に対する答弁書(内閣参賛一八九第三〇号。以下「答弁書」という。)において、「社会福祉法人の内部留保については、一般的の意味での利益剰余金のことを指しており、過去の収支差の蓄積であるが、その定義については確立しているものではないため、お尋ねの「社会福祉法人の内部留保」の定義、「貸借対照表上のどの部分に当たるのか」、「設立年度による一施

設当たりの内部留保額」の違い及び「社福における内部留保額について法人ごとの差異」についてお答えすることは困難である。」としていた。そこで以下質問する。

一 答弁書によると過去の収支差の蓄積の定義について大変曖昧であることが明示されていた。しかし、財政制度等審議会は平成二十六年五月に「財政健全化に向けた基本的考え方」において、「特別養護老人ホームの収支状況は他産業と比較しても極めて良好であり、巨額の内部留保の存在が指摘されている。なお、民間企業が経済の好循環に向けて近年にない賃上げを実現しつつある中、介護職員の処遇改善が求められているのであるが、まずは社会福祉法人等において内部留保を活用し、処遇改善を図っていく方策を講ずるべきである」と論じている。曖昧な定義の下での議論は現場の実状を反映できていないと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。また、そのような曖昧な定義の下での議論に異論を挟まなかつた審議会の委員は介護の現場をはつきりと理解していないと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。理解しているというのであれば、何をもちて理解していると考えなのか、その根拠を明らかにされたい。

二 財務省主計局は「今後は内部留保が蓄積しない水準まで介護報酬水準を適正化することが必要」としているが、内部留保の定義すら確立されていないことを政府が認めている以上、まずは内部留保の定義を確立し、各社会福祉法人や施設ごとの差異について調査すべきであり、内部留保はあるということを前提に介護報酬の引下げを行うのは適切ではないと考えるがいかがか。

三 今回の介護報酬改定において、介護職員の処遇改善に取り組むことができなかった場合は改定率がマイナス二・二七パーセント以上の引下げとなり、このことが各社会福祉法人の経営に

甚大な影響を及ぼすことは明らかである。内部留保の社会福祉法人ごとの差異も分らず、どの程度の事業者が処遇改善に取り組むことができるのかも分からないにもかかわらず、内部留保はあるということを前提として、介護報酬全体をマイナス改定しても処遇改善ができるとする根拠を明らかにされたい。

四 そもそも財務省が指摘する内部留保が少ない社会福祉法人は賃上げを実施することは難しいと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。その上で、内部留保が少ない社会福祉法人はどのようにして賃上げを可能とすると想定しているのか明示されたい。

五 昨年度において、介護職員の処遇改善に取り組み、介護職員処遇改善加算金を受けることができた介護事業所は全事業者の何％か、若しくは何か所かを明らかにされたい。

六 介護関連施設の収入は介護報酬の額によつて大きく左右される以上、介護施設で働く職員の賃金水準が労使交渉ではなく介護報酬によつて決まっているのは明白である。その介護報酬を国が決めておきながら、賃金については各事業者に任せるとするのは責任転嫁であると考え、いかがか。

七 答弁書において「改定後においても全体としては事業者の安定的な経営に必要な収支差が残るように各サービスの報酬を設定する予定」としているが、「事業者の安定的な経営に必要な収支差」の定義と具体的な数値を示されたい。また、介護報酬全体が大きく引き下げられる中、そのようなことが可能であるとする根拠を明らかにされたい。

八 子どもを国公立大学又は私立大学に進学させる場合、家庭はいくら負担しなければならぬのか平均的な金額をそれぞれ示されたい。その上で、現在の介護職員の一般的な給与水準で、子どもを大学に進学させることができるのか政

府の見解を明らかにされたい。併せて、介護職員の未婚率、平均の子どもの人数及び子どもが大学進学率をそれぞれ明らかにされたい。さらに、各家庭の貯蓄額に差異があるのは当然であるが、現在の介護労働者の平均賃金で安心して子育てをできるのかどうか、政府の認識をその根拠も含めて明らかにされたい。

平成一二七年四月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員櫻井充君提出社会福祉法人における内部留保及び介護保険制度に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員櫻井充君提出社会福祉法人における内部留保及び介護保険制度に関する再質問に対する答弁書

一について

財政制度等審議会財政制度分科会が平成二十六年五月三十日に取りまとめた「財政健全化に向けた基本的考え方」においては、お尋ねの社会福祉法人の「内部留保」について、一般的な意味での利益剰余金であるとの認識に基づき、社会福祉法人の内部留保を活用し、介護職員の処遇改善を図っていくべきではないかとの当時の財政制度等審議会財政制度分科会としての考え方が示されていると承知している。また、政府としては、このような認識の下で考え方が示されていることから、特定の論点に異論を唱えなかつたことのみをもつて、委員は介護の現場をはつきり理解していないとまではいえないと考えている。

二から四まで及び六について

平成一二七年度の介護報酬改定は、社会福祉法人の「内部留保」の状況を直接考慮したもので

はなく、事業者の収支差等を勘案して、適正化を行ったものであり、「内部留保はあるということ」を前提に介護報酬の引下げを行うのは適切ではない」との御指摘は当たらないものと考えている。

また、各事業所における賃金水準は個々の労使交渉等で決められるべきものであり、「介護報酬を国が決めておきながら、賃金については各事業者任せにするのは責任転嫁である」との御指摘は当たらないものと考えている。

平成一二七年度の介護報酬改定においては、改定後においても全体としては事業者の安定的な経営に必要な収支差が残るように各サービスの報酬を設定しつつ、介護職員の賃金を一人当たり月額一万二千円相当引き上げるため、介護職員の処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）の充実を図っている。事業者に対して、介護職員の賃金の改善に要する費用の見込額が処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、都道府県知事等に届け出るとともに、事業年度ごとに処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告することを求めているため、処遇改善加算は処遇改善に着実に結びつくものと考えている。

五について

お尋ねの割合、箇所数については、平成二十六年度のものは把握していないが、平成二十五年度のものについては、厚生労働省が実施した介護従事者処遇状況等調査によると、平成二十五年十月一日時点において、調査対象となつた訪問介護、通所介護及び認知症対応型共同生活介護の事業所並びに介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設のうち、処遇改善加算を取得するための届出をしているものの割合は、八十七・二パーセントである。

七について

今回の介護報酬改定においては、事業者の収

支差等を勘案して適正化を行うとともに、介護職員の処遇改善や中重度の要介護者及び認知症高齢者への対応の更なる強化を図るための加算等を設けており、改定後においても全体としては事業者の安定的な経営が可能であると考へているが、事業者の経営状況は様々であるため、お尋ねの「事業者の安定的な経営に必要な収支差」の定義及び具体的な数値について、一概にお答えすることは困難である。

八について
お尋ねの「子どもを国立大学又は私立大学に進学させる場合、家庭はいくら負担しなければならぬのか」については、独立行政法人日本学生支援機構が実施した平成二十四年度学生生活調査によれば、子どもを大学に進学させる場合の平均的な家庭の負担は、一年間で、国立大学の場合九十九万六千二百円、公立大学の場合八十三万八千円、私立大学の場合百二十八万八千四百円である。

また、お尋ねの「介護職員の未婚率」については、平成二十四年就業構造基本調査によれば、同年十月一日時点における介護サービス職業従事者の総数に占める未婚であるものの数の割合は約二十八・二パーセントであるが、お尋ねの「平均の子どもの人数」及び「子どもの大学進学率」については把握していない。

さらに、お尋ねの「現在の介護職員の一般的な給与水準で、子どもを大学に進学させることができるのか」については、世帯が有する資産等の状況によっても異なってくるものであることから、一概にお答えすることは困難である。

また、お尋ねの「現在の介護労働者の平均賃金で安心して子育てをできるのかどうか」については、具体的に意味するところが必ずしも明らかでなく、一概にお答えすることは困難である。

国債の繰上償還可能性についての券面記載事項に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成二十七年四月二十一日
大久保 勉

参議院議長 山崎 正昭殿

国債の繰上償還可能性についての券面記載事項に関する質問主意書

国債の繰上償還可能性についての券面記載事項に關して、以下の質問をする。

一 券面に、「繰上償還を行うことがありうる」と記載された国債の銘柄を、償還期限と発行残高毎に示されたい。また、それぞれの銘柄における平成二十七年三月末の時価合計と額面金額合計についても、併せて示されたい。

二 財務省のホームページには、「平成十年十二月以前に発行された国債については、券面に、繰上償還を行うことがありうる」との記載がありますが、これについても、実際に繰上償還を行うことはありません」と記載されている。この点につき、実際に繰上償還を行わないとしている根拠を示されたい。

三 前記二に關して、国債の券面記載事項と実際の運用が異なることは、国債市場の透明性を損ない、それにより発行体である国すなわち国民全体の得べかりし利益を損なうという意見もあるが、この点に關する政府の見解を示されたい。

四 前記二に關して、ホームページ記載のとおり実際に繰上償還を行わないことを表明するのであれば、国内外の投資家に公示するのみならず、券面記載事項の変更等の手段が適切と考へるが、政府の見解を示されたい。
右質問する。

平成二十七年四月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

参議院議長 山崎 正昭殿
参議院議員大久保勉君提出国債の繰上償還可能性についての券面記載事項に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大久保勉君提出国債の繰上償還可能性についての券面記載事項に関する質問に對する答弁書

一について
繰り上げて償還することがある旨の記載(以下「繰上償還条件」という。)が券面に付され、証券として市中に流通している国債について、
①銘柄、②償還期限、③平成二十七年三月末時点の発行残高(額面金額の合計額)及び④同月末時点の時価の合計額をお示しすると、次のとおりである。

- ①利付国庫債券(二十年)(第三十一回) ②平成二十八年三月三十一日 ③二億円 ④約二億七千万円
- ①利付国庫債券(二十年)(第三十五回) ②平成二十九年三月二十日 ③二億八千万円 ④約二億九千八百万円
- ①利付国庫債券(二十年)(第四十一回) ②平成三十一年三月二十日 ③二千万円 ④約二千万円

二について
政府として、繰上償還を実施することがないことを明確にするため、国債規則(大正十一年大蔵省令第三十一号)第七条の規定に基づき、平成十年十二月二十二日に公布された大蔵省告示第五百五十四号により、国債証券の様式の変更を定める件の備考のひな形から、繰上償還条件を削除する改正を実施し、平成十一年一月以降に発行する国債の券面から繰上償還条件を削除するとともに、国債に関する法律(明治三十

九年法律第三十四号)第一条第一項の規定に基づき、発行条件に繰上償還条件を付さないこととしたところである。ただし、当該告示改正前から、政府としては、国会答弁において、国債の繰上償還の実施は、国債保有者に不測の損害をもたらす、国債保有に對する安定性を著しく損なうことになりかねず、その結果、国債の発行条件の悪化をもたらす、ひいては国債消化に重大な支障を生ずるおそれがあることから、適当ではない旨繰り返し表明してきたところであり、平成十年十二月以前に発行された国債についても同様の考え方により繰上償還を実施することは適当ではないと考へている。

三について
平成十年十二月以前に発行された、券面に繰上償還条件が記載された国債の取扱いに關しては、財務省ホームページ上に繰上償還は実施しない旨記載し、発行当局としての考え方を国民に對し広く周知することで、国債市場の透明性の確保を図っている。

四について
国債の券面記載事項の変更のためには、当該券面を全て回収する必要があるが、券面に繰上償還条件が記載された国債に關しては、無記名債券として市中に流通し、所有者の特定が難しい状態であり、券面記載事項の変更は困難である。

国鉄共済年金に係る附帯決議の履行等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年四月二十一日

参議院議長 山崎 正昭殿
吉田 忠智

国鉄共済年金に係る附帯決議の履行等に関する質問主意書

政府は、年金の公平性を確保することや年金制度に対する国民の信頼度を高めることを目的に、被用者年金制度の一元化を推し進めてきた。

しかし、国鉄共済年金(現「日本鉄道共済年金」以下同じ)は、その財政危機を理由に一九八四年、国家公務員共済年金に統合される際に、受給者全員が給付を十%減額され、また、一九八六年の年金制度の改正で、公的年金として制度設計された共済年金の職域年金が国鉄共済年金については支給停止とされ、一九九七年に公共企業体職員等共済年金が厚生年金に統合された後も職域年金の支給停止は継続され今日に至っている。

二〇一二年八月の被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下「被用者年金制度の一元化法」という)の成立により、公務員の恩給期間に係る給付について、追加費用削減のため二〇一三年八月から年金減額が実施されている。国鉄共済年金についても一九五六年六月三十日以前の在職者全員を対象にその期間の二十%又は、年金額の十%の減額を二〇一五年十月から実施するとしている。

今回、日本の公的年金として最後となる共済年金の一元化が実施されることとなるが、日本鉄道共済年金が国家公務員等共済組合法による公的年金である限り、過去の国会における附帯決議を履行し、公正な取扱いと差別的撤廃を求める。

よって、以下質問する。

一 二〇一五年十月の被用者年金制度の一元化法の施行までの①旧三公社職員に対応する政令の作成と閣議決定、②新たなシステムの構築、③官報及びホームページ等への掲載による広報及び④本人通知に関するスケジュールを具体的に明らかにされたい。

二 日本鉄道共済年金受給者数について、①一九九七年三月三十一日以前の受給者数、②一九九七年四月一日以降の受給者数、③一九五六年六月三十日以前の在職者のうち恩給対象者数と国家公務員共済組合対象者数及び④遺族年金受給者数をそれぞれ明らかにされたい。

三 国鉄共済年金の財政危機の真の原因について、政府の見解を明らかにされたい。

四 国鉄共済年金の財政危機を理由に削減された十%の給付の回復を行うべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

五 基礎年金制度導入により、公的年金として創設された国鉄共済年金の職域部分の支給停止期間を明らかにされたい。

六 国鉄共済年金の職域部分の支給停止を解除し、支給するべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

七 一九八四年に公共企業体職員等共済年金が国家公務員共済年金に統合され、国鉄共済年金の掛金の大幅引上げが行われたが、それ以降の年金制度改正毎の国鉄(日本鉄道)共済年金、国家公務員共済年金、N T T共済年金及び厚生年金の保険料率を明らかにされたい。

八 被用者年金制度の一元化法の制定による「追加費用」の取扱いについて、国鉄共済年金では追加費用部分を事業主の国鉄あるいは職員が負担してきたことから、公務員と同様に取り扱うことは止めるべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

九 一九五六年六月三十日以前の在職者で国家公務員共済年金対象者は、国家公務員共済年金の掛金として標準報酬月額額の千分の五十を納めており、二十%削減の計算式は成り立たないことから、削減対象から除外するべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

十 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議における「国鉄の職域年金については、年金財政及び国鉄財政の動向等を見きわめ、設置することを将来検討すること(一九八五年十二月十九日参議院内閣委員会)を履行するべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

平成二十七年五月十三日 参議院会議録第十六号 質問主意書及び答弁書

と(一九八五年十二月十九日参議院内閣委員会)を履行するべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

十一 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議における「今回の三共済の厚生年金への統合後においても、一元化に向けた着実な取組みの推進に努めること」及び「被用者年金制度間の給付と負担の不均衡について、引き続き、その是正を図ること(一九九六年五月二十二日衆議院厚生委員会)」を履行するべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

平成二十七年四月二十八日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

参議院議長 山崎 正昭

参議院議員吉田忠智君提出国鉄共済年金に係る附帯決議の履行等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉田忠智君提出国鉄共済年金に係る附帯決議の履行等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの旧三公社(日本国有鉄道(以下「旧国鉄」という。)、日本電信電話公社及び日本専売公社をいう)の職員に対応する政令については、現在、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「被用者年金一元化法」という)の平成二十七年十月一日の施行に向けて、関係省庁において、必要な政令案の作成を行っているところであり、日本年金機構及び日本鉄道共済組合等の関係機関との調整を経て、閣議決定を行う予定である。

旧国鉄の職員への対応として、被用者年金一元化法に対応するためのシステム改修については、現在、厚生労働省、日本年金機構及び日本鉄道共済組合において進めているところであり、平成二十七年九月をめどに完了する予定である。また、旧国鉄の職員への広報については、日本年金機構及び日本鉄道共済組合において、平成二十七年八月までをめどに、被用者年金一元化法の内容等について、ホームページに掲載する予定であるとともに、被用者年金一元化法に係る政省令については、官報をもって公布する。さらに、旧国鉄の職員への本人通知については、日本年金機構においては平成二十七年八月をめどに、日本鉄道共済組合においては平成二十七年六月をめどに、年金額改定の対象となる可能性のある者に対して、被用者年金一元化法の内容等についてのお知らせ(以下「お知らせ」という)を送付する予定である。

元化法に対応するためのシステム改修については、現在、厚生労働省、日本年金機構及び日本鉄道共済組合において進めているところであり、平成二十七年九月をめどに完了する予定である。また、旧国鉄の職員への広報については、日本年金機構及び日本鉄道共済組合において、平成二十七年八月までをめどに、被用者年金一元化法の内容等について、ホームページに掲載する予定であるとともに、被用者年金一元化法に係る政省令については、官報をもって公布する。さらに、旧国鉄の職員への本人通知については、日本年金機構においては平成二十七年八月をめどに、日本鉄道共済組合においては平成二十七年六月をめどに、年金額改定の対象となる可能性のある者に対して、被用者年金一元化法の内容等についてのお知らせ(以下「お知らせ」という)を送付する予定である。

二について

お尋ねの「一九九七年三月三十一日以前の受給者数」、「一九九七年四月一日以降の受給者数」及び「遺族年金受給者数」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十六年三月三十一日時点における受給権が発生した者の件数は、二十七万三千五百三十三件であり、平成二十六年三月三十一日時点における遺族年金等の受給権が発生した者の件数は、十五万七千六百六十四件である。お尋ねの「一九五六年六月三十日以前の在職者のうち恩給対象者数と国家公務員共済組合対象者数」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お知らせの送付に当たっては、年金額改定の対象となる可能性のある者の数を把握する必要があり、現在その作業を行っているところである。

三について

お尋ねの「国鉄共済年金の財政危機の真の原因」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国鉄共済年金の財政が悪化した原因につ

いては、第一に、給付内容が厚生年金や国家公務員の共済年金よりも有利になっていたこと、退職時特別昇給を年金額に直接反映させていたこと、その成熟度に見合った保険料引上げの努力が必ずしも十分ではなかったこと等、国鉄共済年金の制度及び運営等に起因する問題が、第二に、モータリゼーションの進行を背景として旧国鉄が雇用を縮小せざるを得ず、その結果、国鉄共済年金の財政の支え手である現役の組合員数が著しく減少したという産業構造の変化等に起因する問題があったと承知している。

四から六まで及び十について

国鉄共済年金の給付に要する費用を他の共済年金や厚生年金で負担する状況に鑑み、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成九年政令第八十五号)第二十七条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「八年法」という。附則第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた八年法附則第七十八條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号)附則第五十一條第一項の規定により読み替えられた同法附則第三十五條第一項、第四十條第一項、第四十二條第二項及び第四十六條第一項の規定において、国鉄共済年金の額を百分の百とする旨が、そして、八年法附則第十七條第一項又は第三十三條第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた八年法第二條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)附則第二十条の二第二項の規定において、当分の間、職域加算額に相当する部分を支給しない旨が定められているところであり、お尋ねの「%の給付」及び「職域部分の支給」を回復することは困難であると考えている。

七について

昭和五十九年度以降の本人負担分の保険料率について、①日本鉄道共済組合(国鉄共済組合を含む)、②国家公務員共済組合連合会(一般組合員)、③エヌ・ティ・ティ企業年金基金(日本電信電話公社共済組合、日本電信電話共済組合及びエヌ・ティ・ティ厚生年金基金を含む)、④厚生年金(一般男子)ことの、昭和五十九年度以降の推移は次のとおりである。

なお、平成二十六年度までの各年度については各年度末の本人負担分の保険料率を、平成二十七年年度については被用者年金一元化法の施行前である平成二十七年九月の本人負担分の保険料率を記載している。また、日本鉄道共済組合及び日本電信電話共済組合は平成九年四月に厚生年金保険に統合されており、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)における保険料率は、被保険者及び被保険者を使用する事業主の負担する保険料額の合計を基に算出されているため、本人負担分の保険料は機械的に同法における保険料率に二分の一を乗じて得た率を記載している。被用者年金各制度の平成十四年度までの保険料率は賞与を除く標準報酬月額ベースの数値であり、平成十五年以降は賞与を含む標準報酬ベースの数値である。

昭和五十九年度 ①千分の百二・〇 ②千分の七十一・二 ③千分の六十六・〇 ④千分の五十三・〇

昭和六十年年度 ①千分の百二・〇 ②千分の七十六・五 ③千分の七十一・三 ④千分の六十二・〇

昭和六十一年度 ①千分の八十四・九五 ②千分の六十一・三 ③千分の五十八・二 ④千分の六十二・〇

昭和六十二年度 ①千分の八十四・九五 ②千分の六十一・三 ③千分の五十八・二 ④千分の六十二・〇

昭和六十三年度 ①千分の八十四・九五 ②千分の六十一・三 ③千分の五十八・二 ④千分の六十二・〇

平成元年度 ①千分の八十四・九五 ②千分の七十六・〇 ③千分の七十一・一 ④千分の七十一・五

平成二年度 ①千分の九十五・四五 ②千分の七十六・〇 ③千分の七十一・一 ④千分の七十二・五

平成三年度 ①千分の九十五・四五 ②千分の七十六・〇 ③千分の七十一・一 ④千分の七十二・五

平成四年度 ①千分の九十五・四五 ②千分の七十六・〇 ③千分の七十一・一 ④千分の七十二・五

平成五年度 ①千分の九十五・四五 ②千分の七十六・〇 ③千分の七十一・一 ④千分の七十二・五

平成六年度 ①千分の九十五・四五 ②千分の八十七・二 ③千分の八十一・三 ④千分の八十二・五

平成七年度 ①千分の九十七・九五 ②千分の八十七・二 ③千分の八十一・三 ④千分の八十二・五

平成八年度 ①千分の百・四五 ②千分の九十一・九五 ③千分の八十六・七五 ④千分の八十六・七五

平成九年度 ①千分の百・四五 ②千分の九十一・九五 ③千分の八十六・七五 ④千分の八十六・七五

平成十年度 ①千分の百・四五 ②千分の九十一・九五 ③千分の八十六・七五 ④千分の八十六・七五

平成十一年度 ①千分の百・四五 ②千分の九十一・九五 ③千分の八十六・七五 ④千分の八十六・七五

平成十二年度 ①千分の百・四五 ②千分の九十一・九五 ③千分の八十六・七五 ④千分の八十六・七五

九十一・九五 ③千分の八十六・七五 ④千分の八十六・七五

平成十三年度 ①千分の百・四五 ②千分の九十一・九五 ③千分の八十六・七五 ④千分の八十六・七五

平成十四年度 ①千分の百・四五 ②千分の九十一・九五 ③千分の八十六・七五 ④千分の八十六・七五

平成十五年度 ①千分の七十八・四五 ②千分の七十一・九 ③千分の六十七・九 ④千分の六十七・九

平成十六年度 ①千分の七十八・四五 ②千分の七十二・五四五 ③千分の六十九・六七 ④千分の六十九・六七

平成十七年度 ①千分の七十八・四五 ②千分の七十三・一九 ③千分の七十一・四四 ④千分の七十一・四四

平成十八年度 ①千分の七十八・四五 ②千分の七十三・八三五 ③千分の七十三・二一 ④千分の七十三・二一

平成十九年度 ①千分の七十八・四五 ②千分の七十四・四八 ③千分の七十四・九八 ④千分の七十四・九八

平成二十年度 ①千分の七十八・四五 ②千分の七十五・一二五 ③千分の七十六・七五 ④千分の七十六・七五

平成二十一年度 ①千分の七十八・五二 ②千分の七十五・七七 ③千分の七十八・五二 ④千分の七十八・五二

平成二十二年度 ①千分の八十・二九 ②千分の七十七・五四 ③千分の八十・二九 ④千分の八十・二九

平成二十三年度 ①千分の八十二・〇六 ②千分の七十九・三一 ③千分の八十二・〇六 ④千分の八十二・〇六

平成二十四年度 ①千分の八十三・八三 ②千分の八十一・〇八 ③千分の八十三・八三 ④千分の八十三・八三

平成二十五年 ①千分の八十五・六〇
②千分の八十二・八五 ③千分の八十五・六〇
④千分の八十五・六〇

平成二十六年 ①千分の八十七・三七
②千分の八十四・六二 ③千分の八十七・三七
④千分の八十七・三七

平成二十七年 ①千分の八十九・一四
②千分の八十六・三九 ③千分の八十九・一四
④千分の八十九・一四

昭和三十一年六月以前の在職期間を有する旧国鉄の年金受給者には、国家公務員に適用された恩給法(大正十二年法律第四十八号)及び国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号。以下「旧国共済法」という)が準用され、国鉄共済年金における恩給期間等に係る年金の給付に要する費用(以下「追加費用」という)は、国家公務員同様に、事業主が負担している。

当該事業主として、国家公務員については国等が、旧国鉄の職員については、旧国鉄等の債務を承継した独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「鉄道・運輸機構」という)が追加費用を負担しているが、同一制度の下で事業主の負担により支給がなされていることから、被用者年金一元化法により、国鉄共済年金の恩給期間等に係る年金についても、国家公務員の場合と同様に減額を行うこととされている。

九について

国家公務員の場合、昭和三十三年以前に適用されていた旧国共済法の年金は、当初より年金改定に伴う増加費用は国が負担することとされるなど、恩給制度に準じた仕組みになっており、現在も、追加費用は、旧国共済法が適用されている者に支給される共済年金にも充てられ、国等が負担している。このため、国家公務員の場合、旧国共済法が適用されていた期間に

係る年金については、被用者年金一元化法により減額の対象とされている。

国鉄共済年金の場合も、恩給法が準用されていた期間のほか、昭和三十一年三月以前の旧国共済法が準用されていた期間に係る費用については、追加費用として事業主である鉄道・運輸機構が負担している。

このことから、国家公務員の場合と同様に、旧国共済法が準用されていた期間も年金の減額の対象とされているものである。

十一について

お尋ねについて、政府としては、被用者年金一元化法により被用者年金制度の一元化を図り、民間被用者、公務員を通じて、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保することとしている。



後方支援を行う自衛隊員に対する戦時国際法適用の有無に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年四月二十一日

吉田 忠智

参議院議長 山崎 正昭殿

後方支援を行う自衛隊員に対する戦時国際法適用の有無に関する質問主意書

現在、国民の多数が抗議する中、密室で安保法制・戦争立法の与党協議が行なわれている。この中では、恒久法を制定して、「他国が」現に戦闘行為を行なっている現場ではない場所、自衛隊が米軍や多国籍軍への補給、整備、輸送、医療などのいわゆる後方支援を行えるようにすることが目指されている。

しかし、後方支援というのは、前線に人員・物資を輸送する、まさに憲法に反する「武力行使と

資を輸送する、まさに憲法に反する「武力行使と一体の活動」である。また、軍事上も文字どおり生命線であり、特にゲリラなどの非正規戦の標的になりやすい危険な活動である。二〇〇三年のイラク戦争では、補給物資を輸送中の米陸軍第五〇七整備中隊がイラク軍と民兵が陣取る戦略拠点ナシリーヤに迷い込んでしまい、中隊三十三名中十一名が戦死、六名が捕虜、十名がイラク軍に包囲されるという大きな被害を記録している。

自衛隊が海外で他国軍を後方支援する際に隊員が敵に拘束された場合、当該隊員は戦時国際法上の戦争捕虜の取扱い・権利保障を受け得るのか、この点について政府の見解を明らかにされたい。右質問する。

平成二十七年四月二十八日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員吉田忠智君提出後方支援を行う自衛隊員に対する戦時国際法適用の有無に関する質問に、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉田忠智君提出後方支援を行う自衛隊員に対する戦時国際法適用の有無に関する質問に対する答弁書

お尋ねは、戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約(昭和二十八年条約第二十三号、第二十四号、第二十五号及び第二十六号。以下「ジュネーヴ諸条約」という)及び千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)(平成十六年条約第十二号。以下「第一追加議定書」という)における捕虜に関する規定に関するものであると考えられるところ、ジュネーヴ諸条約のそれぞれの第二条第一項及び第二項の規定並びに第一追加議定書第一条の規定により、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議

定書は、「二以上の締約国の間に生ずるすべての宣言された戦争又はその他の武力紛争の場合について、当該締約国の一が戦争状態を承認するとし、ないことを問わず適用され、また、「一締約国の領域の一部又は全部が占領されたすべての場合について、その占領が武力抵抗を受けると受けないとを問わず適用される。

お尋ねの「自衛隊が海外で他国軍を後方支援する際に隊員が敵に拘束された場合」がどのような場合を想定しているのか必ずしも明らかではないことから一概にお答えすることは困難であるが、現在検討中の安全保障法制の整備においては、御指摘のような後方支援活動は、他国の「武力の行使」と一体化しないようにすることとしており、また、国際法上も、そのような活動を行うことによつて我が国が武力紛争の当事国となることはなく、したがつて、我が国がジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書上の紛争当事国又は紛争当事者に該当するものではないから、そのような活動を行う自衛隊員がジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書上の捕虜となる事態は想定されない。

万が一、自衛隊員が外国等に不法に身柄を拘束された場合には、政府としては当該自衛隊員の即時解放を求め、解放されるまでの間は、その身柄は、少なくとも、普遍的に認められている人権に関する基準並びに国際人道法の原則及び精神に従つて取り扱われるべきことは当然であると考えている。

書

外国人家事労働者の受入れに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年四月二十一日

参議院議長 山崎 正昭殿 福島みずほ

外国人家事労働者の受入れに関する質問主意書

国家戦略特区(以下「特区」という。)内における家事支援人材を受け入れるための国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案が今国会に再度提出されている。また、介護分野での人手不足解消のためとして、経済連携協定(EPA)による受入れ以外に、技能実習制度を介護分野に拡大する政府の方針や、在留資格「介護」の創設を含む出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案も出されている。外国人労働者の権利保障には従前から様々な問題が指摘されているところ、特に個々の家庭において家事・介護等に従事する労働者の権利保護には特別の注意が必要であることが国際的に指摘されているため、以下質問する。

一 EPAによる看護師、介護福祉士候補生受入れに当たっては、公益社団法人国際厚生事業団(JICWELS)が病院や介護施設に対して候補者を斡旋する唯一の受入れ調整機関となっている。これにより候補者の資格や資質、受入れ機関としての適格性が一定の基準に基づいて統御できているが、特区で受け入れる「外国人家事支援人材」の場合には、どこが、どのような基準に基づいて受入れ調整を行うのか。雇用者となる「家事支援サービス企業」の適格性や「外国人家事支援人材」の資格や資質についてはどのように統御することを想定しているのか、政府の方針を示されたい。現在、関西圏と東京圏の二都市圏で受入れが予定されていると聞くが、受入れ調整機関は特区ごとに定められるのか、それとも統一されるのか。

二 「外国人家事支援人材」は労働基準法(以下「労基法」という。)の適用が除外される「家事使用人」には当たらず、家事支援サービス企業に雇用され、その指揮命令を受けて複数の家庭を訪問する「家事労働者」であるため労基法が適用さ

れると考えられるが、その理解でよいのか。また、この場合に「外国人家事支援人材が行う職務の具体的な範囲を、例示を含めて明らかにされたい。

さらに、「外国人家事支援人材」は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)に基づき家事支援サービス企業によって個々の家庭へ派遣される形態をとるのか、それとも労働者派遣の形態をとらず、個々の家庭から業務を請け負った「家事支援サービス企業」の指揮命令の下で外国人労働者が個々の家庭においてサービスを提供するのか明らかにされたい。

前者の場合、これまでなかった派遣労働分野を特区に創出させることになるが、そもそも家庭によつて千差万別な家事労働が労働者派遣になじむのか、政府の見解を明らかにされたい。派遣受入れ期間制限抵触日の派遣元への通知や、一定期間受け入れた労働者への直接雇用の努力義務等の措置を講ずる必要について、どのように個々の家庭に周知徹底するのか。

後者の場合、業務を委託した個々の家庭が外国人労働者に対して直接的に指揮命令を行えば違法な偽装派遣となる。そうしたことが起きないよう、企業、労働者及びサービスを受ける個々の家庭に対し、どのように周知徹底を行う予定が示されたい。加えて、違法行為の疑いがある場合、個々の家庭に対してどのように調査・指導等を行う予定が示されたい。

三 特区の制度設計の根幹が規制緩和にあるためか、新聞報道によれば、受入れコストによる価格上昇を抑制したいと、「家事支援サービス企業」の業界団体が最低賃金以下での労働者雇用を求めているという。「家事支援人材」が「家事支援サービス企業」に雇用される労働者であれば全ての労働関係法規が適用されることになる

はずである。特区において、企業に対する監督はどのように行うのか。また、労働関係法規違反行為が確認された企業に対しては、どのような制裁を行うのか。

四 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案では、「外国人家事支援人材」の受入れに当たっては、特定機関が講ずべき措置に関する指針を作成することが規定されている。香港やシンガポールなど、海外の諸事例をみても、この指針策定は、労働関係法規違反、人身取引、人権侵害などの諸問題を未然に防ぐために極めて重要である。指針の策定過程には労働団体・人権団体など、労働者の利害を代表する団体の参加が必須と考えるが、その予定はあるか示されたい。

五 在留資格「介護」で受け入れる外国人介護福祉士については、施設だけでなく訪問系サービスでの就労も想定しているのか。その場合、訪問先の個々の家庭内における不当な取扱いについてはどのような防止策を考えているのか。また、同一職種内での転職の自由についても保障されるのか。

六 制度の仕組みや労働者としての基本的権利、相談窓口等について、家事・介護を行う外国人労働者に対してどのように周知徹底を行う予定が示されたい。渡航前あるいは入国時に外国人労働者へのガイダンスを行う予定はあるのか。また、相談窓口への自由なアクセスの保障及び相談したことによる不利益扱いの防止については、どのような対策を考えているのか。加えて、外国人労働者本人やNGOから違反行為の疑いが指摘された場合、相談窓口は具体的にどのような対応を行うのか。

七 外国人技能実習生制度では、送り出し国において実習生が渡航費用等のコストを借金として負わされたり、保証金徴収や違約金契約を強いられたりするケースが多発しており、深刻な人

権侵害を招いているにもかかわらず、日本側の監視機関の対応が不十分であることが指摘されている。家事・介護労働者の受入れに当たり、渡航費用や帰国費用、日本語研修費用が本人の借金とされることのないよう雇用主負担を明確にルール化すべきと考え、政府の方針を明らかにされたい。また、送り出し国における労働者へのコスト転嫁に対し、どのような防止策を採る予定が示されたい。

八 個々の家庭において就労する家事労働者は人権侵害にさらされやすいことから、ILOでは家事労働者に適切な労働基準を保障するため家事労働者条約(第百八十九号。以下「本条約」という。)及び家事労働者勧告を二〇一一年に採択している。現在、日本の労基法は「家事使用人」を適用除外としているが、外国人労働者を受け入れるに当たり、本条約を批准し関連国内法を整備する必要がある。特に、労基法における「家事使用人」の除外規定及び労働者派遣法第四十四条第一項における「家事使用人」の除外規定の見直しは必須であると思われるが、その予定はあるか示されたい。

国連人種差別撤廃委員会は二〇一四年八月の総括所見において、本条約を批准するよう日本政府に勧告しているが、どのように受け止めているのか政府の見解を明らかにされたい。たとえば批准しなくとも、本条約は国際基準として参照すべきであると考えられる。例えば、本条約の示すチェックポイントなどを参照して制度整備を行う予定はないのか政府の方針を示されたい。また、外国人労働者の出身国が本条約を批准している場合には、本条約に沿って労働者の権利保障に向けた政府間調整がなされるべきと考え、いかがか。

右質問する。

平成二十七年四月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員福島みずほ君提出外国人家事労働者の受入れに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出外国人家事労働者の受入れに関する質問に対する答弁書

一について
今国会に提出している国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案による改正後の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号。以下「新国家戦略特別区域法」という。)(第十六条の三第一項に規定する国家戦略特別区域域家事支援外国人受入事業(以下単に「国家戦略特別区域域家事支援外国人受入事業」という。))においては、同条第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていることその他の家事支援活動(同条第一項に規定する家事支援活動をいう。以下同じ。))を行う外国人の受入れを適正かつ確実に行うために必要なものとして同条第一項の政令で定める基準に適合する本邦の公私の機関(以下「特定機関」という。)(が、年齢、家事の代行又は補助に関する職歴その他の同項の政令で定める要件を満たす外国人を雇用契約に基づいて受け入れることとして、また、特定機関は、当該基準に適合する必要があるが、新国家戦略特別区域法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域域ごとに定める必要はない。

二について

国家戦略特別区域域家事支援外国人受入事業においては、炊事、洗濯その他の家事を代行し、又は補助する業務で新国家戦略特別区域法第十六条の三第一項の政令で定めるものに従事する活動である家事支援活動を行う外国人を特定機

関が雇用契約に基づいて受け入れることとしており、当該外国人には労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)が適用されるものと考えている。

また、国家戦略特別区域域家事支援外国人受入事業により受け入れた外国人は、特定機関と利用者との間の請負契約に基づいて家事支援活動を行うこととする方向で検討中である。

なお、厚生労働省においては、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(昭和六十一年労働省告示第三十七号)等を記載したリーフレットを配布するとともに、必要に応じ労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)に基づく指導、助言及び勧告等を行ってきたところであり、今後ともこれらの取組を通じて、いわゆる偽装請負などの不適正な請負の発生防止及び是正を図ってまいりたい。

三について

御指摘の「企業に対する監督」については、労働基準監督機関において、労働基準関係法令違反の疑いがあると認められる企業に対して監督指導を実施し、違反が認められた場合には、その是正を求めるなど、厚生労働省として、適切に対処することとしている。

また、内閣総理大臣は、新国家戦略特別区域法第十六条の三第三項の規定に基づき、国家戦略特別区域域家事支援外国人受入事業に関して、受け入れる外国人に対する研修の実施及び情報の提供、関係行政機関との連携の確保その他の適正かつ確実な実施を図るために特定機関が講ずべき措置を定めた指針(以下単に「指針」という。)を作成することとしており、当該指針に沿って国家戦略特別区域域家事支援外国人受入事業が実施されるよう適切に対応してまいりたい。

四について
指針の具体的な内容及びその策定手続については、今後、国会審議等を踏まえながら、検討してまいりたい。

五について

今国会に提出している出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案において創設することとしている在留資格「介護」をもつて在留する外国人については、本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動を行うことを認めるものであるところ、当該活動が行われる場所は、介護施設その他の施設に限定されるものではないと考えており、また、当該活動を行うための契約の相手方である本邦の公私の機関を変更することは可能である。

なお、在留資格「介護」をもつて在留する外国人が要介護者等の居宅を訪問し、介護を行う場合に安全確保等の観点から必要な措置については、今後、現に他の類似の活動を行っている在留外国人の状況等を踏まえつつ、その要否も含めて、検討してまいりたい。

六及び七について

国家戦略特別区域域家事支援外国人受入事業により受け入れた外国人については、指針において、制度の仕組みや労働関係法令についての情報提供、相談体制の整備等の必要な事項を定めることとしている。

介護分野を技能実習制度の対象とすることとした場合において介護を行う外国人や出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案において創設することとしている在留資格「介護」をもつて在留する外国人についても、関係する制度の仕組みや労働関係法令についての情報提供、相談体制の整備、帰国旅費の確保、送出国の役割等に関し必要な措置を、今後とも、それぞれの制度に即して検討してまいりたい。

八について

現時点においては、家事使用人に関して、労働基準法第十六条第二項及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十四条第一項の規定を見直す予定はない。

また、国際労働機関(以下「ILO」という。))において採択されたILO第百八十九号条約については、国内法制等との整合性について検討すべき点があることから、その批准については、慎重な検討が必要であると考えている。

政府見解等における「植民地支配と侵略」の定義に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年四月二十四日

参議院議長 山崎 正昭殿
和田 政宗

政府見解等における「植民地支配と侵略」の定義に関する質問主意書

政府は、私が提出した「村山内閣総理大臣談話に関する質問主意書(第百八十九回国会質問第七五号)に対し、「植民地支配及び「侵略」の定義については様々な議論があり、お尋ねについてお答えすることは困難である。」との答弁書(内閣参画一八九第七五号)を閣議決定した。また、平成二十七年四月一日の参議院予算委員会においても政府に対し「植民地支配と侵略」の定義を明確にする必要性について質疑を行ったが、政府から明確な答弁が得られなかった。

そこで、以下、質問する。

一 前述の参議院予算委員会においては、岸田外務大臣から「他方で、この定義について様々な議論があり、お答えしにくい文言であっても、

その趣旨は十分に理解され得るものであることから、問題であるという御指摘は当たらないのではないかと考えております。」との答弁を受けたが、「植民地支配と侵略」という文言の「十分に理解され得る」「趣旨」とは一体どのような内容なのか具体的に明示されたい。

二 外務省ホームページの「歴史問題Q&A」においては、「問一 先の大戦に対して、日本政府はどのような歴史認識を持っていますか。」及び「問六 「南京大虐殺」に対して、日本政府はどのように考えていますか。」に対する回答文において、「植民地支配と侵略」という文言を使用しているが、「植民地支配と侵略」という文言は回答文から削除すべきと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

平成二十七年五月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員和田政宗君提出政府見解等における「植民地支配と侵略」の定義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員和田政宗君提出政府見解等における「植民地支配と侵略」の定義に関する質問に対する答弁書

一について

先の答弁書(平成二十七年三月二十日内閣参質一八九第七五号一及び二について)で答えましたとおり、「植民地支配」及び「侵略」の定義については様々な議論があり、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二について

安倍内閣としては、平成七年八月十五日及び平成十七年八月十五日の内閣総理大臣談話を含め、歴史認識に関する歴代内閣の立場を全体と

して引き継いでおり、お尋ねの回答文から「植民地支配と侵略」という文言を削除する考えはない。

道路標識に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年四月二十七日

江口 克彦

参議院議長 山崎 正昭殿

道路標識に関する質問主意書

道路標識は、道路利用者に対して、特定の交通方法を規制・指示し(規制標識・指示標識)、道路上の危険や注意しなければならぬ状況を前もって知らせ(警戒標識)、又は地点の名称・方面・距離などを示す(案内標識)ものであり、道路の機能を十分に発揮させ、道路における交通の安全と円滑な運行を確保するために欠くことのできない重要な施設である。

最近では、高齢化社会の進展による高齢ドライバーの増加だけでなく、グローバル化の進展による外国人ドライバーの増加も顕著である。例えば、一般社団法人全国レンタカー協会によると、外国人への昨年のレンタカー貸渡件数調査によると、北海道地区では前年比百三十三%増、沖縄地区では前年比二百四十六%増となっている。

それ故、道路標識も、これら社会情勢の変化に合わせて、不断の見直しが必要であり、国際的なハーモナイゼーションや誰にでも分かりやすいユニバーサル化などが求められているのではないかと考える。こうした点を踏まえ、以下質問をする。

一 道路標識は識別性が極めて重要であるが、我が国の道路標識には、アメリカや国際連合と形状が異なるものが幾つかある。例えば、道路標識の「止まれ」は、日本では逆三角形であるが、

アメリカや国際連合では八角形をしている。今後、外国人ドライバーのために、形や英語併記も含めた国際標準化を検討すべきである。山谷国家公安委員会委員長は、本年四月十六日の参議院内閣委員会において、道路標識に英語を併記することも含めて検討していく旨の答弁をしているが、少なくとも首都圏や世界遺産のある地域については、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックに間に合うように整備することが重要であり、早急に道路標識の国際標準化を行う優先地域・道路の選定と具体的な整備工程表の策定を行うべきと考えるが、いかがか。

二 道路標識の国際標準化を進めるに当たっては、訪日外国人観光客や在日外国人への意識調査によりニーズを把握し、適切な見直しを行うべきである。そうしたきめ細やかな対応によつて「おもてなし」の心を示すことができるのではないかと考えるが、外国人への意識調査に積極的に取り組むつもりがあるのか政府の見解を示されたい。

三 規制標識、指示標識、警戒標識(以下「規制標識等」という。)は、それぞれの意味が道路を利用する者に短時間で正しく認識・理解されないと意味がない。現在の道路標識は主に色と図で表示しているが、単純な象徴性と意味の違いを表現することのバランスは難しい。国民の関心も必ずしも高いとは言えず、日常生活を通じて理解することは容易ではなく、国民に十分に浸透しているとは言えないのではないかと。交通安全を未然に防止する観点からも、運転免許取得年齢未満の者や運転免許を取得しない者も含めて、広く国民に道路標識の正しい意味を理解してもらえよう政府として施策を実施すべきではないか。学校教育や地域における社会教育において、地元警察署と密接に連携した道路標識学習会を開催したり、あるいは交通安全週間におけるイベントとして道路標識を学ぶ機会を設

けたりといった取組をもつと積極的に行うべきではないか。

四 案内標識は、初めてその地を訪れる観光客等にとつて非常に参考となる道しるべであるが、主要道路の行先がはるか遠くの都市を表示している例もある。また、外国人にとつては、日本語表記のみのものが多く、ローマ字等の表記がなされていても文字が小さいことから、走行中に判別するのは困難である。

各地域が独創的なアイデアで地方創生に取り組むことが期待されるなかで、道路標識の整備が地域の活性化を図るための有益な材料となり得るのではないかと考える。観光資源の活用にしても、医療拠点化によるメディカルツーリズム構想にしても、外国資本の企業や大学の誘致による地方活性化にしても、外国人を含めた利用者にとつて分かりやすい道路標識は地方創生施策の基本的なインフラといえるものであり、政府としては、こうした施策を後押しすべきではないか。

五 案内標識は見やすい位置に大きく掲示されているものが多いのに対し、規制標識等は小さく、特に高齢者ドライバーには見えにくいものが多い。高齢者ドライバーへの対応やユニバーサルデザインの観点から、規制標識等の大型化を進めてはどうかと考えるがいかがか。また、視認しやすさという観点から、案内標識に規制標識等の内容も含めて表示することが可能であれば、是非促進すべきと考えるがいかがか。不可能であるならば、その理由を示されたい。

右質問する。

平成二十七年五月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員江口克彦君提出道路標識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員江口克彦君提出道路標識に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、平成三十二年のオリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据え、外国人運転者にも分かりやすい道路標識の在り方について、今後、外国人から意見を聴取する機会を設けることも含め、検討してまいりたい。

三について

警察においては、関係機関等と連携しつつ、交通安全教室、全国交通安全運動等の機会を捉えて、あらゆる年齢層を対象に、道路標識の意味を理解させることを含めた交通安全教育を実施しているところであり、引き続き、各種の機会を捉えて、これらの交通安全教育を推進してまいりたい。

四について

御指摘の「こうした施策」の意味するところが必ずしも明らかではないが、道路の案内標識の英語による表示に関する告示(平成二十六年国土交通省告示第三百七十二号)により、施設等に係る英語表記の方法や内容を定めるなど、外国人旅行者にも分かりやすい案内標識の整備に向けた施策を進めているところである。

規制標識、指示標識及び警戒標識(以下「規制標識等」という。)の大型化は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)に基づき推進しているところであり、また、案内標識に規制標識等の内容を含めて表示することも、相互に矛盾がなく、設置効果をより高める場合は可能である。引き続き、見やすく分かりやすい道路標識の整備を推進してまいりたい。

違憲無効の解釈改憲に基づく安倍総理の訪米外交を中止すべきことに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年四月二十七日

小西 洋之

参議院議長 山崎 正昭殿

違憲無効の解釈改憲に基づく安倍総理の訪米外交を中止すべきことに関する質問主意書

一 政府においては、本年四月における安倍総理の訪米中に予定されているオバマ大統領との首脳会談及び上下両院合同会議での議会演説について、「強固な日米同盟を世界に示す上で大変有意義なもの」として国会答弁等をしているところである。

しかし、政府の企図している今後の日米同盟の在り方の基礎となっている昨年七月一日の閣議決定における憲法第九条の解釈変更については、いわゆる昭和四十七年政府見解の便宜的かつ意図的な読み直しによる法令解釈の考えを逸脱した違憲無効なものである旨が、私の参議院外交防衛委員会での質疑(三月二十四日、四月二日、四月七日、四月二十三日)及び参議院決算委員会での質疑(四月二十日)において、明らかとなっている。

特に、四月二十日及び四月二十三日の質疑においては、岸田外務大臣に対し、このような違憲無効かつ将来の最高裁判決で違憲判決を受ける解釈変更に基づく安倍総理の訪米外交は相手国の信頼を裏切るものとして我が国の利益に反するものであり、外相として総理に対し訪米中止の意見を行うべきである旨、岸田外務大臣に見解を質し、また、その実施の要請を行ったところである。

ここで、岸田外務大臣及び外務省にあつて

質問主意書及び答弁書

は、前述の私の質疑及びその趣旨等を安倍総理に説明し、訪米を中止するべき等の進言を行った事実及び前記の首脳会談及び議会演説の以前に進言する意思はあるか。もし、そうした事実がない場合及びそのような意思がない場合は、将来において、当該憲法解釈の変更が、国会あるいは内閣において違憲無効とされ、または、最高裁判決において違憲無効とされた場合に、この度の安倍総理の訪米外交に係る外務大臣及び外務省の責任は断じて許されないものとなるかと考えるがそれの見解如何。

二 安倍総理及び政府にあつては、安倍総理が前記一にいう首脳会談及び議会演説を行う以前に、本年三月二十日の参議院予算委員会において、私より、憲法第九条の解釈変更が、憲法前文の平和主義の規律を切り捨てた法令解釈の名に値しない違憲無効のものであり、また、解釈変更の事前に解釈の変更の案そのものに係る「憲法解釈の原則の考えとの適合性についての十分な国会審議を踏まえることを定めた参議院憲法審査会附帯決議に違反している我が国の議院内閣制を否定する暴挙であることを追及された事実、並びに、安倍総理がこれらの追及に対し、何一つ論理的な答弁を行うことができなかった事実について、事前に米国側に説明を行った事実及び事前に米国側に説明を行う意思はあるか。

もし、そうした事実がない場合及びそうした意思を有しない場合については、憲法第九条解釈が違憲無効なものであり、かつ、それが議院内閣制を蹂躪する暴挙であることについて友好国であり日米安全保障条約の締結国である米国の行為ではないか。

三 安倍総理及び政府にあつては、安倍総理が前記一にいう首脳会談及び議会演説を行う以前に、米国において国際条約の締結及び承認について責任を有するオバマ大統領及び米国上院に

対して、沿革的に米国上院で一九四八年に決議されたヴァンデンバーク決議を背景とする日米安全保障条約第三条が、当該決議に基づくNATO(北大西洋条約機構)その他の防衛条約における類似規定と全く異なり、我が国が集団的自衛権行使を行うことが憲法上禁止され、故に、米国に対して我が国が集団的自衛権行使を行うことがないことを明確にするために、前記の類似規定において「単独に及び共同して」とされているのを「個別的に及び相互に協力して」とし、同様に「個別的の及び集団的の能力を」とされて、同様に「憲法上の規定に従うことを条件」という文言が加えられているものであることについて、事前に米国側に説明を行った事実及び事前に米国側に説明を行う意思はあるか。

もし、こうした事実及び意思を有しないのであれば、我が国は、安倍内閣の度重なる暴挙により、政府がこの度の安倍総理の訪米目的にいうところの「民主主義及び法の支配といった共通の価値観を共有」できていない状態であるにも関わらず、それを米国に示さず、結果として米国の利益を損なうことになるのではないかと、右質問する。

平成二十七年五月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員小西洋之君提出違憲無効の解釈改憲に基づく安倍総理の訪米外交を中止すべきことに関する質問に対する答弁書

参議院議員小西洋之君提出違憲無効の解釈改憲に基づく安倍総理の訪米外交を中止すべきことに関する質問に対する答弁書

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ

目のない安全保障法制の整備について(平成二十六年七月一日閣議決定)において示された憲法解釈は、昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会に対し政府が提出した資料「集団的自衛権と憲法との関係」に示されている従来の政府見解の基礎となつてゐる基本論理を維持し、その考え方を前提とするもので、これと整合するものであり、また、政府としては、御指摘の附帯決議を含め、従来より、国会における附帯決議については、その趣旨を尊重していることから、今般の安倍内閣総理大臣の訪米に際し、外務省としてはお尋ねのような安倍内閣総理大臣に対する「進言」は行つておらず、政府としてはお尋ねのような米国に対する「説明」は行つていない。

三について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号)第三条の規定については、先の答弁書(平成二十七年三月二十四日内閣参質一八九第八四号)一から四までについてお答えしたとおりであり、お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、今般の安倍内閣総理大臣の訪米に際し、政府としてはお尋ねのような米国に対する「説明」は行つておらず、また、そのことにより、御指摘のように「結果として米国を欺き、日米両国関係を損ね、また、我が国の国益を損なうことになら」とは考えていない。

ドローンに関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年四月二十八日

大久保 勉

参議院議長 山崎 正昭殿

ドローンに関する再質問主意書

ドローンに関する質問主意書(第百八十九回国会質問第六八号。以下「前回主意書」という。)に対する答弁書(内閣参質一八九第六八号。以下「答弁書」という。)の内容に疑義があるので、再度質問する。

一 答弁書一については、「小型無人機の日本国内での販売及び利用規模並びに将来の販売及び利用規模の推定について、全体としては把握していない」としているが、把握していない理由は何か。また、「全体としては把握していない」というのは、一部は把握していると理解するが、そうであれば一部の推定を示されたい。

二 答弁書二及び三については、「法整備及び規制については、「ロボット新戦略」(平成二十七年二月十日日本経済再生本部決定)において、「運用実態の把握を進め、公的な機関が関与するルールの必要性や関係法令等も含め、検討を進めていく」としている。しかし、販売及び利用規模について全体として把握していないということは、運用実態の把握が進んでいないことを意味し、ひいては法整備及び規制について何らの検討もされていないと理解するが、現状を明らかにされたい。なお、運用実態の把握並びに法整備及び規制の検討の進捗とすれば、それらが明らかになる時期の目途を示されたい。

三 前回主意書の質問二において、「主務官庁が想定されていれば、併せて示されたい」とお尋ねたにもかかわらず、答弁がないのはなぜか。また、主務官庁が想定されていれば、改めて示されたい。

四 本年四月二十二日に首相官邸屋上で小型無人機が発見された。本件事案は政府のこれまでの対策の不備によるとの批判があるが、この点に関する政府の見解を示されたい。また、本件事案を受け、前記「ロボット新戦略」での対応以外の施策を検討しているのであれば、併せて示されたい。右質問する。

策を検討しているのであれば、併せて示されたい。右質問する。

平成二十七年五月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員大久保勉君提出ドローンに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大久保勉君提出ドローンに関する再質問に対する答弁書

一について
いわゆる小型無人機については、急速に普及が進んでいることから、日本国内での販売及び利用規模並びに将来の販売及び利用規模について現時点では把握していないが、政府としては、政府部内においていわゆる小型無人機に含まれるものを利用していることは確認している。

二及び四について
内閣総理大臣官邸においては、情勢に応じた所要の警戒警備が実施されてきたところ、お尋ねの事案が発生したことは重く受け止めている。政府としては、「ロボット新戦略」(平成二十七年二月十日日本経済再生本部決定)に基づき、運用実態の把握を進め、公的な機関が関与するルールの必要性や関係法令等も含め検討を進めている。

加えて、関係行政機関相互の緊密な連携を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するため、平成二十七年四月二十四日に「小型無人機に関する関係府省庁連絡会議」を開催したところである。

今後は、同会議を中心に、内閣総理大臣官邸を含む重要施設の警備態勢の強化、いわゆる小

型無人機の運用ルールの策定、制度の見直し等について、政府一丸となって早急に取り組むこととしている。

三について

お尋ねの「主務官庁」については、いわゆる小型無人機の法整備及び規制の在り方について議論しているところであり、現時点でお答えすることは困難である。

福島第一原発の十一万倍ものトリチウムが六ヶ所再処理工場から海洋へ放出されたことに関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年四月二十八日

川田 龍平
参議院議長 山崎 正昭殿

福島第一原発の十一万倍ものトリチウムが六ヶ所再処理工場から海洋へ放出されたことに関する再質問主意書

私が提出した「福島第一原発の十一万倍ものトリチウムが六ヶ所再処理工場から海洋へ放出されたことに関する質問主意書(第百八十九回国会質問第五三三号。以下「前回主意書」という。)に対する答弁書(内閣参質一八九第五三三号。以下「答弁書」という。は、放射性物質が環境基本法により規制されることになったにもかかわらず同法が全く尊重されず、旧態依然とした内容になっており、国民の信頼を裏切るものである。また、誤答や答弁漏れがあることから、再質問する。

環境基本法、原子力規制委員会設置法、精神である「人と環境を守る」原点到ち返り答弁願いたい。

一 答弁書一については、「トリチウムの濃度は、(中略)これらの濃度を単純に比較すること

は適切ではないと考えている。」としていたが、前回主意書の質問一におけるアクティブ試験の数字は日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という)のホームページに「最新月の再処理工場からの放出日等」として掲載された放出月日と排水量と各核種の放出量を基に調べたものである。また、地下水パイパスによる排水について、東京電力株式会社(以下「東電」という)と福島県漁業協同組合連合会は二〇一四年三月に「海洋放出の運用目標値」を両者で合意したと聞いている。本目標値に定める濃度も、アクティブ試験の際の濃度も、同じ海洋放出濃度である。「単純に比較できない」とする国の解釈は納得できないため、この点につき再度政府の見解を明らかにされたい。

二 答弁書二については、「一方、御指摘の「原発からの放射性物質の放出濃度に係る規制値」は、(中略)これらの濃度を単純に比較することは適切ではないと考えている。」としている。「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」において、トリチウムの水中の濃度六万ベクレル毎リットルは「周辺監視区域外の水中の濃度限度となつてゐるが、原子力発電所(以下「原発」という)からこれ以上の濃度の排水を放出しても構わないのか、政府の見解を明らかにされたい。また、「告示(放射線を放出する同位元素の数量等を定める件)」では「排液中又は排水中の濃度限度」としてトリチウムについて六万ベクレル毎リットルになつてゐるが、両告示の違いを示されたい。

三 答弁書三から五まで及び七については「国際放射線防護委員会の勧告を踏まえ、原子力発電施設及び再処理施設の周辺監視区域外における一般公衆の被ばく線量が年間一ミリシーベルト以下となるように放射能濃度等の限度を定め、その上で、施設からの放出形態や核種の

の種類に応じた規制を行つてゐる。」としていた。

1 前回主意書の質問三の「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示(中略)」は環境や人々を守るための最低限の規制ではないか、政府の見解を示されたい。」に対する答弁がなかったため、この点について政府の見解を明らかにされたい。

2 施設周辺監視区域外における一般公衆の被ばく線量が年間一ミリシーベルト以下だから、沖合三キロメートル、水深四十四メートルからどんな高濃度の放射性物質を海洋に放出しても問題なしとするのでは、海洋汚染防止に関して全く考慮していないことになる。環境基本法、原子力規制委員会設置法の目的や理念に抵触すると思われるが、前回主意書の質問四に対する答弁が漏れてゐたため、この点について政府の見解を明らかにされたい。

3 東電福島第一原発事故を経験し、放射性物質も環境基本法で規制することになった。しかし、同法第二章で規定する環境基本計画や環境基準は放射性物質についてはいまだに定められていない。これらはいづれ策定されるのか、前回主意書の質問五で質した放射性物質の環境基準を定めることに関する政府の見解がなかったため、この点について政府の見解を明らかにされたい。

4 前回主意書の質問六に対する答弁がなかった。六ヶ所再処理工場に環境基本法第二十條(環境影響評価の推進)は適用されないのか、政府の見解を明らかにされたい。加えて、六ヶ所再処理工場の本格稼働について、パブリックコメントを行い国民の判断を仰ぐべきではないか、この点についても政府の見解を明らかにされたい。

四 六ヶ所再処理工場から海洋へのトリチウムの放出量(管理目標値)は年に一京八千兆(8,000)ベクレルになつており、実際、アクティブ試験ではこれに合致する放出があつた(二〇〇七年九月から十月)。

この放出年管理目標値は北海道電力株式会社泊発電所三基のトリチウム海洋放出年管理基準の百五十倍に相当し、東電福島第一原発六基の同年管理基準の八百二十倍に相当する。このような大量の放射性物質を海洋へ放出することは環境基本法第五條(国際的協調による地球環境保全の積極的推進)に逆行する行為ではないか。加えて、太平洋に面する世界各国の了解を得なくてもよいのか。政府の見解を明らかにされたい。

五 六ヶ所再処理工場から海洋へ高濃度のトリチウムが放出されてゐたアクティブ試験最盛期(二〇〇六年度から二〇〇八年度)の公的機関による海洋モニタリングデータを精査した。この間、事業者の日本原燃と青森県が海洋放出口の直上、南北五キロメートルと二十キロメートル地点の海水を同時に五十から六十回測定したところ、全ての試料についてトリチウムは不検出であつた。一方、東北電力株式会社は放出口北二十五キロメートル地点の東北電力株式会社東通原子力発電所沖合海水から三回にわたりトリチウムを検出(検出限界二ベクレル毎リットル)しており、これは六ヶ所再処理工場が起源と日本原燃も認めてゐる。また、六ヶ所村にある公益財団法人環境科学技術研究所でも放出口に近い尾駱港の海水から三十三回中六回トリチウムを検出(検出限界二ベクレル毎リットル)している。日本原燃の海水トリチウム濃度データ(検出限界二ベクレル毎リットル)は実態を反映しない信頼性に欠けるものと思われるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十七年五月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員川田龍平君提出福島第一原発の十一万倍ものトリチウムが六ヶ所再処理工場から海洋へ放出されたことに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出福島第一原発の十一万倍ものトリチウムが六ヶ所再処理工場から海洋へ放出されたことに関する再質問に対する答弁書

一について
先の答弁書(平成二十七年三月十日内閣参質一八九第五三三三。以下「前回答弁書」という)一についてでお答えしたとおりである。

二について
お尋ねの「両告示の違い」の趣旨が必ずしも明らかではないが、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)においては、液体状の放射性廃棄物を排水施設によつて排出する場合、排水口又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすることとされており、当該濃度限度について、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成十三年経済産業省告示第百八十七号)において、一立方センチメートル当たり六十ベクレルと定めてゐる。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)においては、液体状の放射性同位元素等を浄化し、又は排水する場合には、排水設備が、排水口における排液中の放射性同位元素

の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とする能力を有するか、又は、排水監視設備を設けて排水中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、事業所等の境界における排水中の放射性同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とする能力を有すること（これらの能力を有する排水設備を設けることが著しく困難な場合にあつては、排水設備が事業所等の境界の外における線量を原子力規制委員会が定める線量限度以下とする能力を有すること）について原子力規制委員会の承認を受けていること）を求めており、これらの濃度限度について、放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成十二年科学技術庁告示第五号）において、一立方センチメートル当たり六十ベクレルと定めている。

三の1について
前回答弁書三から五まで及び七についてお答えしたとおり、原子力発電施設並びに再処理設備及びその附属施設（以下「再処理施設」という。）から放出される放射性物質については、国際放射線防護委員会の勧告（以下「ICRP勧告」という。）を踏まえ、原子力発電施設及び再処理施設の周辺監視区域外における一般公衆の被ばく線量が年間一ミリシーベルト以下となるように放射能濃度等の限度を定めており、その上で、施設からの放出形態や核種の種類に応じた規制を行っている。

三の2について
前回答弁書三から五まで及び七についてお答えしたとおり、再処理施設について、液体の放射性廃棄物が海洋放出施設から放出されることを踏まえ、海産物の摂取等も含めた一般公衆の被ばく線量の限度を定めており、また、再処理事業者に対し、海洋放出施設の放出口周辺の海域の海水、海底土、海産生物、漁具等に係る放射性物質の濃度等を三月ごとに記録し、国に報告する義務を課している。

三の3について
環境基本計画については、現行の計画である「環境基本計画」（平成二十四年四月二十七日閣議決定の中に「放射性物質による環境汚染からの回復等」との一章を設け、取り組むべき事項の整理を示したところである。

また、放射性物質に係る環境基準（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項に規定する基準をいう。以下同じ。）については、平成二十四年に同法から放射性物質に係る適用除外規定が削除され、放射性物質に係る環境基準を大気汚染等についても定めることが可能となったことを踏まえ、放射性物質管理に係る枠組み等を取り扱う国際組織や諸外国における放射性物質に係る基準及び制度等についての調査を行ってきたところである。この調査の結果、諸外国においては、ICRP勧告の考え方にのっとり発生源を管理する手法による放射線防護が行われており、我が国の環境基準に当たる基準を放射性物質については設けていないことが明らかとなったところである。また、我が国においても、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）等により、ICRP勧告の考え方にとつた平常時の発生源管理が行われている。これらのことから、改めて放射性物質に係る我が国の環境基準を設定する必要性はないと考える。なお、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に当たっては、ICRP勧告の考え方にとり、避難指示の基準や放射線防護に係る長期的な目標が設定されているところ、この目標は我が国の環境基準とは性格が異なるものである。

三の4について
環境基本法第二十条は、環境政策の重要な手

法として広く行われ、重要性の認識も定着している環境影響評価について、これを推進することを国に求める規定であり、個別具体の措置については、同条の規定の趣旨も踏まえて環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等が定められているところであるが、再処理施設は、同法の対象事業ではない。

また、政府は、パブリックコメント等の手続を踏まえ策定した「エネルギー基本計画」（平成二十六年四月十一日閣議決定）において、日本原燃株式会社の再処理事業所再処理施設（以下「六ヶ所再処理施設」という。）の竣工も含め核燃料サイクルを推進することとしている。

四について
御指摘の環境基本法第五条は環境の保全についての基本理念を定めているものであり、この基本理念は、原子炉等規制法を含む個別の法令に定める措置等を通じて実現されるものと認識している。

また、御指摘の海洋放出については、再処理施設から放出される放射性物質については、国際原子力機関の策定する安全基準に取り入れられているICRP勧告を踏まえ、再処理施設の周辺監視区域外における一般公衆の被ばく線量が年間一ミリシーベルト以下となるように放射能濃度等の限度を定めており、その上で、施設からの放出形態や核種の種類に応じた規制を行っているところであり、お尋ねの「太平洋に面する世界各国の了解」を得ることとはなっていない。

なお、六ヶ所再処理施設から海洋へのトリチウムの放出については、管理目標値は一千八千兆ベクレルであるが、平成十九年度の年間の累積放出量は六ヶ所再処理施設に係る定期報告書によると千三百兆ベクレルであり、管理目標値を大きく下回っている。

また、六ヶ所再処理施設の管理目標値と北海

道電力株式会社泊発電所の管理基準等との比較については、前回答弁書二についてお答えしたとおりである。

五について
再処理事業者は、原子炉等規制法第五十条第一項の規定に基づき、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）で定めるところにより海洋放出口周辺海域等の放射線管理に関すること等について保安規定を定めている。原子力規制委員会においては、同条第五項の規定に基づき、再処理事業者及びその従業者が保安規定を遵守しているかについて、定期的に検査を行っており、再処理事業者による海洋放出施設の放出口周辺の海域の海水、海底土、海産生物、漁具等に係る放射性物質の濃度等の測定が保安規定に基づき実施されていることを確認している。

六ヶ所・東海再処理工場の重大事故防止と核燃料施設の新規制基準適合性審査の強化等に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成二十七年四月二十八日

参議院議長 山崎 正昭殿
川田 龍平

六ヶ所・東海再処理工場の重大事故防止と核燃料施設の新規制基準適合性審査の強化等に関する再質問主意書
「六ヶ所・東海再処理工場の重大事故防止と核燃料施設の新規制基準適合性審査の強化等に関する質問主意書」（第百八十九回国会質問第五四号。以下「前回質問主意書」という。）では、大量の放射性物質が貯蔵されている日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）六ヶ所再処理工場（以下

「六ヶ所再処理工場」という。)及び東海再処理施設(以下「再処理工場」という。)で重大事故が起きた場合の影響に危惧を表明したが、これに対する答弁書(内閣参質一八九第五四号。以下「答弁書」という。)を見ると、再処理工場の重大事故に係る放射性物質の拡散シミュレーションなどの評価をしようと思わず危機管理意識が希薄であり、疑問点も多々あることから、再質問する。

一 答弁書一の1については、重大事故の際の放射性物質の拡散シミュレーションの再処理工場における実施の有無と行っていない場合の理由を示されたい旨の私の質問に対して政府は答えず、ただ「事業指定基準規則」の重大事故防止やその評価条件を答弁しているにすぎない。重大事故の拡散シミュレーションを国や事業者は行っているのか、行っていないのか、又は行っていないも公開できないのか、行わない又は公開できないのならその理由を明らかにされたい。行っているのなら結果を公表されたい。

また、答弁書一の10については、「再処理施設に係る原子力災害対策重点区域(以下「重点区域」という。)(中略)の範囲の見直しを行うこととしている。なお、当該見直しを踏まえ、原子力災害対策に係る地域防災計画を作成すべき範囲について検討を行うこととしている。」としていたが、拡散シミュレーションがないまま重点区域の範囲の見直しができるものか政府の見解を示されたい。

二 我が国では現在地震が多発していることから、東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島原発」という。)を襲った程度の津波がまた襲来する可能性を否定できない。答弁書一の4については、国や事業者は同程度の津波が到来した場合、標高六メートルの東海再処理施設にある高レベル廃液がどうなるのか、その対策がどうなっているのか詳細を調べてい

平成二十七年五月十三日 参議院会議録第十六号

質問主意書及び答弁書

いとのことであつた。国立研究開発法人日本原子力研究開発機構という原子力専門家集団の施設で、このような基本的で重大な評価をしていないことは考えられない。人々の安全をどのように考えているのか。あらゆる手段を講じて首都圏の人々を守る姿勢がなければ専門家集団として信頼されない。東海再処理施設にあるのは福島原発事故の際に放出された約七十九倍の放射性セシウムを内蔵する高レベル廃液であり、事業者任せでは首都圏住民を守ることはできない。重大事故対応は電源だけではない。配管、ポンプ、継ぎ手、冷却水貯槽など冷却系等が破損し漏水しても冷却ができなくなる。答弁書一の5については「必要な措置を講ずるよう指導してまいりたい」とあるが、必要な措置とは具体的に何か示されたい。また、再処理工場の重大事故防止問題に関わる新たな審議委員会等を作り、重大事故時の拡散シミュレーションを行い津波対策と最悪事故時の深層防護(最後の手段)を検討し、国民を守るため積極的かつ真剣に取り組むべきと考えるが、政府の具体的な対応と見解を示されたい。

三 地震大国の我が国では、世界の再処理施設で起こったような事故が再処理工場内の各施設で同時に起こる可能性が高い。事故が同時多発した場合の対応について問うたが、答弁書一の6及び7については曖昧な答弁であつた。「重大事故が発生した場合における(中略)放射線の放出を抑制するために必要な設備を設けることを求めている」とあるが、具体的にどのような設備を求めているのか。欧州の原子力発電所ではコアキャッチャーが設置されメルトスルーに備えていると聞いている。このような深層防護(最後の手段)や同時多発事故への対応について核燃料施設の新規制基準に規定しているのか、再度政府の見解を示されたい。

四 答弁書二の3については「原子力規制委員会

は「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守る」ことを使命とすることを(中略)広く国民に伝えていくことは重要と考えている。」とするのであれば、是非原子力規制委員会ホームページ冒頭に米国原子力規制委員会(NRC)のホームページと同様、「人と環境を守る」を付け加えるべきと考えるが、いかがか。

五 前回主意書の質問二の4で私は国の責任と覚悟を問うたが、答弁書はこれに答えず事業者へ責任を転嫁していた。福島原発事故を省みると、重大事故を起こしながら誰も責任をとっていない。このような無責任がまかり通るこの国は法治国家と言えない。事故責任者の罰則の見直しも含め原子力関連法について根本的な法体系から見直さなければいけないのではないか、政府の見解を明らかにされたい。また、総理大臣及び原子力規制委員会委員長の「国民と美しい国土を守るため二度と重大事故を起こさぬ覚悟を示されたい。」右質問する。

平成二十七年五月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員川田龍平君提出六ヶ所・東海再処理工場の重大事故防止と核燃料施設の新規制基準適合性審査の強化等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出六ヶ所・東海再処理工場の重大事故防止と核燃料施設の新規制基準適合性審査の強化等に関する再質問に対する答弁書

一 について
先の答弁書(平成二十七年三月十日内閣参質一八九第五四号。以下「前回答弁書」という。)一の1についてお答えしたとおり、再処理施設

の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。以下「事業指定基準規則」という。)においては、再処理設備及びその附属施設(以下「再処理施設」という。)は、冷却機能の喪失により高レベル放射性液体廃棄物が沸騰し、大量の放射性物質が空气中に放出する事象等を含めた重大事故の発生及び拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならぬとされている。当該措置とは、重大事故の発生及び拡大を防止するための設備が有効に機能するかを確認することとされており、確認に当たっては、重大事故が単独で、同時に又は連鎖して発生することを想定して評価することとされている。日本原子力株式会社(以下「日本原子力」という。)の再処理事業所再処理施設における当該評価については、平成二十六年一月七日付けで、日本原子力から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)第四十四条の四第一項の規定に基づく再処理事業に係る変更の許可を求める申請(以下「再処理事業変更許可申請」という。)がなされており、原子力規制委員会において、現在、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)により改正された原子炉等規制法及び原子炉等規制法の規定に基づく原子力規制委員会規則等に定める基準(以下「新規規制基準」という。)に係る適合性審査を進めていることから、現時点でお答えすることとは困難である。また、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)の核燃料サイクル工学研究所再処理施設(以下「東海再処理施設」という。)における当該評価については、現時点において、原子力機構から再処理事業変更許可申請がなされていないことから、原子力規制委員会では把握していない。

なお、国際原子力機関や諸外国の規制基準も参考にしながら策定した事業指定基準規則では、放射性物質の放出量を示すこととされているが、重大事故が発生した場合の放射性物質の大気拡散のシミュレーションを実施することとはされていない。

また、再処理施設に係る原子力災害対策重点区域の見直しの具体的方法について現在検討中であることから、お尋ねの「拡散シミュレーション」がないまま重点区域の範囲の見直しができるものかについて、現時点において、お答えすることは困難である。

二について

原子力機構によれば、東海再処理施設の敷地外への放射性物質や放射線の著しい放出を伴う事故への対策として、電源の多重化に加え、お尋ねの「冷却系等」が機能しない場合には、ポンプ車等から給水することにより高放射性廃液を冷却できるようにする等の対策を講じているとのことである。また、お尋ねの「必要な措置」については、新規制基準に定められている重大事故の発生及び拡大を防止するための措置等を想定している。

お尋ねの「深層防護(最後の手段)」の意味するところが必ずしも明らかではないが、原子力規制委員会は、外部有識者も参加する「核燃料施設等の新規制基準に関する検討チーム」を設置し、再処理施設等に係る新たな規制基準の検討を行い、平成二十五年十二月に、新規制基準を策定しており、新規制基準には、重大事故の発生及び拡大を防止するために必要な措置や津波対策も含まれている。なお、一について述べたとおり、事業指定基準規則を含む新規制基準において、重大事故が発生した場合の放射性物質の大気拡散のシミュレーションを実施することとはされていない。

原子力規制委員会においては、事業者から再

処理事業変更許可申請がなされた場合には、新規制基準に係る適合性審査を行ってまいりたい。

三について

お尋ねの「深層防護(最後の手段)」の意味するところが必ずしも明らかではないが、事業指定基準規則においては、重大事故が発生した場合における再処理施設を設置する工場又は事業所外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な設備として、例えば、再処理施設の各建物に放水できる設備の配備等を想定しているが、当該設備に限定されるものではなく、事業指定基準規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、事業指定基準規則に適合するものと判断することとしている。

また、事業指定基準規則においては、重大事故の発生及び拡大を防止するための設備が有効に機能するかを確認するに当たっては、重大事故が単独で、同時に又は連鎖して発生することを想定して評価することとしている。

四について

原子力規制委員会のホームページのトップページでは、同委員会の組織理念を踏まえた原子力規制委員会委員長の発言、委員の活動など同委員会の主要な活動を紹介することを通じて、同委員会の果たす役割について国民に伝えていく考えである。なお、ホームページの構成や内容については、情報が見やすさや分かりやすさ等の観点から、継続的に見直しを行うこととしている。

五について

東京電力株式会社の福島第一原子力発電所の事故のような事故を二度と繰り返さないという覚悟の下、前回答弁書二の4についてでお答えしたとおり、原子力規制委員会において、最新の科学的知見や国際原子力機関等の規制基準を

参考にしつつ再処理施設の規制に必要な基準を設定し、再処理施設がその基準に適合しているか否かを確認している。

また、万が一事故が起きた場合、原子力災害の拡大の防止等に必要な措置の実施や原子力損害の賠償等について、その一義的な責任は、現行法令上事業者が負うこととなる。さらに、政府としても、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)等の関係法令に基づき、緊急事態応急対策等の実施のために必要な措置を講ずる等の責務を有するものと認識している。

再処理工場における高レベル放射性廃液の危険性と六ヶ所再処理工場のアクティブ試験の審査に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年四月二十八日

川田 龍平

参議院議長 山崎 正昭殿

再処理工場における高レベル放射性廃液の危険性と六ヶ所再処理工場のアクティブ試験の審査に関する再質問主意書

日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)

六ヶ所再処理工場(以下「六ヶ所再処理工場」という。以下「六ヶ所再処理工場」)は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故で大気中へ放出されたセシウム137の約三十五倍もの放射性物質を含む高レベル廃液が貯蔵されている。大地震により冷却機能喪失などの小事故が同時多発すると大事故に発展する可能性があり、安全側に立つ規制を求め私が提出した「再処理工場における高レベル放射性廃液の危険性と六ヶ所再処理工場のアクティブ試験の審査に関する質問主意書」(第百八十九回国会質問第五

号。以下「前回主意書」という。)に対する答弁書(内閣参質一八九第五五号。以下「答弁書」という。)について、再質問する。

一 答弁書一の2については、「平成二十七年三月四日時点における日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)の再処理事業所再処理施設(以下「六ヶ所再処理施設」という。)における高レベル廃液の貯蔵量については、日本原燃から、約二百二十三立方メートルであると聞いている」とあるが、この廃液に含まれているセシウム137、ストロンチウム90を始めとする各種の放射能量(ベクレル)はいくらか示されたい。二年前に私が提出した「東海再処理工場、六ヶ所再処理工場の安全規制等に関する質問主意書」(第百八十三回国会質問第三二二号)に対する答弁書(内閣参質一八三第三二二号)では、二〇一三年二月一日時点で高レベル廃液は二百二立方メートル貯蔵されていたとしている。この間のガラス固化により本来減るべき廃液が二十一立方メートルも増えていることになるが、廃液増加の理由について固化体の発生本数の経過とともにこの二年間について詳しく示された

い。

二 日本原子力学会と文庫文誌の「六ヶ所再処理工場の確率論的安全評価、(Ⅰ)及び「同Ⅱ」」には冷却機能全喪失状態で高レベル廃液の沸騰時間を十五時間、掃気機能全喪失状態でブルトニウム溶液の水素爆発までに要する時間を二時間以上としている記載があるが、答弁書一の2については「全交流電源供給機能が喪失した場合、現在貯槽に保有している高レベル濃縮廃液及びブルトニウム濃縮液が沸騰に至るまでの時間は一日程度」、「全交流電源供給機能が喪失した場合、水素濃度が可燃限界濃度に達するまでの時間が最も早い機器(高レベル廃液混合槽)で三十五時間程度」と評価されている」とある。これら到達時間は、重大事故時の対応に関わる

基本的かつ重要な事項であり、これら到達時間の計算方法を確認評価し、どれが真実の値か示されたい。

三 答弁書一の3については、前回主意書の質問一の3の「今後、六ヶ所再処理工場におけるこのような極めて危険な廃液の発生は、ガラス固化可能分だけに止め、常時貯蔵量をゼロにするよう規制するべきではないか、政府の見解を示されたい。」に対する答弁がなされていないので、再度質問する。

平成二十七年五月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員川田龍平君提出再処理工場における高レベル放射性廃液の危険性と六ヶ所再処理工場のアクティブ試験の審査に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出再処理工場における高レベル放射性廃液の危険性と六ヶ所再処理工場のアクティブ試験の審査に関する再質問に対する答弁書

一について

日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)からは、平成二十七年三月四日時点において、日本原燃の再処理事業所再処理施設(以下「六ヶ所再処理施設」という。)における高レベル放射性液体廃棄物(以下「高レベル廃液」という。)に含まれている①放射性核種、②放射能量の推定値について、確認できる範囲でお示しすると、次のとおりであると聞いている。

- ①ルテニウム一〇六 ②約十四テラベクレル
①アンチモン一二五 ②約百七十テラベクレル
①セシウム一三四 ②約二千八百テラベクレル

平成二十七年五月十三日 参議院会議録第十六号

- ル
①セシウム一三七 ②約五百二十ベタベクレル
①ユウロピウム一五四 ②約五千九百テラベクレル

- ①アメリカシウム二四一 ②約十ベタベクレル
①キュリウム二四四 ②約九千三百テラベクレル

先の答弁書(平成二十五年二月二十六日内閣参質一八三第三一五二の四)についてで、お答えした平成二十五年二月一日から、先の答弁書(平成二十七年三月十日内閣参質一八九第五五号。以下「前回答弁書」という。)一の2についてで、お答えした平成二十七年三月四日までの間に高レベル廃液の貯蔵量が増加している理由について、日本原燃からは、六ヶ所再処理施設を管理するために必要な設備の運転により定常的に高レベル廃液が発生していることや、高レベル廃液を均質に保つために、水及び硝酸を定期的に供給しているためであると聞いている。また、日本原燃からは、同期間内に、高レベル廃液の実廃液を用いたガラス固化体を二十五体製造したと聞いている。

二について
御指摘の論文において、「冷却機能全喪失状態の高レベル廃液の沸騰時間を十五時間、掃気機能全喪失状態でプルトリウム溶液の水素爆発までに要する時間を二時間以上としている」とのこと、前回答弁書一の2についてで、お答えした平成二十三年六月九日付けで日本原燃から提出された「福島第一、第二原子力発電所等の事故を踏まえた再処理施設の緊急安全対策に係る実施状況報告(改正版)」において、「全交流電源供給機能が喪失した場合、現在貯槽に保有している高レベル濃縮廃液及びプルトリウム濃縮液が沸騰に至るまでの時間は一日程度」、「全交流電源供給機能が喪失した場合、水素濃度が可燃限

質問主意書及び答弁書

界濃度に達するまでの時間が最も早い機器(高レベル廃液混合槽で三十五時間程度)と評価されていることは、それぞれの評価の前提条件が異なるものと承知している。前者は、六ヶ所再処理施設的设计上想定されている条件等の下で評価をしているものであるのに対し、後者は、六ヶ所再処理施設の実態に即した条件の下で評価をしているものであり、これらを単純に比較してどちらの値が真実か評価することは適切ではないと考えている。

三について
前回答弁書一の3についてで、お答えしたとおり、冷却機能の確保が、安全を確保するために重要と考えている。

健康増進法改正による健康増進に資する機器やサービスの許可又は承認に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成二十七年四月三十日
参議院議長 山崎 正昭殿
藤末 健三

健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)の第一条では同法の目的について「この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もつて国民保健の向上を図ることを目的とする。」としており、同法に基づき

「特定保健用食品の許可又は承認を行っている。しかしながら、同法第二十六条第一項の許可又は同法第二十九条第一項の承認は「食品」だけを対象とし、運動用器具や整水器など健康増進に著しく資する機器、情報端末機器と連動した体重計や健康計測機器及び情報通信技術を使った健康増進支援サービスなどを許可又は承認する枠組みが整備されていない。
同法の本質的な目的を達成するためには、健康増進に資する機器やサービスも同法に基づき許可又は承認する枠組みを作るべきだと考えるが、いかがか。
右質問する。

平成二十七年五月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出健康増進法改正による健康増進に資する機器やサービスの許可又は承認に関する質問に対する答弁書
健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第二十六条第一項又は第二十九条第一項の規定に基づく販売に供する食品についての特別用途表示の許可又は承認については、食品がその摂取により身体の生理学的機能や生物学的活動に影響を与えることから、販売に供する食品について、特定の保健の目的が期待できる旨の表示をする場合には、個別に生理的機能や特定の保健機能を示す有効性及安全性の評価に関する国の審査を受けた上で、内閣総理大臣による許可又は承認を受けなければならないこととしているものである。

一方、御指摘の「健康増進に資する機器やサービス」

「ビス」については、政府としては、これらの利用が国民の保健の向上に資するとしても、現時点において、有効性や安全性の審査を直接体内に摂取される食品と同程度に行うことを要するとは一般的には解されないことから、許可又は承認を行う枠組みを整備することは考えていない。

養子縁組に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年四月三十日

参議院議長 山崎 正昭殿
浜田 和幸

養子縁組に関する質問主意書
養子縁組に関し、以下質問する。

一 一九九三年に成立した「国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約」(以下「ハーグ国際養子縁組条約」という。)は、締約国間で養子縁組の規則と手続を確立する条約である。国際養子縁組について、子の最善の利益のために行われ、愛にあふれた家庭を確保できる枠組みを取り決めており、先進各国を始め九十か国以上が締結しているが、日本はまだ批准していない。日本がハーグ国際養子縁組条約に批准しない理由を明らかにされたい。

二 過去五年にわたる国内の里親委託、普通養子縁組及び特別養子縁組それぞれの件数を明らかにされたい。また、国際養子縁組による出入国の件数を、国名とともに明らかにされたい。

三 米国国務省は、毎年三十人から四十人の日本人孤児・養子が入国していると発表しているが、日本政府に同様の統計はあるか。ないのであれば、養子縁組についての実情を把握する制度が必要と思われるが、政府の見解を示されたい。

四 養子縁組の斡旋業者は罰則のない届出制であり、無届けの業者による人身売買の危険性が指摘されている。養子縁組事業に対する積極的な監督機能が必要と考えるが、政府の見解を示されたい。

五 国内では保護を必要とする子の九割が乳児院や児童養護施設で暮らしているといわれる。施設で育つ子は家庭の愛情を知らないだけでなく、金銭的問題から早期の自立が求められるため、将来の選択肢も限られてしまうと指摘する声もある。また、保護を必要とする残り一割の子のほとんどが里親制度の下で育つ。里親や子に対しては、国や地方自治体から十分な手当や養育費が支給されるが、養子縁組には支給制度がない。保護を必要とする子の可能性を広げるためにも、養子縁組を行いやすい環境整備が必要と考えるが、政府の見解を示されたい。

六 養子縁組希望者に対する十分かつ適切な斡旋体制が国内で整備されていないため、養子縁組が決まらず、多くの子が施設や国際養子縁組に送られているとの指摘がある。国内における養子縁組希望者数について政府は把握しているか。把握しているのであれば、その数を明らかにされたい。把握していないのであれば、その数を一元的に把握し、斡旋するための体制を整備すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

七 児童相談所は、養子縁組について消極的であり、養子縁組により積極的に関わるべきとの指摘もある。保護を必要とされる子として児童相談所が受けた件数のうち、施設への入所、里親への委託、養子縁組(養子縁組里親を含む)の斡旋等、措置の内容別に件数を明らかにされたい。右質問する。

平成二十七年五月十二日
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿
参議院議員浜田和幸君提出養子縁組に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出養子縁組に関する質問に対する答弁書

一について
御指摘の条約は、養子縁組をする子の最善の利益を確保する国際的な協力体制の構築等を図ることを目的としているところ、御指摘の条約を締結するためには、養子縁組を承認するなどの権限を行使する中央当局の指定を含め、養子縁組をする子の最善の利益を確保するとともに不適切な養子縁組のあつせん等を防止する観点から、関係省庁間の協力体制を整備するなどの必要があり、締結の実現可能性について更に検討を続けていく必要があるものと認識している。

二について
福祉行政報告例によると、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定に基づく里親への委託を実施した件数は、平成二十一年度が千四百二十件、平成二十二年度が千六百件、平成二十三年度が千九百五十一件、平成二十四年度が千六百五十二件、平成二十五年年度が千六百七十三件である。司法統計年報によると、特別養子縁組の成立の件数は、平成二十一年が三百二十六件、平成二十二年が三百二十五件、平成二十三年が三百七十四件、平成二十四年が三百三十九件、平成二十五年が四百七十四件である。

特別養子縁組以外の養子縁組の件数については、把握していない。
また、お尋ねの「国際養子縁組による出入国の件数」についても、把握していない。

三について
お尋ねの統計については、把握していない。また、お尋ねの「養子縁組についての実情を把握する制度」の意味するところが必ずしも明らかではないため、これについてお答えすることは困難である。

四について

養子縁組のあつせんを業として行うことは、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項に規定する第二種社会福祉事業に該当し、国及び都道府県(指定都市及び中核市を含む。以下四についてにおいて同じ。)以外の者が当該事業を開始したときは、同法第六十九条第一項の規定に基づき、事業経営地の都道府県知事(指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)に届け出なければならぬこととされ、同項の規定に違反して当該事業を経営する者が、その事業に関し不当に営利を図る行為をしたとき等は、同法第七十二条第三項の規定に基づき、都道府県知事が、その者に対し、当該事業を経営することを制限し、又はその停止を命ずることができることとされている。また、児童福祉法第三十四条第一項第八号は、成人及び児童のための正当な職業紹介の機関以外の者が、営利を目的として、児童の養育をあつせんする行為を禁止している。御指摘の養子縁組あつせん事業の「監督機能」については、これらの規定等に加えて、「養子縁組あつせん事業の指導について」(平成二十六年五月一日付け雇児第〇五〇一第三号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)等に基づき、都道府県において、当該事業を経営する者が養子の養育を希望する者等から受け取る金品等に関する適切な指導の実施を求めているところであり、引き続き、事業運営の透明性の確保等を図ってまいりたい。

五について

御指摘の「養子縁組を行いやすい環境整備」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、未成年者を養子とする縁組が成立した場合には、養親は、親権者として養子を監護し、これを扶養する義務を負うことになるため、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市(以下「都道府県等」という。)から児童を委託された里親とは異なり、都道府県等が養子の養育に要する費用を支弁することは困難である。

六について
お尋ねの「国内における養子縁組希望者数」については、把握していない。

また、「その数を二元的に把握し、斡旋するための体制を整備すべき」との御指摘については、その意味するところが必ずしも明らかではないため、これについてお答えすることは困難である。

七について

平成二十五年度の福祉行政報告例によると、同年度に児童相談所が児童の福祉に関する相談に応じた件数は三十九万九千九百七十七件であり、そのうち、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定に基づく入所措置を実施した件数は九千九百八十八件、同号の規定に基づく里親への委託を実施した件数は千六百七十三件である。また、お尋ねの「養子縁組(養子縁組里親を含む)の斡旋」の意味するところが必ずしも明らかではないが、同年度の福祉行政報告例によると、同年度に養子縁組の成立を理由に里親への委託を解除された児童の数は二百九十六人である。

平成二十七年四月三十日

浜田 和幸

参議院議長 山崎 正昭殿

国債金利リスクに関する質問主意書

バーゼル銀行監督委員会が導入を検討している銀行保有資産の金利リスクに関する規制で、国内の有力地方銀行や信託銀行も含む全ての国際基準行となる方向が明確になってきた。バーゼル合意に基づく国際統一基準では、銀行が達成すべき自己資本比率を八%以上と定める一方、国内基準では、自己資本比率を四%以上と定めている。また、現在はリスクゼロとされている自国の国債がリスク資産とみなされるため、国債の保有残高に応じて資本を積み増す必要性が生じる。日本銀行の統計によると、二〇一四年末時点の国内行全体の国債保有額は約百二十一兆円で、三大メガバンクの持分である約七十七兆円を除いた約四十四兆円を有力地方銀行などが保有する。これに関し、以下質問する。

一 資本積み増しの必要性が生じれば、リスク資産になる国債売却が迫られるのではないかと懸念が指摘される。不測の事態に備えて、あらかじめ国内行に対する自己資本比率の基準を上げるなど規制を強化する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

二 日本銀行の「異次元緩和」は国債購入枠を年間八十兆円に広げているが、物価上昇目標の「二二年度で二%」の実現が遠いことから、追加緩和を求める声が出ている。一方で、これ以上の緩和拡大は世界から財政ファイナンスとみなされるなどの指摘もある。物価上昇目標の二%達成はどの時点までに可能と考えるか、政府の見解を示されたい。

三 内閣府は本年二月、「中長期の経済財政に関する試算」を経済財政諮問会議に提出し、二〇二〇年度の基礎的財政収支について、名目経済

成長率三%、消費税率十%でも黒字化は困難であると試算している。目標を掲げたまま黒字化が達成できなければ、国際的な信用問題に発展する可能性があるが、二〇二〇年度の黒字化目標は現状でも変わらないか、明らかにされた

四 海外投資家の国債保有比率が上昇を続けており、二〇一四年末の時点で九・三%、九十五兆円余に上る。国債を守る観点から、海外投資家が売り浴びせた場合に政府あるいは日本銀行にどのようなリスク回避手段があるかと考えるか、政府の見解を示されたい。

平成二十七年五月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出国債金利リスクに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出国債金利リスクに関する質問に対する答弁書

一について
現在、バーゼル銀行監督委員会において、国債に限らず、金融機関における銀行勘定で保有する資産・負債全体の金利リスクの規制の枠組みに関する検討が行われているところであるが、同委員会においては様々な議論がなされている段階であり、規制の見直しは銀行の資産保有に与える影響や国内における規制対応について、現時点で予断をもってお答えすることは差し控えたい。

二について
日本銀行は、「経済・物価情勢の展望」(平成二十七年五月一日公表)において、消費者物価の前年比(消費税率引上げの直接的な影響を除くベース)について、「二%程度に達する時期は、原油価格の動向によって左右されるが、現

状態の水準から緩やかに上昇していくとの前提にたてば、二十十六年度前半頃になると予想される。」と見通しているものと承知している。政府としては、日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、二パーセントの物価安定目標を実現することを期待している。

三について
国と地方を合わせた基礎的財政収支を二十二十年度(平成三十二年)度までに黒字化するという目標に変わりはない。

四について
政府としては、仮定の場合についてのお尋ねについて、お答えすることは差し控えたい。今後とも財政健全化の取組を着実に進め、そのことを積極的に情報発信していくことを通じて、国債に対する信頼を確保してまいりたい。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
二二〇円	二二六円